

令和元年旭市議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月5日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
人事の紹介	3
議長報告事項	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案上程	5
議案第 1号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 3号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	
議案第 5号 財産の取得について（資機材搬送車1台）	
議案第 6号 専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）	
議案第 7号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）	
議案第 8号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
報告第 1号 平成30年度旭市一般会計継続費繰越計算書について	
報告第 2号 平成30年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について	
報告第 3号 平成30年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について	
報告第 4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）	
報告第 5号 専決処分の報告について（金銭債権に係る訴えの提起及び和解）	

報告第 6 号 専決処分の報告について（住宅の明渡しに係る訴えの提起）

提案理由の説明並びに政務報告	6
議案の補足説明及び報告の説明	1 4
散 会	2 6

第 2 号 （6月10日）

議事日程	2 7
本日の会議に付した事件	2 7
出席議員	2 7
欠席議員	2 7
説明のため出席した者	2 7
事務局職員出席者	2 8
開 議	2 9
議案質疑	2 9
常任委員会議案付託	4 4
常任委員会請願付託	4 4
常任委員会陳情付託	4 5
散 会	4 5

第 3 号 （6月12日）

議事日程	4 7
本日の会議に付した事件	4 7
出席議員	4 7
欠席議員	4 7
説明のため出席した者	4 7
事務局職員出席者	4 8
開 議	4 9
一般質問	4 9
20番 高 橋 利 彦	4 9
1番 片 桐 文 夫	7 9

12番 伊藤 保	84
6番 米本 弥一郎	97
散 会	104

第 4 号 (6月13日)

議事日程	105
本日の会議に付した事件	105
出席議員	105
欠席議員	105
説明のため出席した者	105
事務局職員出席者	106
開 議	107
一般質問	107
4番 林 晴 道	107
18番 木内 欽 市	126
9番 高 木 寛	142
15番 伊藤 房 代	161
議案上程	171
議案第 9号 工事請負契約の締結について	
議案第10号 工事請負契約の締結について	
提案理由の説明	171
議案の補足説明	172
議案質疑	173
常任委員会議案付託	179
散 会	180

第 5 号 (6月24日)

議事日程	181
本日の会議に付した事件	181
出席議員	182

欠席議員	182
説明のため出席した者	182
事務局職員出席者	183
開 議	184
永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈	184
常任委員長報告	185
質疑、討論、採決	187
常任委員長請願報告	189
質疑、討論、採決	190
陳情第4号の取り下げの件	191
常任委員長陳情報告	192
質疑、討論、採決	192
発議案上程	194
発議第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	
発議第 2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書の提出について	
提案理由の説明	194
質疑、討論、採決	197
議案上程	198
議案第11号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
提案理由の説明	198
議案の補足説明	198
質疑、討論、採決	199
事務報告	201
閉 会	201

令和元年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第1号）

令和元年6月5日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 人事の紹介
 - 第 3 議長報告事項
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 会期の決定
 - 第 6 議案上程
 - 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 人事の紹介
 - 日程第 3 議長報告事項
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 議案上程
 - 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（16名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 片 桐 文 夫 | 2 番 | 平 山 清 海 |
| 3 番 | 遠 藤 保 明 | 4 番 | 林 晴 道 |
| 6 番 | 米 本 弥一郎 | 8 番 | 宮 内 保 |
| 9 番 | 高 木 寛 | 10 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 11 番 | 宮 澤 芳 雄 | 12 番 | 伊 藤 保 |

13番 島田和雄
16番 向後悦世
19番 佐久間茂樹

15番 伊藤房代
18番 木内欽市
20番 高橋利彦

欠席議員（1名）

17番 景山岩三郎

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	山崎剛成
行政改革 推進課長	井上保巳	総務課長	伊藤憲治
企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	遠藤泰子
環境課長	木内正樹	保険年金課長	在田浩治
健康管理課長	遠藤茂樹	社会福祉課長	仲條義治
子育て 支援課長	石橋方一	高齢者 福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬博久	都市整備課長	加瀬宏之
下水道課長	丸山浩	会計管理者	多田英子
消防長	川口和昭	水道課長	宮負亨
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	加瀬政吉
生涯学習課長	八木幹夫	体育振興課長	花澤義広
監査委員 局長	伊藤義一	農業委員会 事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長 高安一範 事務局次長 池田勝紀

開会 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解いただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（向後悦世） ただいまの出席議員は15名、議会は成立しました。

これより令和元年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（向後悦世） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付の異動による人事の紹介をいたします。

伊藤憲治総務課長。

小倉直志企画政策課長。

伊藤義隆財政課長。

山崎剛成秘書広報課長。

井上保巳行政改革推進課長。

仲條義治社会福祉課長。

在田浩治保険年金課長。

石橋方一子育て支援課長。

遠藤茂樹健康管理課長。

遠藤泰子市民生活課長。

加瀬博久建設課長。

木内正樹環境課長。

加瀬政吉学校教育課長。

八木幹夫生涯学習課長。

加瀬宏之都市整備課長。

丸山浩下水道課長。

宮負亨水道課長。

多田英子会計管理者。

なお、その他の異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書により、ご了承お願いいたします。

◎日程第3 議長報告事項

○議長（向後悦世） 日程第3、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思えます。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（向後悦世） 日程第4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

13番、島田和雄議員、15番、伊藤房代議員、以上の2名を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定

○議長（向後悦世） 日程第5、会期の決定。

会期の決定を議題とします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの20日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(向後悦世) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月24日までの20日間と決定しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思えますので、ご協力をお願いいたします。

○議長(向後悦世) 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第8号までの8議案と報告第1号から報告第6号までの報告6件であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか、関係課長の出席を求めました。

◎日程第6 議案上程

○議長(向後悦世) 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第8号までの8議案と報告第1号から報告第6号までの報告6件を一括上程いたします。

議案第 1号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第 5号 財産の取得について(資機材搬送車1台)

- 議案第 6号 専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第 7号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 8号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 1号 平成30年度旭市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 2号 平成30年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3号 平成30年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 報告第 5号 専決処分の報告について（金銭債権に係る訴えの提起及び和解）
- 報告第 6号 専決処分の報告について（住宅の明渡しに係る訴えの提起）

◎日程第7 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（向後悦世） 日程第7、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに令和元年旭市議会第2回定例会を招集し、令和元年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

はじめに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,200万円を追加し、予算の総額を302億200万円とするものであります。

議案第2号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、本条例に規定する選挙執行に係る者の報酬額を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、本年10月から導入される軽自動車税環境性能割について、非課税の範囲を県の自動車税環境性能割と

同様とするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、同組合を組織する団体の数の減少に伴う規約の改正について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第5号は、財産の取得についてでありまして、消防本部に配備する資機材搬送車を購入することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号から議案第8号までの3議案は、専決処分の承認についてでありまして、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定及び旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成30年度旭市一般会計継続費繰越計算書について、報告第2号は、平成30年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号は、平成30年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第4号から報告第6号までは、議会からの委任による専決処分について、それぞれ報告するものであります。

次に、平成30年度の一般会計並びに各特別会計の執行について、概要を申し上げます。

平成30年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、平成30年度の一般会計は、概算で歳入総額307億3,200万円、歳出総額290億1,600万円、翌年度に繰り越しとなる財源を差し引いた実質収支額は10億7,000万円の黒字と見込まれるものであります。

また、特別会計についても、概ね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、農業について申し上げます。

本年3月に農林水産省が公表した、平成29年の旭市の農業産出額は、約582億円で、昨年と比べ約15億円の増となりました。さらに順位も一つ上げて全国第5位となり、全国トップクラスの産出額を誇っているところであります。

水田農業については、飼料用米等の戦略作物の取り組みを推進しており、5月には、飼料

用米のさらなる取り組み拡大について、県より要請を受けたところであります。

今後も、米価安定のため需要に応じた米生産を推進し、稲作経営の安定化を図ってまいります。

園芸については、県の補助事業である「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、施設園芸の一大産地として、さらなる発展のため、生産施設・管理機械等の整備を支援してまいります。

畜産については、本年1月に発生した豚の家畜伝染病の「豚流行性下痢」による被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携しながら、防疫対策を実施しているところであります。今後も、各畜産農家へ衛生管理の徹底を働きかけるとともに、防疫活動を支援してまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

プレミアム付共通商品券発行事業については、本年も旭市商業振興連合会を通じて、7月と12月の2回で、合わせて1万7,000セット、総額1億8,700万円分の販売を予定しております。

創業支援事業については、創業セミナーを今月と11月に開催いたします。このセミナーは、市の創業支援事業計画に基づき、連携事業者である旭市商工会の主催により実施するもので、市内で開業を目指す新規創業者の促進と、地域経済の振興を図るため、支援をしてまいります。

次に、労政について申し上げます。

合同企業説明会については、旭市雇用対策協議会主催、本市後援により、4月23日に開催されました。この事業は、来春卒業予定の市内及び近隣高校生等に地元企業をPRし、人材確保につなげようとするもので、市内企業16社が参加し、388名の高校生や大学生等が熱心に説明を受けたところであります。

また、企業と求職者のマッチングの場を提供する「合同就職面接会&会社説明会」を7月18日に開催する予定であります。

次に、観光事業について申し上げます。

「袋公園桜まつり」については、4月1日から12日まで開催し、4月6日には、本市の観光大使であります桂竹千代さんの落語をはじめ、演芸大会やわくわく市場などの催しに、1万6,000人余りが訪れ、賑わいを見せたところであります。

これから、夏の観光シーズンを迎えます。「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」については、7月27日、28日、「旭市七夕市民まつり」については、8月6日、7日に開催を

予定しております。

海水浴場については、7月13日から8月25日までの44日間、矢指ヶ浦海水浴場と飯岡海水浴場を開設する予定であり、市営海浜プールについては、7月20日から9月1日までの44日間の開設を予定しております。現在、開設に向けて関係機関のご協力をいただきながら、来遊者が安全で楽しく過ごしていただけるよう、準備を進めているところであります。

このほか、「あさひ砂の彫刻美術展」については、飯岡海岸を会場に7月1日から28日までの28日間の開催を予定しており、7月20日には、「サマーフェスタin矢指ヶ浦」、8月11日には「復興イベント」を矢指ヶ浦海水浴場において開催する予定であります。

それぞれのイベントにおいて、実行委員会を中心に検討が重ねられているところであり、多くの市民や観光客の皆様に来場していただけるよう、市としてもPRに努めてまいります。

次に、道の駅「季楽里あさひ」について申し上げます。

道の駅季楽里あさひについては、大変好評をいただいております、平成30年度の来場者数は115万7,000人、道の駅全体の売上げは7億5,000万円となりました。

また、「株式会社季楽里あさひ」の第4期となる平成30年度の決算については、今月の株主総会での承認を経て、正式に決定する予定であります、約1,700万円の純利益を見込んでおります。

今後、旭市の農畜水産物の情報発信施設として、より一層のPRに努めてまいります。

次に、子育て世帯等を対象とするプレミアム付商品券事業について申し上げます。

本年10月から予定されている消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、額面2万5,000円の商品券を2万円で購入できるプレミアム付商品券事業の実施を予定しております。

なお、本事業の実施に必要な経費について、補正予算を本定例会に提案するものであります。

次に、子育て支援について申し上げます。

平成30年度に保育指針が改訂され、3歳以上児の保育内容について、「幼稚園教育要領」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」との一層の整合性を図ることとされていることから、公設公営保育所において、「英語教育事業」を開始いたしました。脳の発育が最も盛んな幼児期に、英語講師による遊びや音楽などを通じて英語に触れることにより、入所児童の興味や関心を高めることができると考えております。

次に、学校教育について申し上げます。

課外活動支援については、学校の教育計画に基づき、顧問等として、より主体的な指導ができる部活動支援員を今年度から新たに6名任用し、教職員の指導時間の軽減を図りながら、課外活動支援員4名とともに、部活動のさらなる質的向上に取り組んでおります。

次に、教育環境について申し上げます。

小中学校の適正規模に基づく適正配置については、今後、少子化の進展が想定される中で、必要不可欠な取り組みであり、将来を見据え計画的に進めていかなければならないものであります。

このため、本年度に「旭市学校再編計画策定委員会」を設置し、「旭市学校のあり方検討委員会」からの提言と将来人口推計を踏まえた、市内小中学校の再編計画を策定してまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

小学校の屋内運動場防災機能強化工事については、干潟小学校と滝郷小学校の契約を5月末に締結し、共和小学校、矢指小学校については、現在、発注に向けた準備を進めております。

第一中学校、第二中学校及び海上中学校の武道場防災機能強化工事に伴う実施設計業務については、5月末に契約を締結し、業務に着手いたしました。

また、小中学校への空調設備の設置については、5月末で設計業務が完了いたしましたので、現在、発注に向けた準備を進めているところであります。

次に、子ども議会について申し上げます。

子ども議会については、市内小中学校の児童生徒を対象に、7月25日に開催いたします。議員として実際に議会を体験することで、市政に関心を持っていただくとともに、次代を担う子どもたちの意見を市政に反映していければと、考えております。

次に、文化振興について申し上げます。

旭市民音楽祭については、8月4日に東総文化会館での開催を予定しており、17団体249名の参加申し込みをいただいております。

次に、スポーツ振興について申し上げます。

「第63回千葉県東部五市体育大会」については、5月19日に成田市で開催され、各市の予選を勝ち抜いた選手によるレベルの高い対戦が繰り広げられ、五市のスポーツ交流による相互の発展に大きく貢献する大会となりました。

次に、東京2020オリンピックについて申し上げます。

東京2020オリンピック聖火リレーのルートが今月1日に発表され、千葉県内は来年の7月2日から4日の3日間で、21市町を回るコースとなりました。

旭市は7月3日に、いいおかみなと公園からいいおかユートピアセンターまでがコースに選定されました。

詳細については、今後、県と組織委員会との協議により決定されますが、市としましても聖火リレーを盛り上げるイベントの開催を考えてまいります。

次に、体育施設について申し上げます。

総合体育館屋根・外壁改修工事については、3月19日に契約を締結し、来年の2月28日の工期内の完成に向け、工事を進めてまいります。

また、サッカー場整備事業については、本年度中に基本設計を作成するための契約準備を進めているところであります。

次に、定住促進について申し上げます。

定住促進奨励金の交付については、平成30年度において、42件、2,610万円を支給し、これによる実転入者は110人でありました。

本年度も若者や子育て世代の移住・定住をより促進させるため、最大で150万円を交付できるよう、要件の見直しをいたしました。今後もホームページ等を活用して、本事業をより広くPRし、市内への移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、5月5日、6日に、大原幽学先生ゆかりの水田で田植えイベントを開催し、東京都や県内東葛地域などから、両日合わせて408名の家族連れの参加者がありました。地元農産物をPRするための豚汁の無料配布や農産物の直売のほか、大原幽学先生を紹介する紙芝居などを行い、都市住民との交流を図ることができました。

旭市・茅野市児童交流事業については、7月31日から8月2日までの3日間、長野県茅野市の児童30名を本市で受け入れる予定であります。

また、沖縄交流事業については、6月27日から29日までの3日間、市内3小学校から児童20名が沖縄県中城村を訪問し、中城村からは、11月7日から3日間、18名の児童が本市を訪れる予定となっております。これらの事業を通じて、姉妹都市として児童相互の友好関係を深めるとともに、児童がより広い視野を持てることを期待しております。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

昨年度の寄付納付額は、4,847万5,348円でありました。

返礼品については、旭市の農畜水産物や加工品などを中心に127種を取りそろえており、今後も魅力的な返礼品を増やし、ふるさと旭のPRとともに事業を推進してまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道の整備については、工事予定箇所の総堀線南側から消防本部東側までの区間について、工事の発注を予定しております。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、鉄道横断工事委託におけるJR東日本千葉支社との基本協定の締結に向けて、準備を進めているところであります。

南堀之内バイパスの整備については、用地取得が整った区間の道路縦断計画の見直しをするため、道路詳細設計修正業務の委託準備を進めているところであります。

津波避難道路については、飯岡地域の横根三川線、旭地域の椎名内西足洗線の未取得の用地について、引き続き地権者のご理解とご協力をお願いしているところであります。

次に、排水整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、本年度末の幹線排水路の事業完了に向け、残り区間の工事を発注いたします。また、計画地域の面整備工事のための詳細設計業務の委託準備を進めているところであります。

次に、良質な環境の保全について申し上げます。

地域環境の保全及び美化を推進するため、きれいな旭をつくる会を中心に、市民の皆様のご協力をいただきながら、事業を実施しているところであります。

5月26日に実施いたしました春のゴミゼロ運動では、約9,000人の市民の皆様にご協力をいただき、13トンの空きかん、空きびん、ペットボトル、散乱ごみなどを回収することができました。

今後もこの運動を継続し、ごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用、再資源化などを推進してまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設の計画地として、また、銚子市森戸町地区を広域最終処分場の計画地として、事業を進めております。

広域ごみ処理施設については建物の基礎工事を、広域最終処分場については造成工事を行っており、両施設とも順調に進んでおります。

今後も、計画どおり令和2年度末の完成を目指し、組合及び構成市との連携を図ってまいります。

次に、空家対策について申し上げます。

空家対策については、昨年度実施しました空家等実態調査により空家等の可能性の高いものが1,129件、そのうち周辺に悪影響を与える恐れのあるものが106件となっております。

今後は、この調査結果を活用し、空家等対策計画の策定に取り組んでまいります。

次に、消防について申し上げます。

消防体制の充実については、干潟地域の南堀之内、清和乙、米込地区の消防庫の改築を行い、3月30日に地元消防団へ引き渡しを行いました。

また、本年度から住宅用火災警報器の普及のため、75歳以上の高齢者世帯に対する助成事業を開始いたしました。

今後も、消防力の充実強化を進めるとともに、市民の防災意識の高揚を図ってまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

4月19日、新庁舎建設工事に先立ち、施工業者主催による起工式が執り行われ、工事の安全と無事の完成を祈願したところであります。

現在、建設工事は、地盤の改良工事を行っており、引き続き、安全に十分配慮しながら工事を進めてまいります。

また、5月23日から工事の進捗状況として、ドローン及び地上から撮影した写真を市ホームページに掲載したところであります。今後も進捗に応じて随時更新してまいります。

次に、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については、本年度が計画期間の最終年度にあたります。

現在、新たな総合戦略の策定に向けて取り組んでいるところであり、市のまちづくりの指針とするため、国土強靱化地域計画、さらには行政改革アクションプランを一体化させた計画の策定に取り組んでおります。

将来都市像である「郷土愛からつなぐ未来、ず〜っと大好きなまち、旭」を実現するため、地方創生の目的でもある、人口減少問題の克服、そして、災害に対し平時から備えのできたまちづくり、持続可能なまちづくりを展開し、市全体を活性化し、市民が満足して安心して暮らすことができるよう努めてまいります。

次に、生涯活躍のまち構想について申し上げます。

本構想については、今年の1月にイオンタウン株式会社を代表事業者とするグループを最

優秀提案者に決定したところであり、提案された事業計画の詳細について最優秀提案者と検討しているところでもあります。

計画予定地については、用途地域の指定を予定しており、県などとの検討を開始いたしました。また、地権者説明会を開催し、現在、最優秀提案者による地権者との調整に入っているところでもあります。

さらには、最優秀提案者から提案のあった事項について検討するため、最優秀提案者と市との合同でワーキンググループを設置し、より魅力を高めるための機能について検討を始めました。

今後は、よりよいまちづくりとなるよう、生涯活躍のまち推進協議会においてご意見等を伺いながら、この事業が実現できるよう全力で取り組んでまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（向後悦世） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第8 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（向後悦世） 日程第8、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第5号については、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） それでは、議案第1号及び議案第5号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、説明させていただきます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

元号を定める政令による改元に伴い、平成31年度旭市一般会計補正予算の名称を令和元年度旭市一般会計予算とするものであります。

続きまして、第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ1億2,200万円を追加し、予算の総額を302億200万円とするものです。

7ページをお願いいたします。

歳入については、順を追って説明いたしますが、事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

初めに、13款2項2目民生費国庫補助金のうち1節社会福祉費国庫補助金、1億1,410万円の追加は、プレミアム付商品券事務費及び事業費に係る補助金を新規計上するもので、本年10月から実施予定の消費税率引き上げに伴う所得の低い方、子育て世帯対策として実施するプレミアム付商品券事業の経費に対する補助金です。

2節児童福祉費国庫補助金、70万円の追加は、母子家庭等対策総合支援事業費補助金を新規計上するもので、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別の給付措置に対する補助金です。

14款2項2目民生費県補助金、720万円の追加は、子ども・子育て支援事業費補助金を新規計上するもので、幼児教育無償化に伴うシステムの改修経費に対する補助金です。

続きまして、歳出になります。

8ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費、720万円の追加は、電算システム運用事業の増で、幼児教育無償化に伴うシステムの改修費用です。

3款1項1目社会福祉総務費、1億1,410万円の追加は、プレミアム付商品券事業を新規に計上するもので、財源はプレミアム付商品券事務費及び事業費に係る補助金を充てるものです。

9ページをお願いいたします。

3款3項2目母子父子福祉費、70万円の追加は、母子父子福祉事業の増で、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を計上するものです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第5号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

議案第5号の裏面をご覧ください。

取得する財産は資機材搬送車1台で、消防本部に配備されるものです。金額は2,221万9,224円、取得の相手方は、山武郡芝山町岩山1340番4、いすゞ自動車首都圏株式会社成田支店、支店長平澤和也であります。契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争

入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成31年4月8日に公告し、4月22日まで入札書の受け付けを行ったところ、1者から入札書の提出がありました。

4月23日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は5月9日、納入期限は12月27日であります。なお、予定価格は2,504万7,000円、落札率は88.71%でありました。

以上で、議案第1号及び議案第5号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（向後悦世） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第4号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） 議案第2号及び議案第4号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第2号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が5月15日に公布、施行され、それに伴い、選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人の報酬単価をそれぞれ100円または200円引き上げる改定がされたことから、本条例で定めるこれらの職務に係る報酬額を100円または200円引き上げるものです。

それでは、改正内容について新旧対照表で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

1ページをお願いいたします。

別表第1中、選挙長の報酬額を1万600円から1万800円に、投票所の投票管理者の報酬額を1万2,600円から1万2,800円に、期日前投票所の投票管理者の報酬額を1万1,100円から1万1,300円に、開票管理者の報酬額を1万600円から1万800円に、選挙立会人の報酬額を8,800円から8,900円に、投票所の投票立会人の報酬額を1万700円から1万900円に、期日前投票所の投票立会人の報酬額を9,500円から9,600円に、開票立会人の報酬額を8,800円から8,900円に改めるものです。

以上で、議案第2号の補足説明を終わらして、続いて、議案第4号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改

正する規約の制定に関する協議について、説明申し上げます。

この協議は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日に解散するため、同組合を組織する団体数の減少等に伴う規約改正について関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、新旧対照表の4ページをご覧ください。

今回の改正は別表のみの改正であり、今、申し上げた香取市東庄町病院組合について、別表第1の組合を組織する団体及び別表第2の各事務を共同処理する団体から、ともに削除するものであります。

なお、別表第2の共同処理する事務のうち、第1号は常勤職員に対する退職手当の支給、第3号は議会の議員等の公務災害補償、第11号は公平委員会についての事務であります。

また、附則においては本規約の施行期日を令和元年9月1日とするものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第6号から議案第8号までについて、税務課長、登壇してください。

（税務課長 石毛春夫 登壇）

○税務課長（石毛春夫） 税務課から、議案第3号及び第6号から8号までの議案の補足説明を申し上げます。

初めに、議案第3号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本年10月1日から自動車取得税が廃止され、新たに軽自動車税環境性能割の課税が始まります。軽自動車税の環境性能割については、当分の間、市町村ではなく都道府県が賦課、徴収を行うこととされております。

よって、非課税の取り扱いについて千葉県県税条例で規定する自動車の環境性能割と同様の取り扱いとする必要があるため、必要な事項を定めるなどの改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の2ページをお願いいたします。

第81条の2の改正でございますが、商品であって使用しない軽自動車などに対しては軽自動車税の種別割を課さない旨の規定を追加するものです。本規定に関しては、現行条例第81条に同様の規定がございますが、平成28年及び29年に制定した本年10月1日付で施行となる改正条例において規定の整理を行ったことから、改めて本規定を追加するものであり、従来

と取り扱いに変更が生じるものではございません。

次に、附則第15条の2の2を追加する改正でございますが、県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない旨を定めるものです。

具体的には、日本赤十字社が取得し直接使用する軽自動車のうち、緊急用のもの、巡回診療または患者の輸送に要するもの、血液事業に要する、救護資材の運搬に要するものなどが挙げられます。

最後に、附則でございますが議案第3号の改正条例をご覧ください。

第1条、この条例の施行期日を令和元年10月1日とするものです。

第2条、経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第6号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され同年4月1日に施行されることに伴い、緊急に旭市税条例を改正する必要性が生じたことから3月29日に専決処分により制定した旭市税条例等の一部を改正する条例について議会の承認を求めるものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表をご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

初めに、旭市税条例第1条関係の改正になります。

第34条の7は寄附金税額控除について定めるもので、このうち特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするなどの改正です。

附則第7条の3の2は、住宅借入金と特別税額控除を拡充するもので、本年10月1日から翌年12月末までの間に取得、居住を開始した場合に限り、控除期間を10年間から13年間に延長するものです。

住宅借入金等特別控除に係る申告要件を廃止するものです。

8ページをお願いいたします。

附則第7条の4の改正は、法第314条7の改正に伴う規定の整備でございます。

附則第9条の改正は、申告特例の対象を特例控除対象寄附金とするなどの規定の整備です。

9ページをお願いいたします。

附則第9条の2の改正は、特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付された際

に申告特例控除額の適用があるものと改正するものです。

10ページから12ページまでの附則第10条の2の改正は、法改正に伴う条例の整備です。

12ページをお願いいたします。

附則第10条の3は、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置が創設されたことに伴い、その適用を受けようとするものがすべき申告について新たに規定するもので、13ページから15ページにかけては政令改正に伴う条項の整備です。

15ページをお願いいたします。

附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の特例について定めるものです。グリーン化特例として、重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除いたします。

19ページをお願いいたします。

附則第16条の2の改正は、先ほどの附則第16条の改正に伴う引用条項の整理となっております。

附則第22条の改正は、法附則第56条の改正に伴う規定の整理でございます。

次に21ページをお願いいたします。

旭市税条例第2条関係の改正となります。

第36条の2、市民税の申告について定めるもので、納税者の申告の手続きを簡素化するため年末調整を受けるものを有する居住者が提出する確定申告書の記載事項のうち、年末調整と確定申告とで適用を受ける所得控除の額が同額である場合は内訳の記載を要しないこととされ、市民税に関しても同様の取り扱いとするため新たに規定するものです。

第36条の3の2及び第36条の3の3の規定は、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書について定めるもので、当該申告書の記載事項に単身児童扶養者を追加するものです。

24ページをお願いいたします。

附則第15条の2の規定は、法第451条第1項1号に規定する電気自動車等に該当する自家用の軽自動車の取得が本年10月1日から来年9月30日までの間に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を課さない旨、臨時的規定を新設するものです。

附則第15条の2の3の規定は、軽自動車の環境性能割の賦課徴収に関しグリーン化特例に該当する軽自動車に該当するかどうかの判断に当たっては、国土交通大臣の認定等に基づいて判断することなどを定めるものです。

25ページをお願いいたします。

附則第15条の6の規定は、自家用軽自動車のうち乗用のものに関してはその取得が本年10月1日から来年9月30日までの間に行われたときに限り、税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設するものです。

附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割の特例とし、平成32年度及び平成33年度のグリーン化特例の規定を新設するものとともに、28ページをお願いします、附則第16条の2の規定は、軽自動車の種別割の賦課、徴収に関し、グリーン化特例に該当する軽自動車に該当するかどうかの判断に当たっては、国土交通大臣の認定などに基づいて判断することなどを定めるものです。

次に、29ページをお願いいたします。

旭市税条例第3条関係の改正になります。

第24条の規定は、個人の市民税の非課税の範囲について定めるもので、新たに非課税措置の対象として単身児童扶養者を追加するものです。

附則第16条の改正は、平成34年度分及び平成35年度分のグリーン化特例について対象を電気自動車などに限った上で、新設するものです。

次に、30ページをお願いいたします。

附則第16条の2の改正は、引用条項の整理でございます。

次に、31ページをお願いいたします。

旭市税条例の一部を改正する条例第4条関係の改正になります。

平成28年3月に制定した旭市税条例の一部を改正する条例について、今般、第1条と第2条の規定による旭市税条例の一部改正との整合を図るため規定の整備を行うため改正となりました。

次に、33ページをお願いいたします。

旭市税条例の一部を改正する条例第5条関係の改正となります。

平成30年3月に制定した旭市税条例の一部を改正する条例について、一部改正を行ったもので、第48条に次の8項を加える改正規定中、34ページの13の3項から35ページの17項までの規定は、大法人に対する申告書電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書などの提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害、その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認める場合の手続きなどについて、新たに規定するものです。

議案第6号については、以上でございます。

次に、議案第7号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちらも専決処分により制定したもので議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の37ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、いずれも法改正に伴う条項の整理となっておりますのでよろしくをお願いします。

議案第7号については以上でございます。

次に、議案第8号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、こちらも専決処分により制定いたしましたので議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の39ページをお願いいたします。

今回の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものです。

第23条の2号の規定については、5割軽減世帯の所得基準額について加算する1人当たりの額を27万5,000円から28万円に引き上げるものです。

同条第3号の規定については、2割軽減世帯の所得基準額とし加算する1人当たりの額を50万円から51万円に引き上げるものです。

以上で、議案第3号及び議案第6号から8号までの4議案について補足説明を終わりにします。

○議長（向後悦世） 税務課長の補足説明は終わりました。

会議の途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号から報告第3号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） それでは、報告第1号から報告第3号について説明させていただきます。

ます。

初めに、報告第1号、平成30年度旭市一般会計継続費繰越計算書についてです。

この計算書は、平成30年度一般会計予算において、新庁舎建設事業に係る継続費として、平成29年度から平成32年度までの4か年で、総額を60億7,160万5,000円と定めたものですが、平成30年度の年割額24億7,199万3,784円のうち4億1,305万9,600円を翌年度に逡次繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものです。

続きまして、報告第2号、平成30年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてです。

この計算書は、繰越明許費として、平成30年度一般会計補正予算において設定した事業について、翌年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものです。

繰り越した事業は、全部で10事業ございます。

初めに、2款1項一般管理費の庁舎管理費は海上支所の非常予備発電機整備工事で、使用する部品の納入に不測の日数を要したことから年度内の完了が困難となったため、81万円を繰り越したものです。なお、事業は先月中に完了しております。

6款1項農業費の農業基盤整備事業は、飯岡西部地区及び豊和地区のほ場整備事業に係る県営事業負担金で、国の補正予算分の事業について、県が繰り越すのと併せ、市においても3,967万1,000円を繰り越したもので、事業全体の完了は令和2年3月を予定しております。

8款2項、道路橋梁費の道路新設改良事業は、飯岡地域横根地先の地域排水整備工事です。保安林区域の施工に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため、1,246万円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

次の冠水対策排水整備事業は、旭地域イ地先の排水路整備工事が主なものです。本工事に隣接する流末部の排水路整備工事が未完了であることから工事着手ができなかったため、1億3,958万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和2年3月を予定しております。

次の旭中央病院アクセス道整備事業は、海上地域琴田地区の道路改良工事及び道路改良附帯工事です。境界画定や農業用パイプラインの施工位置の協議に不測の日数を要したため、4,700万円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、物件移転や関係機関との協議に不測の日数を要したため、1億235万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

10款2項小学校費の小学校施設改修事業は、市内小・中学校の空調設置工事の設計及び工事費のうち小学校分です。国の補正予算成立を経たからの事業執行であったことから適正な

事業期間の確保ができなかったため、7億5,185万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和2年1月を予定しております。

次の小学校大規模改造事業は、干潟小学校及び滝郷小学校の体育館の防災機能強化工事です。国の交付金について、国の補正予算による採択、次年度事業の前倒し採択があったため、1億34万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

10款3項中学校費の中学校施設改修事業は、市内小・中学校の空調設置工事の設計及び工事費のうち中学校分です。小学校施設改修事業と同じく、国の補正予算成立を経たからの事業執行であったことから3億7,117万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和2年1月を予定しております。

10款5項保健体育費の社会体育施設改修事業は、総合体育館の屋根及び外壁の改修工事費であり適正な工期の確保が困難であったため、1億9,894万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和2年2月を予定しております。

続きまして、報告第3号、平成30年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について説明させていただきます。

この計算書は、平成30年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰越したものについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものです。

繰り越した事業は4事業です。

初めに、8款2項道路橋梁費、道路維持補修事業は、旭地区ハ地先の道路排水整備工事です。側溝改修工事に伴うガス管の移設に不測の日数を要したため、393万1,200円を繰り越したもので、今月の完了を予定しております。

次の冠水対策排水整備事業は、旭地域イ地先の排水路整備工事です。大型商業施設のガス管及び給水管の移設に不測の日数を要したため、4,766万4,760円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

次の旭中央病院アクセス道整備事業は、海上地域琴田地先の道路改良工事です。農業用パイプラインの施工位置の協議に不測の日数を要したため、7,075万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

次の9款1項消防費、防災対策整備事業は、防災備蓄品の購入費です。3月16日に市内で発生した断水の対応として使用した防災備蓄用の飲料水を補填するため発注しましたが、発注量が多く納入までに不測の日数を要したことから、716万6,448円を繰り越しましたが、事業は5月に完了いたしました。

以上で、報告第1号から報告第3号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（向後悦世） 財政課長の説明は終わりました。

報告第4号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） 報告第4号、専決処分の報告について、説明を申し上げます。

これは、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております、市の義務に属する損害賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分をいたしましたので、議会へ報告するものです。

それでは、案件ごとに説明いたします。

案件1は、平成30年3月20日旭市ニ地先道路上において、道路側溝のグレーチングのはね上がりによりタイヤが破損した自動車物損事故でありまして、同年4月9日に専決しております。

損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件2は、平成30年4月4日旭市蛇園地先道路上において、対向車を避けるために路肩へ車両を寄せた際、路肩の破損箇所にてタイヤ及びホイールが破損した自動車物損事故でありまして、同年4月27日に専決しております。

案件3は、平成30年5月27日豊畑小学校において操法訓練中の消防団車両が、停車中の団員所有の自動車に接触したことによる自動車物損事故でありまして、同年7月20日に専決しております。

案件4は、平成30年7月5日旭市ニ地先道路上において、草刈作業中に小石がはね、走行中の自動車のサイドガラスが破損した自動車物損事故でありまして、同年7月23日に専決しております。

案件5は、平成30年7月24日旭市萬歳地先道路上において、消火栓マンホールの一部が陥没した箇所に自動車が入り込み、左後輪部が破損した自動車物損事故で、同年10月4日に専決しております。

案件6は、平成30年9月18日旭スポーツの森公園駐車場において、草刈作業中に小石がはね、駐車中の自動車のリアガラスが破損した自動車物損事故でありまして、同年10月19日に専決しております。

案件7は、平成29年10月1日から平成30年3月26日施工の旭市三川地先における排水路整

備工事に起因する地下水位の変動により生じた農作物への損害でありまして、平成30年11月1日に専決しております。

案件8は、平成30年11月22日救急支援出動中の消防車両が、旭市ハの傷病者宅の門柱に接触したことによる物損事故でありまして、平成31年2月28日に専決しております。

案件9は、平成28年9月13日から平成29年3月25日施工の旭市イ地先における道路改良工事に起因する地盤変動により生じた家屋等への損害でありまして、平成31年3月8日に専決しております。

案件10は、平成31年2月4日旭市ロ地先道路上での市有自動車の接触による自動車物損事故でありまして、同年4月19日に専決しております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（向後悦世） 総務課長の説明は終わりました。

報告第5号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 井上保巳 登壇）

○行政改革推進課長（井上保巳） 報告第5号、専決処分の報告について、説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の委任による専決処分の指定を受けております、市が当事者である1件100万円以下の金銭債権に係る訴えの提起に関すること及び100万円以下の和解に関することについて、平成30年度に専決処分したので、議会へ報告するものです。

本件は、農業集落排水処理施設使用料の支払い請求に関するものです。

訴えの提起の理由としては、相手方の滞納に対して、再三の催告等にもかかわらず支払いがなされなかったため、簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました。これに対して相手方から督促異議の申し立てがあったものです。

民事訴訟法第395条の規定では督促異議の申し立てがあった時は訴えの提起があったものとみなすことから、通常の訴訟手続きへと移行したものです。

訴えの請求額、相手方及び和解等の内容等は記載のとおりでございます。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（向後悦世） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

報告第6号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 加瀬宏之 登壇）

○都市整備課長（加瀬宏之） 報告第6号、専決処分の報告について、説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会からの委任により専決処分の指定を受けております、市営住宅家賃の滞納者に対する住宅の明け渡しに係る訴えの提起について、平成30年11月に専決処分したもので、同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

内容は、市営住宅の使用権の承継手続きを行わずに不法に居住するとともに、家賃を長期にわたって滞納している居住者に対し、市営住宅の明け渡しと滞納家賃の支払いを請求したものであります。

昨年の11月20日に千葉地方裁判所八日市場支部へ訴状を提出し、今年3月1日に第2回口頭弁論があり、同日に判決の言い渡しがありました。

判決は、市の請求を認め市営住宅の明け渡しと滞納家賃等15万5,000円を支払うよう言い渡すものであります。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○議長（向後悦世） 都市整備課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（向後悦世） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は10日、定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時33分

令和元年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第2号）

令和元年6月10日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 常任委員会議案付託
 - 第 3 常任委員会請願付託
 - 第 4 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 日程第 2 常任委員会議案付託
 - 日程第 3 常任委員会請願付託
 - 日程第 4 常任委員会陳情付託
-

出席議員（17名）

1番	片桐 文夫	2番	平山 清海
3番	遠藤 保明	4番	林 晴道
6番	米本 弥一郎	8番	宮内 保
9番	高木 寛	10番	飯嶋 正利
11番	宮澤 芳雄	12番	伊藤 保
13番	島田 和雄	15番	伊藤 房代
16番	向後 悦世	17番	景山 岩三郎
18番	木内 欽市	19番	佐久間 茂樹
20番	高橋 利彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘 書 広 報 課 長	山 崎 剛 成
行 政 改 革 推 進 課 長	井 上 保 巳	総 務 課 長	伊 藤 憲 治
企 画 政 策 課 長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市 民 生 活 課 長	遠 藤 泰 子
環 境 課 長	木 内 正 樹	保 険 年 金 課 長	在 田 浩 治
健 康 管 理 課 長	遠 藤 茂 樹	社 会 福 祉 課 長	仲 條 義 治
子 育 て 支 援 課 長	石 橋 方 一	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商 工 観 光 課 長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 博 久	都 市 整 備 課 長	加 瀬 宏 之
下 水 道 課 長	丸 山 浩	会 計 管 理 者	多 田 英 子
消 防 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	宮 負 亨
庶 務 課 長	栗 田 茂	学 校 教 育 課 長	加 瀬 政 吉
生 涯 学 習 課 長	八 木 幹 夫	体 育 振 興 課 長	花 澤 義 広
監 査 委 員 事 務 局 長	伊 藤 義 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 安 一 範	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（向後悦世） 日程第1、議案質疑。

議案質疑を行います。

議案第1号から議案第8号までの8議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてですが、議案書の9ページ、3款3項19節負担金補助及び交付金の説明欄1にございます母子父子福祉事業について質問をいたします。

この事業の目的と、この時期に臨時特別給付での予算計上でありますので、その経緯について具体的にお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 林議員の質疑についてお答えいたします。

本事業の目的と経緯について申し上げます。

国においては、住民税非課税対象の適用拡大を講じつつ、さらなる税制上の対応の要否等について、令和2年度の税制改正大綱において検討し、寡婦控除適用対象の結論を導くこととされております。

そのような経緯を踏まえ、臨時、特別な措置として、今年度に限って児童扶養手当受給者のうち、税制上の寡婦控除の適用を受けていない未婚のひとり親に対して給付金を支給することにより、未婚のひとり親に対する経済的な支援を行うことを目的として、市が実施主体

として本事業を実施するものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） その目的から、今回、補正予算となったという経緯ではありますが、それでは、この事業の中身について再質問いたしますが、本市の母子父子家庭、それから、対象者数、また対象者当たりの給付金額について具体的に伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 具体的な対象者数及び給付金の支給額と支給方法について回答いたします。

具体的な支給対象者は、令和元年11月分の臨時扶養手当の支給を受ける父または母で、基準日の今年10月31日において、これまで法律婚をしたことのない方などが対象となります。

今回、対象者数の算定は、平成31年1月の児童扶養手当の支給を受けた父または母のうち、平成30年度の課税状況で寡婦控除を受けていない方28名に、新規認定見込みとして平成31年2月以降基準日の10月31日までの方を12名加えて、合計40名の方を対象者として見込んでございます。

給付金の支給額につきましては、一般的に寡婦控除が適用された場合の控除額35万円に所得税の税率5%を乗じて算定した1万7,500円を1人当たりの支給額としております。

支給方法につきましては、7月下旬に対象者と思われる方へ通知を発送し、8月1日から申請受け付けを開始する予定です。令和2年1月上旬に支給決定通知を発送し、支払いは令和2年1月10日の11月分児童扶養手当支払日に併せて、指定口座へ振り込む予定となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 給付に至る経緯等を聞きますと、今回1回限りの特別給付ということになりそうですが、その充足感などというものは、僕なんかにははかり知れないものがあるんですけども、このような母子父子福祉事業、その金額等、本市としてはどのように捉えているものなのか、担当課の見解を求めたい、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 担当課の見解といたしまして、今後、国の方向性といたしまして、税制そのものが改正され、これまでの法律婚をしたことのない、いわゆる未婚のひとり親に対しても寡婦控除が適用される方向性が示されていることから、今回限りの臨時特別給付金であると認識しております。

今後も、国や税制の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について質問いたします。

8ページ、3款1項1目社会福祉総務費のプレミアム付商品券事業であります。

消費税値上げに対する国での施策で商品券を発行するものと思います。この事業の具体的な内容についてお尋ねいたします。

政務報告でも2万5,000円分の商品券を2万円で売るとの説明でしたが、対象者、販売額、また、賃金として767万円と計上されていますが、その臨時職員の1人当たりの日額、人数、雇用期間についてお尋ねいたします。

当然、対象者は全市民でないので、販売での確認をどのように行うのか。また、現在消費税値上げが予定されていますが、仮にこの10月から消費税値上げがない場合も考えられるかと思えます。そのような場合、どうなるのかお尋ねいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 令和元年度旭市一般会計補正予算8ページ、3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1のプレミアム付商品券事業の内容についてお答えいたします。

プレミアム付商品券事業は、本年10月から予定されている消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の方の消費に与える影響の緩和と、地域経済の活性化を図るため、市内の各取扱店舗において共通して使用できるプレミアム付商品券を、国の全額補助として実施するものです。

ご質問のプレミアム付商品券の購入対象者でございますが、所得の低い方と子育て世帯の方となります。所得の低い方については、平成31年1月1日現在の基準日において、本市の住民基本台帳に記録されており、令和元年度分の住民税非課税の世帯の方で、住民税課税者と生計同一の配偶者及び扶養親族、生活保護受給者等を除く方となります。

子育て世帯の方は、平成28年4月2日から本年9月30日までに生まれた子が属する世帯で、本年6月1日、7月31日、9月30日のいずれかの基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている方となります。

1人当たりの購入額でございますが、購入対象者1人につき額面2万5,000円までとなります。販売額は2万円で、プレミアム分として販売額の25%、5,000円分が上乘せされます。子育て世帯の方は対象児童数分が購入限度額となります。

プレミアム付商品券の販売に当たりましては、1枚500円券で、10枚を1セットとして、5,000円分を4,000円で販売する予定です。1セット当たりの販売額の25%、1,000円分が上乘せされ、購入対象者1人につき最大5セットまで購入することができます。

ご質問の賃金でございますけれども、767万円ですが、申請書の発送作業や受付事務などに係る臨時職員6人の賃金で、7月から翌年3月までの9か月分を見込んでいます。

臨時職員の日額ですが、7,300円、月で20日、4人分で9か月分を見込んでおります。そのほかに、時給の方2人、940円で6時間、月20日を見込んでおりまして、9か月を見込んでおります。その他に通勤手当として合計で767万円の内容でございます。

消費税の延期のご質問でございますけれども、国からは消費税率の引き上げ中止等についての情報や通知等は現在のところありません。購入対象者の方々がより多く利用していただけるよう準備を進めてまいりたいと思います。

準備に要する経費については、これまでの国の説明のとおり、全額、国庫補助が得られるものと理解しております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 国の施策での事業で、全国どの市町村でも行われることかと思えます。

使用期間は10月1日から翌年3月31日までとのことですが、商品券を使用できる利用地域は自治体内の小売店とされています。

商店の件数と、商工会加盟店なのか、それ以外、大型商店、この旭市にも何店かあるかと思えますけれども、そこでも使用できるのかお尋ねいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、プレミアム付商品券の販売、それから利用のほうでございますので、私のほうからご説明いたします。

プレミアム付商品券につきましては、国のほうの指導もございまして、市内の小売店のみならず幅広く使っていただけるようにということでございますので、こちら、希望によりませんが、通常の大形の量販店等もこれに加えて、あくまでも申請いただいて希望者ということでございますが、これらも含めての販売を予定しております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 消費者の観点から考えますと、どこの商店でも使用できるような、今、課長が言ったように、使用できるのがメリットでないかなと私も思います。

国では、使用地域を商品券発行の自治体内の小売店と言っているということですから、市内全店での取り扱い、今、業者がやりますよということであればオーケーだという考えでいいんですかね。

（発言する人あり）

○1番（片桐文夫） 市内の、はい。分かりました。

また、その期限内に、そのプレミアム付商品券を使い切れなかった場合、その商品券の取り扱いについても併せてお尋ねいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、この使用期限でございますが、10月1日から販売しまして、来年3月31日まで使えますが、それを過ぎますと、それは使えないということになります。

以上です。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の質疑を終わります。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 発言の訂正をお願いします。

先ほど、林議員の再質問の回答の中で、具体的な支給対象者を、令和元年11月分の臨時扶養手当と言ってしまいましたが、児童扶養手当の間違いでございますので、訂正をお願いします。

○議長（向後悦世） 続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてお尋ねをします。

まず、8ページ、電算システム運用事業。

幼児教育無償化のための電算業務委託料との説明でしたが、具体的な内容についてお尋ねをします。また、幼児教育無償化の対象年齢や対象者数についてお尋ねをします。

2点目は、8ページ、プレミアム付商品券事業でございますが、消費税値上げに対する国の施策で、全国の市町村でこのプレミアム付商品券が発行されます。低所得者に対する施策ですが、該当する方が必要な商店で使用できる商品券が一番だと思います。ただ、この商品券は自治体内の小売店での使用という制限がありますが、必要であれば、他の市でも使えるとあります。そこで、なぜ他の市でも使えるようにしないのかお尋ねをします。

また、市長は現在、東総広域市町村圏事務組合の管理者です。その組合の中で協議をして、組合内の市内で使用できるような考えはなかったのかお尋ねをします。

また、高齢者の買い物難民などの対策として、コンビニ等、どこでも使用できる商品券としての考えはないのかお尋ねをします。

次、3点目ですが、9ページ、母子父子福祉事業でございますが、児童扶養手当支給要件とは、児童とは何歳までが該当するのかお尋ねします。

また今回、未婚者を対象とした理由になっているわけでございますが、先ほど、林晴道議員の質問に対して40人という答弁がございました。そういう中で、この児童福祉法においての年齢は何歳なのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 高橋議員の質疑についてご回答いたします。

まず初めに、事業の内容ということでございますが、本事業は令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートに伴い、給食費の納付管理に関する口座振替処理の機能、公定価格算定機能及び制度改正に伴う各種様式の改正や追加業務等を対応できるよう、現在使用している子ども・子育て支援システムを改修する費用として、電算業務委託料720万円を事業費として計上させていただいたものでございます。

なお、財源といたしましては、事業費の720万円全額が子ども・子育て支援事業費補助金の対象として県より交付される見込みでございます。

続きまして、対象となる児童はどのような児童かということでございます。

無償化になる児童につきましては、3歳から5歳児につきましては全児童でございます。ゼロ歳から2歳児につきましては、生活保護世帯及び住民税の非課税世帯の児童が対象とな

ります。

あと、その対象となる児童の数でございますが、3歳から5歳児につきましては1,322人、こちら4月1日現在の人数でございます。同じく、ゼロ歳から2歳につきましては39名が無償化の対象となります。

続きまして、児童福祉法の児童とは何歳までかという回答につきましては、18歳が児童福祉法では児童となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 続きまして、未婚の臨時給付金につきまして、ご回答いたします。

すみません、以上です。

○議長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、プレミアム付商品券についてお答えいたします。

まず、他の自治体、他市でも使えないかというご質問だったと思いますが、こちら、本事業の目的でございますが、消費税の引き上げに伴い、所得の低い方また子育て世帯の消費に与える影響を緩和する。それから、地域における消費を喚起し、地域経済の活性化を図るとございます。

この商品券事業は全国各地で実施されるものと思います。私どものほうとしましては、旭市の消費喚起につながればということで、旭市内の店舗ということで限らせていただきたいと思っております。

それと、高齢者も使えるようにコンビニとか近いお店も使えないかということでございましたが、もちろんコンビニのほうも今回は使えるように、これはあくまでもコンビニの希望をとってということになります。そちらも使えるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 市長。

○市長（明智忠直） 東総広域で首長間で話し合いをしたのかということでもありますけれども、そのことについては話し合いはしませんでした。

原則、今、商工観光課長が言いましたようなことで、地域活性化のために市内でというような思いがありましたので、広域での話し合いは出ませんでしたので、よろしくお願ひします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、8ページの電算システムの運用事業、2回目の質問をしますが、これ、全額県費での財源ですが、これらは県または国の施策なのかお尋ねをします。

また、このシステム改修は、どこの市町村でも行うのか。さらに、このシステムを活用して、いつから行うのか、併せてお尋ねをします。

そして、また現在、保育料金などは所得に応じて決定していると思います。そのような中で、今さらシステムを改修する理由をお尋ねします。

また、幼児教育無償化の事業効果と、無償化により保護者が支払っていた保険料、平成29年度の地方財政状況調査、別名決算統計によりますと、約2億2,000万円ほどの欠損額となっていますが、無償化になりますと、この2億2,000万円の金額がなくなります。そこで、この金額の財源措置はどのようになるのか。国、県、市の負担分についてお尋ねをします。

それから、次の8ページのプレミアム付商品券事業でございますが、購入できる要件がありますが、実際商品を購入できる方に引換券を渡し、商品券を購入すると思います。その後、購入した商品券を小売店で使用します。今回のプレミアム付商品券は、プレミアム率が25%で、最高購入額で5,000円が得するわけでございますが、商品券購入時の本人確認、それから使用時の本人確認、また、1家族で最高使用額は2万5,000円ですが、その金額の確認をどのようにするのかお尋ねをします。

次に、9ページの母子父子福祉事業でございますが、未婚での受給要件で、児童を養育している方が今回該当するわけですが、親権が父でも母でもどちらでもよいのか、また、私の知り得る範囲では、未婚の方が例えば市外に在住し、その児童を市内の祖父母が養育している場合は該当するのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） まず、（1）電算システム運用についての回答をいたします。

まず、補助金でございますが、県なのか、国なのかということで、国の補助金になります。子ども・子育て支援事業費補助金という補助金に該当になります。

あと、どこの市町村もこのシステム改修を行うのかという質問につきましては、県下ほぼどこの市町村も実施すると思われれます。近隣でも銚子市、銚子市は今回まだ補正は組んでいないですけれども。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（石橋方一） すみません、銚子市や匝瑳市、あと横芝光町も実施すると聞

いております。

いつからということですが、今年10月からこの制度が施行されますので、10月の制度に間に合うようにシステムを改修したいと思っております。

無償化に伴いまして財源措置ということですが、今回の無償化に伴いまして、保育料が、当然、半年分減額になります。その影響額といたしまして、約1億200万円ほどの影響額が出てきます。そのほか、施設型給付費等の影響額を踏まえて、約1億1,400万円ほどの市といたしまして影響が出ます。今年度につきましては、その分、国が全額負担してくれるということになっております。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) 今年度につきましては保育料が2分の1、半分。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) はい、10月から無償化になっちゃうので。その分入ってこないということで。その影響額が、先ほど言いました1億200万円ということになります。

その後の負担につきましては来年度からということですかね。国が2分の1、県が4分の1、市町村が2分の1と。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) 4分の1となっております。

引き続き、(3)未婚の臨時給付金につきましてお答えいたします。

まず、今回の給付金、親権者である母または父でもいいのかということでございますが、まず今回、未婚ということで、法律婚をしていないことが前提となっております。基準日の10月1日に事実婚であっても対象となりません。ということで、子ども、その時点で、母……

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) すみません、法律婚をしていない者と事実婚をしていない者が対象になります。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) すみません。事実婚は対象になります。

(発言する人あり)

○子育て支援課長(石橋方一) すみません、事実婚は対象になりません。

児童扶養手当をいただくということで、父及び母については、どちらでも対象になります。

(発言する人あり)

○子育て支援課長（石橋方一） すみません。

まず、対象になる方なんですけれども、今年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母ということと、基準日10月1日において、これまで法律婚をしていない者、また基準日において事実婚をしていない者。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（石橋方一） まず、父または母、どちらでも大丈夫です。

それと、10月31日現在で祖父が養育している場合も対象になります。10月31日現在で旭市にいる場合ですね。その後、市外に引っ越ししても……

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） ここで、10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） まず最初に、親権につきましてご回答いたします。

今回は、未婚のということになりますので、まず、結婚していないということですので、親権については関係ございません。

続きまして、未婚の母が東京に住んでいて、子どもは旭市に住んでいると。祖母が養育しているということで、祖母がもらえるのかという件につきましては、まず、未婚の母親がその子どもに対しまして養育費を送っている場合、別居監護ということになります。その場合、母親が児童扶養手当の受給の対象になりますので、対象となります。

あと、祖母につきましては、別居監護していない場合、祖母が児童扶養手当をもらっていて、なおかつ未婚の祖母ということであれば対象になります。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時02分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） プレミアム付商品券についてでございます。

プレミアム付商品券の購入方法でございますが、購入の際には、商品券購入引換券が必要となります。所得の低い方については、市役所へ商品券購入引換券交付申請書の提出が必要となります。8月中に対象者の方へ申請書の発送を予定しています。申請書の受け付け審査後、市から購入引換券を発送する予定です。子育て世帯の方は税等の審査は必要ありませんので、直接、対象者の方へ購入引換券を発送する予定としています。

プレミアム付商品券を購入する際には、販売場所において購入引換券と運転免許証など身分確認できるものを提示して購入していただくこととなります。

なお、1人2万5,000円までですので、1セット5,000円、5回分まで時期をずらして購入することができます。1回購入するごとに購入済みのスタンプを押して本人に返すこととなります。

購入に当たっては、本人以外でも生計同一の家族であれば購入することができます。

また、購入者の確認については、運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証や学生証などで本人確認をとります。その他、家族以外の代理人であった場合には、委任状等の資料や口頭による関係性の説明を求めます。

なお、小売店での利用に当たっては、原則として確認することはありません。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） まず、未婚の母が東京に住んでいて、子どもが旭市に住んでいるという状況でございます。その子どもを祖母が養育している場合、該当になるのかという件につきまして、まず、基本的に、この未婚の母親が住所が東京にある場合、東京で申請していただきます。その母親が、まず、旭市に住んでいる子どもに養育費等を払っているということで別居監護をしている場合、申出書等を出していただくことで確認します。その場

合、母親に対して給付金のほうを支払いいたします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3回目の質問を行います。

電算システム運用事業、3回目の質問をします。

県内でも大部分の市町村が電算の改修を行っているということでございますが、具体的に何市町村がやっているのか。そういう中で、私は、今の電算システムもかなり金をかけているわけです。そういう中で、保育料なんか、みんな、所得に応じてやっているということになれば、あえて改修にこういう経費をかける必要はないと思うんですが、その辺をお尋ねをします。

それから次に、プレミアム付商品券。

役所からの引換券で商品券を購入するわけですが、以前にもあったように、転売などが予想されます。使用できる小売店が限られ、必要としない場合は購入しなくてもいいと考えますが、必要とする方がそれを該当者から購入することも想定されるわけでございます。そんな中で、この国の施策を有効活用するためにも、そのようなことがあってはならないと思うわけでございますが、この転売対策をどのようにするのかお尋ねをします。

それから、9ページの母子父子福祉事業でございますが、東京でも自主申請をする、東京で申請できるということでございますが、旭市でも、全て自主申請するのか、今、市内在住の方であれば。それとも、これは市の市民課ですか、その内容によって申請をするのか。

市内在住の方は、市から、あんたにはこれだけ出ますよということをやって、東京の人は自主申請。これでは不公平になっちゃうと思うんですよ。そういう中で、市外在住の方と市内在住の方、公平性を保つためにはどのようにするのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、電算システムの関係についてお答えいたします。

毎年、高いお金をかけて電算システムを管理していて、わざわざ、これ、改修する必要がないのではないかというお話がございましたが、今般の幼児教育と保育の無償化に関しましては、ちょっとシステムが複雑になっておりまして、例えば、今まで、公立の保育所では給食費を別に取りっているということはありませんでした。これが無償化になるんですが、無償化になるのは保育料の部分ということだけで、新たに給食費の徴収等が発生してまいります。

それですとか、公定価格の算定機能や制度改正による各種様式の改正ということで、こちらのシステムの改修は必要だというふうにご理解いただきたいと思います。

それと、中でできないのかという話でもあるかと思うんですけども、最近、法制度や事務処理の複雑化に伴いまして、電算システムも複雑化、高度化しております。専門職としてのシステムエンジニアでなければ、現在の電算システムの内容を書きかえることは難しいかと思えます。

あと、県内でどれくらいの市町村が改修かけるんだということですけども、これはまだ、予算等出していないところもあるかもしれませんが、ほぼ全部がかけることになるかと思えます。と申しますのも、国のほうで、今回、このシステム改修に対する各市町村の限度額というのを出してきております。それで、その数字に当てはめると、旭市につきましては1,390万円ほどの限度額と来ているんですけども、それを今般、参考見積もりをとりまして、720万円ということで行いたいということで、今回の予算の上程となりましたので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） それでは、今回実施するプレミアム付商品券事業の譲渡や転売でございますけれども、国においては、今回実施するプレミアム付商品券事業の趣旨、目的を踏まえると、商品券は低所得者や小さな乳幼児のいる子育て世帯の消費に直接活用されることが望ましいということをおっしゃっております。

国としては、商品券の生計同一者を除く第三者への転売、譲渡は行わないよう国民に呼びかけてまいりたいという説明でございます。本市においても同様で理解しております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） まれにあるかどうか分かりませんが、1人の方が例えば50万円、100万円のそのような商品券を持ち込んで商品にかえるという事態がもしかしたら、万が一あるかもしれません。そのような場合は、あらかじめ商店と連携をとって対応してまいりたいと存じます。転売も同様でございます。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） （3）の質疑について回答します。

全て自主申請をするのかという件につきまして、このたび、11月分の児童扶養手当の支給

に当たり、8月から現況届の提出をお願いいたします。その際に、先ほど申しあげました該当されると思われる方28名につきましては、申請書のほう、書類のほうを併せて送付して行く予定でございます。

あと、公平性を保つためということでございますが、そのほか該当をされると思われる方がいる場合のために、広報等で周知する予定でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番(林 晴道) それでは、議案第8号、専決処分の承認についてであります。こちらは国民健康保険税条例の一部改正についての質問をいたしたいと、そのように思います。

この改正は、低所得者に対する国民健康保険税の対象世帯を拡大するというようなことが補足説明でございましたが、現在、国民健康保険税の算定作業中であるとは思いますが、対象となる世帯数、それから、軽減される額がどの程度であるのか、分かる範囲でお答えいただきたいと、そのように思います。

○議長(向後悦世) 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長(石毛春夫) ただいまの質疑に対しまして答弁を申し上げます。

現在、令和元年度の国民健康保険税の算定については算定中でございますので、概算数値ということをご理解をいただきたいと思っております。

今回の改正による影響について、その世帯数と軽減額ということでございますので、5割軽減世帯が23世帯増、1,377世帯、2割軽減世帯が21世帯増、1,144世帯で、金額といたしまして、全体で160万円ほど軽減額が増える、そういう算定の見込みでございます。

以上です。

○議長(向後悦世) 林晴道議員。

○4番(林 晴道) よく分かりました。

補足説明では、所得基準額の加算の微増だとか、そういうような複雑なちょっと話であったもので、なかなか理解がしづらかったんですが、金額を聞くとよく分かります。

また、今回の改正に伴いまして、本市の国民健康保険、国保会計に与える影響というのは、どのようなことが考えられるものなのか、担当課長に伺いたいと、このように思います。

○議長(向後悦世) 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長(石毛春夫) ただいまの国民健康保険税に与える影響額ということで、これ、軽減されるわけですので、当初課税よりも均等割、世帯割が2割、5割軽減されますので、そ

の影響額に対しまして、今、ただいま160万円ということで答弁させていただきました。

それに対しましての財源措置といたしまして、保険基盤安定負担金というのが交付されます。これが、県から4分の3、市が4分の1と、そういう程度の補填額がございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 国民健康保険税は財政健全化を目指して、2018年度にその運営を都道府県に移しました。しかしながら、全国を見れば、多くの自治体が一般会計からの繰り入れで赤字を穴埋めしながら保険料を据え置いたりとか、下げたりする状況が続いているとの新聞報道もございます。依然として公費依存体質から抜け出せないようでありますね。

今回の改正は本市の国保会計への影響は少ないようですが、今後もしっかりとした健全運営に努めていただきたい、そのようにお願いしたいのですが、今、担当課長から大きくなずいた返事がありましたので、これで質問を終わります。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（向後悦世） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより、常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第8号までの8議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表1、議案の表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、6月19日までに審査終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長（向後悦世） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第2号、請願第3号の2件であります。
配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 配付漏れのないものと認めます。

これより、常任委員会に請願を付託いたします。

請願第2号、請願第3号の2件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、
請願の表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎日程第4 常任委員会陳情付託

○議長(向後悦世) 日程第4、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第4号の1件であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第4号について、お手元に配付してあります付託議案等分担表3、陳情の表のとおり、
所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、6月19日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長(向後悦世) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は12日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時24分

令和元年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第3号）

令和元年6月12日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（17名）

1番	片桐文夫	2番	平山清海
3番	遠藤保明	4番	林晴道
6番	米本弥一郎	8番	宮内保
9番	高木寛	10番	飯嶋正利
11番	宮澤芳雄	12番	伊藤保
13番	島田和雄	15番	伊藤房代
16番	向後悦世	17番	景山岩三郎
18番	木内欽市	19番	佐久間茂樹
20番	高橋利彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	山崎剛成
行政改革 推進課長	井上保巳	総務課長	伊藤憲治
企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	遠藤泰子

環境課長	木内正樹	保険年金課長	在田浩治
健康管理課長	遠藤茂樹	社会福祉課長	仲條義治
子育て支援課長	石橋方一	高齢者福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬博久	都市整備課長	加瀬宏之
下水道課長	丸山浩	会計管理者	多田英子
消防長	川口和昭	水道課長	宮負亨
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	加瀬政吉
生涯学習課長	八木幹夫	体育振興課長	花澤義広
監査委員 事務局長	伊藤義一	農業委員会 事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	高安一範	事務局次長	池田勝紀
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（向後悦世） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 高橋利彦

○議長（向後悦世） 通告順により、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。

令和元年、初めての議会において、大きく分けて3点の質問を行います。

人口減少、少子高齢化により、年金の支給開始時期の先延ばしなど、多くの弊害が出ています。そのため、国は一億総活躍社会を掲げて、高年齢者雇用法などさまざまな施策を打ち出しています。

そこで、大きな1点目は、働き方改革と高年齢者の雇用について。

まず、働き方改革でございますが、働き方改革の概要と罰則の内容についてお尋ねします。また、この罰則制度は、民間企業、行政にも適用になるのか、さらにこの法律は、本年4月より施行されましたが、昨年の職員の残業、そして休暇の実績に照らし合わせると、何人が該当するのか、併せて、全職員の残業時間と時間外勤務の総額についてお尋ねします。

2点目でございますが、現在の職員定数条例の人数と計画の人数、それから職員実数についてお尋ねします。また、再任用職員、任期付職員や臨時職員は、職員適正化計画の職員に

含まれているのかお尋ねします。

また、人件費削減と言いながら、水道課でのお客様センターなどの業務委託料や、臨時職員の賃金は人件費でなく、全て物件費として取り扱われています。この物件費が大幅に増えています。そこで、臨時職員と再任用職員、任期付職員の5年前と現在の人数と経費、つまり人件費、賃金等についてお伺いします。また、それらの職員の1時間当たりの単価についてお尋ねします。

3は臨時職員でございますが、臨時職員の採用の目的と業務内容、それから一般職員との業務の違いについてお尋ねします。また、臨時職員の管理監督はどのようになっているのか、併せてお尋ねします。

4点目は、再任用職員の配置先及び配置先での業務内容についてお尋ねします。また、その業務は、再任用職員でなければできない業務なのかお尋ねします。併せて、月平均の勤務日数と給与、1時間当たりの金額についてもお尋ねします。

5は任期付職員でございますが、任期付職員の給与形態と勤務形態、業務内容について、それと再任用職員との業務の違いと1人当たりの人件費の違いをお尋ねします。

6、RPAとAIの活用について。

働き方関連法で、年次有給休暇取得や残業時間規制が定められました。民間企業では、RPAとAIを導入し、労働時間の短縮や職員削減に努めています。データ入力等、単純な事務作業の自動化が進み、その手法はソフトウェアを活用したロボテック・プロセス・オートメーション、つまりRPAです。大手企業では、9割以上が導入しています。本市ではどのように対応していくのかお尋ねします。

大きな2点目、市長の政治姿勢であります。まず1点目は、市長が出席する会議、交際について。市長は、昼夜問わず、各種会議などに出席して、忙しくて大変ですねと市民の声を聞きます。今年度、4月、5月の市長が出席した会議、行事などの出席した基準についてお尋ねします。

2点目は、各種計画に対する進捗状況をどのように考えているかでございますが、合併後の市町村では、人件費削減、抑制のために業務委託が多くなっています。本市でも高額な委託料を支出して作成した計画が多数あります。現在、それらの計画の進捗状況について、市長はどのように考えているのかお尋ねします。

3点目は、人事評価に対する市長の考えでございますが、国の指導により、人事評価で勤勉手当の支給率の調整を行っていると聞いています。また、それにより、人事異動や昇格も

行っていると聞いていますが、どのような基準で昇格を行っているのかお尋ねします。

大きな3は、市の財政についてでございます。

まず1点目は、平成30年度の決算見込みについて。

平成30年度の一般会計の決算見込みについて、歳入総額、歳出総額、繰越明許などの翌年度に繰り越す財源を除いた純然たる繰越金の状況についてお尋ねします。また、平成30年度の交付税の状況について、総額とその内訳として、中央病院分、公債費分、実数、つまり自由に使える額について、併せてそれらの平成18年度と比較した増減額についてお尋ねします。また、平成30年度の国から地方公共団体へ交付される交付税額と、それを平成18年度と比較した増減、また、今全国の都道府県が幾つあるのか、それから市町村が幾つあるのかを、併せてお尋ねします。

2点目は、基金の今後の推移と基金の額についての考えであります。本市には多額の基金、つまり貯金があると市も説明し、市民も信じています。平成30年度末の財政調整基金の残高と、臨時財政対策債の起債残額、それから合併後の借入れ総額についてお尋ねします。また、今後10年後の財政調整基金の推移について、併せてお尋ねします。

3点目でございますが、市長の報告などで、市は健全財政を堅持して、近隣の中でも財政も豊かななどと市民は思っております。しかし、借入金も多く、交付税に頼っている本市では、今後、借金返済の公債費などの義務的経費が増加すると財源が悪化して、市民要望に対応することが困難と思います。そこで、財政を悪化させないための対策をお尋ねします。併せて、来年度以降の財政推計はどのようになっているのかお尋ねします。

4点目でございますが、毎年度、施設建設が行われています。施設の整備には、合併特例債や補助金などの財源が活用できますが、完成後の維持管理費については、税などの自主財源で賄わなければなりません。今後ますます維持管理費が増加すると思います。5年前の決算と直近の維持管理費の比較についてお尋ねします。また、今年度の維持管理費の総額について、併せてお尋ねします。

5点目は、税の収納率でございますが、平成30年度の税の決算見込みと徴収率と、5年前の決算と比較して、未納者の数についてお尋ねします。また、職員には守秘義務があり、税額や所得税など個人情報など、税務職員には重要な個人情報を知り得ます。特に、税の未納者リストは大変な情報です。よく市民の中では、誰々議員が税金を滞納しているなどという話を耳にします。当然、職員には守秘義務があり、漏れるわけがありませんが、現実ではそうではありません。また、市が計画している事業での話ですが、事業担当課の職員が、市民

に事業の協力を得に再三訪問し、承諾を得ようとしているようですが、その市民は、税の滞納のうわさを市から流されたということで立腹して、今後、市の事業には絶対協力しないとの話を聞きました。そこで、徴収対策会議の責任者及び未納者を把握している部署及び人数を併せてお尋ねします。また、情報漏えい対策として、どのような対策をとっているのかお尋ねします。

これで1回目の質問を終わり、あとは自席で行います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問に、私のほうから2番目の市長の政治姿勢についてということでお答えをしたいと思います。

市長が出席する会議、交際についてということでご質問がありました。

基準はということでありますけれども、基準ということはありません。そしてまた、私も、市内で活躍する各種団体の会議や総会等への出席については、精力的に出席をしようというようなことで、常日ごろ思っているところであります。

市政を円滑に推進していくためには、市民の方々や関係団体との意見交換、情報収集など、さまざまな場面に通じておりますので、そういった部分での必要性を十分認識しているところでありまして、なるべく多くの会議に参加したいと、そのように思っているところであります。

2番目の、各種計画に対する進捗状況ということでありますけれども、この各種事業、今旭はかなり多くの事業をやっているところでありまして、そのことについては担当課から回答させますが、いろんな事業を当初の計画どおり、ほぼ順調だという報告を受けているところであります。よろしくお願ひしたいと思います。

3番目の、人事評価に対する市長の考え方ということであります。

人事評価であります。職員の仕事ぶりを客観的に把握する上で有効な制度であると考えております。

本市の人事評価制度は、能力による評価と業績による評価との二つの側面から行っております。一生懸命頑張っている職員、結果を残した職員が、しっかりと評価される制度となっているところであります。

次に、評価結果につきましては、人事異動の参考にすることはもちろん、昇格や昇給、勤

勉手当への反映にも活用しているところでありまして、適材適所、そういった部分の基本的なそういった人事評価を参考にしているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな1番の働き方改革と高齢者の雇用についての質問、小項目で6項目について、順次お答えをいたします。

まず、その中の（1）働き方改革の中で、概要でございますが、大きなものを申し上げますと、残業時間の上限規制ですとか、年次有給休暇の5日間の取得義務を課すですとか、同一労働同一賃金、こういったものが大きな改正の内容でございます。

罰則があるかということでございますが、民間については罰則がございます。行政につきましては、罰則がある部分とない部分がございます。公営企業であります水道、あるいは技能労務事務職につきましては、罰則が適用されるということになっております。

それと、働き方改革の法律改正に伴った数値で見た場合の昨年の実績ということでございますが、昨年度、その時間外を、45時間を超えて勤務した人数は35人おりました。もう一つの制限であります年間360時間を超えて勤務した人間は3人ございました。あと、時間数ですけれども、すみません、これは総時間数ということになります、30年度の総時間外の総数としては4万時間ほどでございます。

次、（2）のほうに移りまして……

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 時間外手当、すみません、金額が手元に今ございませんでした。

次、（2）の定員適正化計画についてでございます。

計画の数値をまず申し上げますと、現在の計画につきましては、令和3年度までの計画期間となっております。最終目標年度での計画人数は668人でございます。それに対して、現在の実績でございますが、もう既に668人、同じ数字に達しております。

それと、再任用ですとか、任期付の職員は人数に……

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 失礼しました。定数条例、はい。すみません、定数条例、ちょっと頭の中にご覧できません。後ほどお答えいたします。

定数の人数につきましては、計画の人数よりはるかに多い人数でございます。かなり開き

がございます。それで、すみません、ご了承ください。

その計画の人数の中に含まれるか、含まれないかということで、再任用ですとか任期付の職員については含んでおりません。

それと、物件費についてのお尋ねがございました。すみません、その前に、時間外の総数、今手元に届きましたので、先にお答えしてよろしいでしょうか。

30年度の時間外の金額、総額でございますが、これは、すみません、30年度はまだ出ておりませんでしたので、計算途中です。29年度ということで、お答えいたします。9,500万円ほどでございます。

戻りまして、物件費の関係がございました。物件費が増えているんじゃないかということでもございましたけれども、決してそういうことではございません。人件費のほうが減っておりますので、物件費は多少増えておりますけれども、全体としては、人件費と物件費を合わせますと減っております。

あと、臨時や再任用についての5年前との比較ですとか、1時間当たりの額というようなご質問もございました。

まず、臨時ですけれども、平成26年度、全体としては397で、平成30年度で申し上げますと415ということで、少し増えております。再任用につきましても、27年から比べますと、現在26人ということで増えております。任期付につきましても、1人から2人ということで増えております。

それと、1時間当たりの単価というようなご質問もございました。再任用につきましては、1時間当たりの単価、29年度の数字になりますが1,349円で、任期付につきましては、1,373円でございます。

(発言する人あり)

○総務課長(伊藤憲治) 臨時職員につきましては、職種によっていろいろございますが、一般事務については940円という単価でございます。

続いて……

(発言する人あり)

○総務課長(伊藤憲治) 再任用が前回と違った数字というふうにお尋ねでございますが、ちょっとそのところを私、承知しておりませんが、今29年度の数値を計算したものの、手元に持っている数字は先ほどお答えした数字でございます。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） すみません、そこをちょっと今検証できませんので、はい。

続きまして、（３）の臨時職員のほうにまいります。

まず、目的ということがございました。常勤の職員を補助的な作業として補うために、臨時職員を採用しているところでございます。それぞれの勤務場所に応じて、必要な人数を確保しているというところでございます。

業務内容につきましては、配置した場所によって多岐にわたります。窓口の一般事務の補助であったり、保育士であったり、保健師であったりということで、いろんな業務がございます。

それと一般職、我々との違いというようなお尋ねもございましたが、基本的には、地方公務員法はある程度適用されますけれども、給与の面ですとか、そういう面では大きな違いがございます。

管理監督につきましては、現場の管理職が当たっているということになります。

続いて、（４）の再任用職員でございますが、配置先としましては現在二つの場所に、失礼しました、再任用です。再任用につきましては、いろんな場所に配置をしております。例えば、一般事務もございますけれども、パークゴルフ場に配置しているですとか、保育所もございましたり、大原幽学記念館もあったり、クリーンセンターもあったり、いろんなところで活用しているところでございます。

再任用でないとできない業務なのかというのは、お尋ねもございました。お願いしている業務につきましては、お願いしている業務のうち一部の部分につきましては、再任用でなくてもできる部分もあろうかと思えます。ただし、今年度からは、本人のこれまでの経験を生かして活用できる場所にも、再任用として配置をしている部分がございます。先ほど申し上げたやつをもう一度例に出せば、大原幽学記念館ですとか、あるいは下水道のほうの事務の関係ですとか、パークゴルフ場ですとか、そういった部分につきましては、これまでの本人の経験を生かしてもらえるように配置をしているところでございます。

それと、給与というようなお尋ねもございましたでしょうか。

給与は、条例にのっとって所定の給与を支払っております。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 月平均でございますか。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 勤務日数。原則といいますか、まず日数から申し上げますと、一番

多いのは週3日の勤務でございます。ただ、場所によりましては、週4日、週5日というところもございます。けれども、1日の時間が少し短いというような形の勤務形態になっている部分がございます。

それと、金額は先ほど時間単価を申し上げましたので、それでご承知いただければと思いますが。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 少々お待ちください。

給料の額について申し上げます。給料の額につきましては、再任用につきましては、2級と3級、二つの級が違いがございます。2級の職員につきましては、週3日勤務とした場合に12万9,000円ほどです。3級の職員につきましては、週3日で15万3,000円ほどということになってまいります。単価は先ほど、通算してということですが、再任用につきましては、1時間の平均で1,349円ということでございます。

続いて、(5)の任期付職員についてでございます。

給与からまず申し上げます。任期付職員については、5級に張りつけております。任期付職員は5級と申しましたけれども、再任用の職員とは別の給料表でございます。

勤務形態というお話もございました。勤務形態といいますか、配置場所としましては企画政策課に1名、それと総務課に1名ということで、それぞれの特命の任務を行っているところでございます。

次、まいります。

(6)のRPAとAIということでした。私もあまり耳なれない言葉でございますが、旭市の対応というようなことでお尋ねをいただきました。

そんな中で、議員がおっしゃられることで一理ある部分もあろうかと思えます。ただ、国が調査した中では、一つだけでも業務活用している部分としての調査ということで、全国の市町村で、このRPAあるいはAIを活用しているのは4%という結果になっております。ですので、まだ市町村では導入が進んでいないという現状がございます。実証実験といいますか、手探りの状態だと思いますので、まだ本格的な導入というのは考えておりません。しばらくは情報収集に努めたいなと思っております。

私からは以上です。

失礼しました、一つ先ほどの答弁漏れについて申し上げます。

定数につきましては、現在802でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから、3番目の市の財政についてのうち、（1）平成30年度決算見込みについて、（2）基金の今後の推移と基金の額について、（3）来年度以降の市の財政状況についてご回答させていただきます。

まず初めに、（1）の平成30年度決算見込みについてということでございまして、平成30年度の一般会計は、概算で歳入総額307億3,200万円、歳出総額290億1,600万円、翌年度に繰り越しとなる財源を差し引きました実質収支額は10億7,000万円となる見込みであります。

その次に、交付税の30年度の見込みと18年度の比較ということでございます。これは、病院分、公債費分に分けてということでございますけれども、平成30年度の交付税の額につきましては、普通交付税と特別交付税の合計で86億9,700万円です。平成18年度決算額につきましては、76億2,000万円でありまして、差し引き10億7,700万円の増額となっております。

病院分、公債費分の内訳を申し上げます。

病院分につきましては、平成30年度の概算は22億6,600万円、18年度11億9,600万円、差し引き10億7,000万円の増額というふうになっております。

公債費分につきましては、30年度が21億6,300万円、18年度5億3,000万円、差し引き16億3,300万円の増となっております。

全体の交付税から病院分、公債費分を差し引きました金額は、平成30年度42億6,800万円、平成18年度58億9,400万円、差し引き約16億2,600万円の減額となっております。

続きまして、（2）番、基金の今後の推移と基金の額についてということで、まず財政調整基金につきましては、平成31年3月31日現在の基金現在高は約95億1,700万円となっております。臨時財政対策債の30年度末現在高は約122億円です。

そのほか、市債の借り入れ総額ですけれども、282億円、普通交付税の交付団体ですね。ご質問あったかと思っておりますけれども、都道府県につきましては、交付団体46、市町村が1,641です。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 失礼しました、都道府県が46、市町村が1,641です。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 交付団体です。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） 市町村の数ですか。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） それと、国の交付税の推移ということで、30年度と18年度を比べてということでございますけれども、これは約131億円ほど増えております。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） 国が出る全体の額ですね。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） いや、増えている額ですね。

地方交付税の全国の額ということで、平成30年度と平成18年度ですね。平成30年度は16兆85億円ほど、平成18年度は15兆9,900億円ほど、差し引きまして……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） それは国から出ている金額ですか。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） 30年度と18年度は、差し引き131億円ですね。29年度でなくて30年度ですよ。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） いや、131億円ですね。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） ということでと思います。29年度はたしか3,000億円とか、そういった数字の記憶がありますけれども、30年につきましては131億円ということだと思います。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） 交付税の国から出る金額につきましては、平成30年度が16兆85億円ほど、平成18年度が15兆9,954億円ほどで、差し引き131億円と。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） 15兆9,954億円です、はい。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） はい。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） そうということですね。

(発言する人あり)

○**財政課長（伊藤義隆）** 続きます、3番の来年度以降の市の財政状況についてということで、財政状況を悪化させない方法ということですのでけれども、今後の市の財政状況でございますけれども、歳入につきましては、普通交付税の合併算定替が段階的に縮減されまして、令和2年度終了となることから、今後さらに交付税の額が減少されていくというふうに思われております。歳出におきまして、大型事業の進展や社会保障関係費の増加などが見込まれることから、厳しい状況になっていくというふうに考えております。

引き続き自主財源の確保に努めまして、交付税算入になる起債などの有利な財源を活用するとともに、一層の経費の節減に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○**議長（向後悦世）** 行政改革推進課長。

○**行政改革推進課長（井上保巳）** それでは、私のほうから3番、市の財政についての（4）番、施設の維持管理費の状況、それと（5）番で税の収納率の関係で徴収対策室というご質問がございましたので、そちらのほう2点お答えを申し上げます。

まず、（4）施設の維持管理費の状況ということでございます。

こちら、5年前の平成26年度になります。維持管理費として約15億8,200万円、これにつきましては、インフラ施設を含む全ての公共施設の維持管理費ということで算出してございます。直近数値としまして、平成29年度でございますが、これは約15億1,200万円となっております。それと、本年度の見込みということでございましたが、こちらの維持管理費、全ての予算額を一括で維持管理費という形で出ておりませんで、現在集計してございませんので、申し訳ございません。

続きます、（5）の関係でございます。

徴収対策室に関しましては、行政改革推進課のほうに室が設けられてございまして、室長として私、行政対策推進課長及び副課長と行政改革推進班員3名でございます。これと、あと徴収対策推進会議という会議を設けてございまして、これにつきましては副市長を会長としてございまして、あと各債権課の10課長ということで11名という構成になっております。

情報漏えいの対策というご質問がございました。これにつきましては、基本的には各課において対応しているものとしておりますけれども、個人情報の保護条例はもとより、公務員の守秘義務がございまして、そちらについては十分な対策をとっているというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 高橋議員の大きな、市税の財政についての（５）税の収納率ということで、平成30年度の決算に対する徴収率ということなんですが、市税全体でよろしいですか、それとも税目を。市税全体でよろしいでしょうか。調定額の多い個人市民税と固定という形で回答……

（発言する人あり）

○税務課長（石毛春夫） はい。じゃ、平成30年度の決算の見込みということで、個人市民税の現年分の収納率でございますが98.34%、平成30年度固定資産税の現年分の収納率で97.56%、一応決算見込みという数字で、まだ概算でございます。

あと、5年前と比べて現在の未納者数の人数ということで、個人市県民税につきましては、平成25年が3,523人、現在が2,159人で、1,364人減となっております。

あと、固定資産税につきまして平成25年度の未納者数が2,569名、平成30年度の決算見込みで申しますと1,767名で、802名の減となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） では、私のほうからは、各種計画に対する進捗状況ということでお答えいたします。

市政の中ではたくさんの、数多くのさまざまな計画がございます。法律の要請に基づく計画、それとは別に、市の将来的な発展を目指したような計画といったものに分類されるかと思うんですけれども、法律の要請に基づく計画、総合戦略なんかはそれに当たるかと思うんですけれども、総合戦略をはじめとして、各種そのような計画につきましては、進捗について毎年進捗状況をはかっております。はかって、その計画期間内での実現を目指してP D C Aサイクルといいますか、それを回していっているところであります。

それと、市の将来を見据えた独自の計画という部分につきましては、実現に向けてさまざまな障害がある。障害といいますか、規制があるような計画もございますので、それを一つ一つ潰していくように努力しているところでございます。

総合的に申し上げますと、市長から申し上げましたように順調に推移しているものと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、2回目の再質問をします。

まず、1点目の働き方改革でございますが、民間企業には罰則があつて、行政にはなぜ罰則制度がないのかお尋ねします。また、今後のこの法律に対処するための旭市としての対応を併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 行政になぜ罰則がないのかということでございますが、行政はもともと法を守る立場でございます。明文で私は承知しているわけではございませんが、当然法律は守ることがそもそも地方公務員の義務として課せられておりますし、自治体の姿勢としても課せられておりますので、そういった中で罰則がないのかなというふうに考えております。

それと、今後の対応ということでございますが、現在その実施に向けて検討を進めているところでございまして、既に一部分ではやっている、あるいは来年度から本格的にやると、そんな形で現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、同一労働同一賃金については、どのような対応をとっていくのかお尋ねします。

また、行政には罰則制度が適用にならないということでございますが、それについては、行政が民間の、今答弁いただいたように、行政は手本になると同時に守らせる立場だと思ふんですね。その中で、行政が抜本的な改革を行い民間企業のお手本になる対策をとるべきだと考えますが、いかがかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） まず、同一労働同一賃金ということがございました。現在も臨時の職員等につきまして、なるべく待遇が改善されるように少しずつ努力しているところでございますが、来年度に向けてさらに改善できるように進めているところでございます。それには、会計年度任用職員というような制度も来年度から導入されるというのも踏まえまして、今どうするかというのを進めているところでございます。

それと、行政が罰則がないので手本になるべきということですが、おっしゃられるとおりでございます。これからも見本となれるように、市として努めていきたいなと思っております。

抜本的な改革というようにございましたが、先ほど申し上げましたが、来年度実施しますその改革、抜本的な改革ということで進めておりますし、その中では時間外の削減ですとか、休暇の取得というのもきちんととれるように進めているところでございます。一部、今年度から実施している部分もございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、次の職員の適正化計画ですか。計画を達成するため、臨時職員の経費がかなり増えています。それと同時に、業務委託料の経費も増えているわけでございます。いずれにしても、人件費、職員数の削減は、これでは見せかけだけの目標達成だと思うんですね。このことについてどのように考えているのかお尋ねし、また、定数条例の人数と定員適正化計画の人数の違いについてお尋ねしますが、定員適正化計画に合わせて定数条例を改正すべきだと思いますが、なぜ実数に合わせた改正をしないのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） まず、経費のお尋ねがございました。臨時の職員のほうの経費が増えているだろうと、委託料も増えているだろうとございます。トータルで考えていただければありがたいかなと思っております。確かに、臨時の職員が増えているとすることで、業務委託料もあるいは増えているというようなことで、物件費が増えている面はございますが、それをはるかに上回る額として人件費が減っておりますので、人件費と物件費といいますが、それを合わせた額としては合併前と比べて相当減っているということはお理解をいただければと思います。決して見せかけということではないというふうに思っております。

それと、定数の数値と実際の定員管理のほうの数値に大きな違いがあるから見直してはどうかというご提言でございます。ご提言ありがとうございます。ただ、今現在、同じような形でしばらくは見続けたいなと思っております。行政の需要と申しますか、事務が今後どういふふうになるか非常に不透明な部分もございますので、定数は定数として、ただ、一方で実態を表す定員の適正化計画、そちらのほうで定数を適正な数にしていくような形で努めたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、行政というのは、みんな条例によって動いているわけでしょう。その中で、なぜ、じゃ定数条例、その際また直せばいいじゃないんですか。その中で、いずれにしても、この臨時職員の、また次にあれしますけれども、臨時職員だってかなり増えているんですよ。いずれにしても、市長の肝いりで行政改革課を設置したわけですが、これは見せかけだけの、上辺だけの目標達成でなく、業務を改善し経費の削減に努めるべきだと考えますが、市長は具体的にどのように指示したのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 臨時職員、再任用制度の問題、任期付、いろいろと採用するわけでありましてけれども、確かに行政改革推進課を作って、そういった部分をしっかりと各課を見回りながらやはり合理化、そういった部分を進めてほしいというようなことは、ずっと言ってきたつもりでありますけれどもなかなか、定員適正化計画というものがありまして、その線でまずはやっていこうというようなことの中で今動いていますので、先ほどお話がありましたように、条例定数も、この第3次行政改革アクションプランが令和3年に終わるわけありますので、そこの辺で一つの区切りとして条例定数のことも考えていきたいなど、そのように思っているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、次の臨時職員についての2回目を質問しますが、働き方改革の施行により、同一労働同一賃金など、民間企業では各種の調整を行い、従業員確保のための対応を行っています。臨時職員の業務は単純労働がほとんどですが、これらの対応について、市ではどのように考えているのかお尋ねします。

そこで、平成30年度の臨時職員で常時雇用の人数と5年前の人数について、また、資格が必要でない常時雇用の臨時職員で勤続年数5年以上の職員数と10年以上の職員数、それから65歳以上の職員数についてお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 平成30年度の常時雇用、その人数、それと5年前の人数ということについてお答えをいたします。

臨時職員の中で常時的な雇用として定義をしましたのは、社会保険に加入している人を常時というふうに定義づけしてカウントいたしました。その数値を申し上げますと、平成26年は常勤的な者で116人でした。現在は214人となっているところでございます。

それと、その次に、5年以上、10年以上、あるいは65歳以上というお尋ねがございましたが、すみません、今手元に数値がございませんので、ご容赦いただければと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今の答弁ですと、臨時の常時雇用ですね、これが約倍になっているんですよね。その中で長期にわたって臨時職員を雇用しているわけですが、また年金受給者の高齢者の雇用も行っていると思います。職員には定年制がありますが、臨時職員の常時雇用者の定年制について市長はどのように考えているのかお尋ねします。

また、臨時職員の保育士の問題についてどのように考えているのか、併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 細かい話ですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

臨時の職員、常時の分がかなり人数が増えているということですが、これにつきましては分野によって増えている部分がございます。保育士ですとか学童保育のほうの補助員ですとか、そういったところ、子育て施策に力を入れている中で増やしているところでございまして、そこはご理解をいただければと思っております。

長期にわたって雇用しているのではないかとということもございました。これにつきましては、先ほどの答弁の中でちょっと触れましたけれども、来年度から会計年度任用職員というような形式に移る部分が多数ございます。常に臨時職員として年間雇用している人間につきましては、現在の形態からだいぶというか、かなり変わります。お金も、賃金ではなくて今度は給料で払わなければならないという部分の制度改正もございます。そういった中で、改善されていくのではないかなというふうに考えております。

年金をもらっている人もいて、定年制という、定年どうかというようなお話もございましたが、今この働き方改革の中では高齢者の方の活用というところも視野に入っているところでございまして、働ける人はなるべく活躍していただこうと、そういう形で進めているところでございますので、一律にその年数をもって定年ということではなくて、有効に活用できるといいますか、働いていただける方についてはお願いしていきたいと、このように進めて

いるところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 働ける人に働いてもらう、これは結構だと思います。ただ、そんな中で、定員適正化計画を作って、それで今度は臨時をどんどん、見せかけはいいけれども、裏では、これではまるっきりその真逆のことをやっていると思うんですよ。その辺をもっとやり公平、公正にやってもらいたいと思うんですがいかがですか、それは。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 定員適正化計画を作って、実際はその臨時が増えているから真逆ではないかというような、ご質問の中にお話がありました。先ほどの答弁と重複することになりましょうが、全体としては金額ベースで大きく減っておりますので、そこでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは再任用職員についてでございますが、働き方改革関連法などにより、民間企業では定年延長や豊富な経験、知識を活用し、高齢者の雇用を行っているわけでございますが、今までの回答で、前回の答弁と全く違うことがあるわけですよ。それというのは、私、これは課長から書類をもらいましたが、平成29年度再任用職員、年間221万8,000円になっているんですよ。それが先ほどの答弁ではかなり低いんですがね。私は、この前の答弁だと、市の臨時職員から見て再任用職員は約倍の日給になっている、時間給になっているんですよ。業務内容は、先ほども答弁いただきましたが、また私もある程度聞いた話でございます、見た話でございますが、臨時職員でも対応できるんじゃないかと思うんです。これでは、年金受給までの対応策だと思うんですよ。このことについては、市民に理解できる給与体系にすべきだと思います。市長はどのように考えていますか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私のほうで、数字の話、違うという件が出たことにつきまして、お答えいたします。

前回の答弁と数字が違うということでしたけれども、前回申し上げた数字は共済費も含め

た形でのお答えをしておりました。きょう申し上げた数字は、共済費を含めておりません。給与だけということにしております。と申しますのは、県の最低賃金等と比較するために同じベースのほうがいいのかなということで、ベースを同じにしたということでの違いでございまして、本質的な違いはございませんので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 明智市長。

○市長（明智忠直） 再任用制度については、確かに市民に理解されない部分も多いと思います。そういった部分では、しっかりとこれから再任用制度の活用について市内、そしてまた議員の皆さん方にもご意見を聞きながら、再任用制度が国の制度でありますので、その制度を活用しながら、しっかりと地方自治にとってもプラスになるような方向を見つきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） たしか、年金、国が延ばした関係で、これは雇用制度を変えましたよ。それが今度の高齢者の雇用でございしますがね。ただ、そんな中で、私は先ほども、今再任用職員は、臨時職員と比べてちょっと人件費が高いかと、私の計算ではね。年金額、今、年金問題、まだいろいろ問題出ていますけれども、年金問題、月19万2,000円ですか、そういう試算が出されていますが、ですから私は、週3日働いて、その年金額に合わせた金額で市は支給しているんじゃないかと思うんですね。いずれにしても、3日では本当に腰かけ程度のあれなんですよ。ですから、そうなりますと臨時と全く同じような、働く人は考えになると思うんですが、いずれにしても、給与に見合った業務を行えばいいのではないかと私は思っております。そんな中で、今の週3日の勤務ではなく、週3日では全く中途半端だと思うんですよ。ただ単に、ですから私が先ほど言いましたように、年金受給までの市としての対応策ではないのか、一般職員と同じ週5日の勤務にすることはできないのかお尋ねします。そしてまた、何で今までそれをやらなかったのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時15分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

再任用職員について、なぜ週5日、フルにしないのかということでもありますが、そのまま週5日という勤務で残ってしまいますと、全く人数が減らないということになってしまいます。そうしますと、新規採用職員のほうの採用がなかなかできないということになってまいりますので、制度始まった当初につきましては週3日ということで、新陳代謝を図る意味でも少し抑制をしていたところでございます。ただ、今後は週5日ということも十分考えていきたいなと思っておりますし、来年度、令和2年度からの再任用職員については週5日のフルタイムの勤務というのを進めたいなと考えております。

それと、給与が見合ったものになっていないというようなお尋ねもございました。再任用職員がというよりは、臨時の職員が少し低いのかなという部分もあろうかと思えます。先ほどのお答えした中と重複する部分もあろうかと思えますが、臨時職員の待遇について現在改革が進められようとしておりまして、来年度からは会計年度任用職員という形への変更が予定されているところでございます。そうしますと、賃金のほうがもう少し改善されて差が縮まるというふうに、このように考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、これは定員適正化計画、行革の中で作った中で、ただ逃げのために週3日にしてあるんじゃないんですか。5日では、定員適正化計画の実数の中に入っちゃうから、そういうふうにしたんじゃないかと私は思いますよ。やっぱりこれは、せっかく行革課を作ってそれをやっているんですから、やっぱりまともな方法でやってもらいたい。ただ逃げの手を打つんじゃないく、まともにやってもらいたいと思います。いかがですか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが、週3日にしたというのは決して逃げということではございません。週5日でフルで残ってしまいますと、人数が全く退職でも減ら

なくなってしまうので、新規の採用の職員を極力抑えるということにつながってしまいます。そういったことがないように、新陳代謝が図れて、年齢構成もある程度きれいな形になるようにということを目指して行ったものですので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私は、ただ定員適正化計画を守るためにそういうことにしてあると、私は思っております。

そういう中で、あと任期付職員について2回目の質問をします。

退職者のほとんどは再任用職員となっていますが、ほんの数名、任期付職員となっています。今年度、あえて庁舎整備班に任期付職員を配置した理由についてお尋ねします。

そして、庁舎の整備に当たっては全て入札が終わり、設計管理業務、工事の請負の契約も全て締結し、その工事の施工に当たっては設計業者に管理を委託し、また、事務用品のレイアウトに当たってはコクヨという会社に任せ、あえてその部署に任期付職員を配置させる理由がないと考えます。具体的にどのような仕事をするのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 任期付職員の採用の理由等につきましてお答えをいたします。

新庁舎建設班における任期付職員の採用でございますが、ご案内のとおり、ご質問にもありましたけれども、現在、令和2年度中の完成を目指して新庁舎の建設事業を進めているところでございまして、先の3月議会におきまして議決をいただき、着工に入っているところでございます。

このように、工事のほうは進み始めたわけでございますが、本年度、来年度に向けて工事のその進捗管理、非常に大事なことになってまいります。現場でいろいろなことが日々起きてまいります。そういった部分についても整理して、指示をしなければいけません。それと、ご質問にもありましたが、什器備品ですとか、いろんなシステムを選定すること、あるいは最終的にはその移転というような仕事も出てまいります。そういった中で、いろんな調整も出てまいりますし、業務も多岐にわたります。こうしたことから、今年度、任期付職員としまして、これまでの基本計画ですとか実施設計に携わった経験を多く生かしていただくということで能力を発揮していただいて、新庁舎の建設が順調に進むように採用に至ったものでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、工事の進捗状況を何とか言いますが、これは設計業者がみんな全て私はやることだと思えます。また、中の備品は、このコクヨがせっかく入っている、これが全部やると思うんですよ。そういう中で、職員がやることがないと思うんです。そういう中で、いろいろ市民の声として、副市長が令和3年3月末での任期で、その副市長に任命するまでの対応策との話があります。令和3年4月からは新庁舎の業務となることから、非常によいタイミングだとの声があります。

そこで、再度、任期付職員を配置する明確な回答をお願いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

先ほどの部分とちょっと重複する部分も出てこようかと思えます。本体部分、着工しておりますし、設計については確かに管理する会社もでございます。備品についてはコクヨがやっているという部分もでございます。ただ、それで全部済むかといったら、決してそういうことではないと思えます。市としてマネジメントする部分が非常に大事ななと思っております。毎日いろんな部分で発生する細かい事項への対応もでございますし、現場のほうを管理ということで確認をしている部分もでございます。毎週、工程会議というのを開いております。そこにも出席をいたしまして、打ち合わせ等で積極的にかかわっております。業者へも、その中で必要な部分については指示も行っております。工期が遅れないということが非常に大事な部分の一つになってまいりますので、そういった中で、管理という部分で重要な部分を占めていただいているところでございます。

それと、先ほど出ましたけれども、什器備品、各種システム、コクヨが進めているとはいえ、それは案として提案してくるまでの部分でございますので、実際には市のほうで決定行為をしなければならないという重要な部分になっております。周りの箱は進むとしましても、中身も大変重要になってまいります。使い勝手をよくしていかなければいけないという部分がございます。そういった意味で、任期付職員には活躍をしていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、次にRPAの関係でございます。

たしか、これは行政は遅れております、先ほど答弁いただいたように。

その中で、優秀な職員を集め、任期付職員までも配備し新庁舎整備が進んでおりますが、新庁舎ではRPAとAIの活用のためどのような整備を考えているのかお尋ねします。

そして、どのような業務で労働時間の短縮や職員削減を図っていくのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 今後のRPAやAIの活用ということでございますが、先ほども答弁いたしましたけれども、まだ全国的にもそんなに広まっているものではございませんし、試験的に導入されているものでございます。結果がはっきり示されているものではございませんので、どうなるのかというのをしっかり情報収集をしながら、活用できるものなのかどうか見きわめを今は行っていきたく、そのように思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 民間企業では、かなり経費削減をしているわけですよ。その中で、やはり行政も民間企業と同じように運営していかなければならないわけでございますが、そのために今行政のバランスシートが義務づけられたわけですね。そして、民間企業では一番高いのは人件費だと言われておりますが、そういう中で、本市では任期付職員や臨時職員の大幅な増員など民間では考えられない人件費の増加となっているわけでございますが、いち早く民間企業の手法を取り入れて事務改善を行うべきだと考えますが、市長の見解をお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いろいろ新しい技術が入ってきてくれるということは、その試行もやらなければならない部分はあるかと思えます。ただ、先ほど来、臨時職の増員やら、常勤の臨時職が増えているというような部分も指摘をされておりますけれども、私自身の考え方としましては今、地方創生、地方の時代と言われておりまして、職員のいろんな地域手当、そういった部分もありませんし、優秀な人材はみんな都市部へ引かれてしまうと、そんなような思いもありますし、ある程度行政がそういった地域の活性化、地域の地方創生、そういった部分を含めながら職員の雇用の場、そういったものはしっかりと優秀な人材を集めたい

と、そんなような思いもありますし、それと人工知能やら、その新しい技術、そういった部分での、いろんな部分での絡み合いを考えながら今後いい方向で行政を進めていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 大きな2番目の（1）でございますが、市長が出席する際、基準はないということでございますが、その中で、ただ、市民の声としては、代理として副市長が出席しても、やっぱり市長が出席しないといういろいろ不満があるわけですよ。そういう中で、今後どういうふうにならぬか対処していくのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 原則的には全て出たいと、そういう思いは持っておりますけれども、スケジュール的に重なる部分、あるいは自分自身の私的な部分もありますし、それと体調もあります。そういった部分をいろんな部分で考えながら、公平、公正、バランスのとれた、そういった出席をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、（2）でございますが、生涯活躍のまちづくりの構想で用地の問題があると言われております。農振の除外など、土地取得の問題など、どのようなスケジュールになっているのかお尋ねします。また、この事業計画のスケジュールについても併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 生涯活躍のまちの農振除外のまずスケジュールということでございます。農振除外につきましては今、転用の計画を固めていく中で、千葉県の方と協議を重ねております。いろいろと問題点を潰していきながら進めていく予定ですが、最初の計画では今年8月ということ公表しておりますが、多少遅れぎみなのかなというのは確かにございます。ただし、計画のまち開きが、令和3年の4月には何とかまち開きをしたいと、全てができて上がるわけではないんですけれども。失礼しました、令和4年ですね。そういった形で進めているところでございます。

進捗については以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦）　そういう中で、市民の中では、中央病院近くに大型ショッピングセンターや有名なコーヒーショップができるとの話が先行しています。これは生涯活躍まちづくりの構想の中での施設と思われませんが、具体的な施設内容について市民にそのような説明を行ったのかお尋ねします。また、市民に誤解を招かないような説明会を行う予定があるのか、併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世）　高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　お答えいたします。

ショッピングモールのようなものやコーヒーショップができるということについて、いろいろ臆測があるというお話でございますけれども、これにつきましては、今年の1月11日に決定しましたイオンタウン株式会社を代表事業者とする最優秀提案者と、提案のあった事業計画についてより魅力を増すために、導入する機能やそれを行う事業者等についての検討を定期的に行っております。したがって、詳細については今詰めているところですので、市民の方々にこれですとお示しできるものではございませんので、その辺はご容赦願いたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦）　それでは、（3）でございますが、人事評価を行うためには、評価する職員、つまり評価者の能力、基準が重要であると考えます。

評価者を市長はどのように考えているのかお尋ねします。また、職員の育成に対する市長の取り組みについて、併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世）　高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。
明智市長。

○市長（明智忠直）　人事評価、人事考課というシートを作って、各課課長の最初は評価をもらいながら、副市長、市長とその課長以上ですか、その評価を課長が評価をするということではありませんけれども、副市長と市長がその課長を評価するというところで今やっているところでありまして、それは行動考課と実績考課というようなことの中で評価をしておりますので、それを総合的に判断をしながら総合点を出していくということで今やっているところですので、その結果、やはりA・B・C・Dというようなランクづけをしまして、それにいろんな異動、昇給、そういった部分も考えていきたいと、そのように今やっている状況

でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、大きな3点目の（1）でございますが、確かに交付税は総額で11億円増えていますが、一般分、つまり自由に使える分は16億円も減り、市で借金した公債費分が16億円増えていますが、市としての部分は実数は増えていません。増えている分はあくまでも中央病院分です。私が思うには、公債費算入分が増えれば実質分、つまり自由に使える分が減っているように見えますが、これについてどのように分析しているのか、また、交付税が激減緩和措置により主因となる年度、その年度の見込額をどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、交付税は全体では増えているけれども、病院と公債費分を除いた分については減っているのではないかとということですが、この要因としまして、合併算定替の段階的な仕組みによる影響額、これが約4億7,000万円ほどあります。また、税制改正により、個人住民税のうち、平成19年の税源移譲による基準財政収入額の増加、これも交付税額を減らす一つの要因となっております。そのほかには、基準財政需要額の算定に用いる単位費用の減、こういったものがあるかと思えます。

それと、合併算定替の関係です。縮減ということですが、現在、平成30年度はその差額の半分になっております。この終了するのが平成32年度で終了いたしまして、33年度からは、失礼しました、32年度が最終年度でありまして、33年度で終了ということになります。

それで、今現在の平成30年度の交付額で計算しますと約4億5,000万円減っているという見込みでございます。最終的には約9億円の減になるという見込みでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 交付税につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものということでございます。それで、今まで合併で有利な交付税という話がありますが、けれども、それにつきましては合併特例債による算入分が多いものというふうに思っております。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 病院分、公債費分が増えているために残りの分が減っているというわけではございません。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと私は理解できない。交付税が現状のような状況で、公債費、中央病院分の算入が増加して、一般分、つまり実質自由に使える分が減っているわけなんです。国の交付税が増えなくては、公債費算入分が増えても、自由に使える分が減ってしまいます。公債費算入分は、臨時財政対策債や合併特例債の分です。自由に使える分が増えないのは、国の交付税額が増えないからではないのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 国の交付税につきましては、平成29年度から30年度にかけて減っているという事実はございます。それで、合併特例債に係る交付税につきましては増えているという部分がございます。それで、全体的に合併特例債分の交付税が増えているから残りの部分が減っているという事実はございません。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと理解してもらえないようですが、旭市は交付税が増えていますけれども、それは増えたのは中央病院分だけで、市の部分は全然増えていないわけですよ。公債費分が増えたけれども、その分、自由に使える金が減っちゃっているわけですよ。旭の、ですから、交付税は金額は同じなんです。その辺、十分理解した中で、財政運営していただきたいと思います。

次に、（2）でございしますが、私は臨時財政対策債を交付税の代替と考えています。本来国が交付税で交付するべき額を、市などの公共団体が財源が不足する場合、臨時財政対策債として借り入れることです。この発行可能額に対し、数年後、交付税の基準財政需要額に全額算入されるものです。財源が不足しなければ借りなくてもいいわけですが、交付税に算入されるものです。すなわち今後の財源の先食いです。

このようなことから、基金と臨時財政対策債を比較して、同額以上が基金に残額としてあれば、よい財政状況と考えますが、いかがかお尋ね。また、臨時財政対策債について、歴代の担当課長の答弁では、二度入って出は一度と、全く有利な財源だとの答弁でしたが、私には全く理解ができませんでした。今年度の財政担当課長は臨時財政対策債をどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、臨時財政対策債でございますけれども、平成30年度の末の残高については122億円でございます。先ほど財政調整基金のお話がありましたけれども、それが95億円で、27億円のマイナスということになるかと思っておりますけれども、この臨時財政対策債につきましては、元利償還金相当額の全額が後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入されることから、年度末残高約122億円に対して、今後の交付税算定見込額は132億円と、プラス10億円というふうになることとなります。これは臨時財政対策債を限度額まで発行しなかったということで、プラスになるということでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 臨財債は二度入って一度出るということですが、二度入るとするのは、一度は直接借金をしてお金が入るとというのが1点ございます。その後、借金の返済はありますけれども、その分、国から入ってくる、同額の金額が入ってくるという考え方だと思います。残るのは、当初借金をした金額、それが交付税に相当する金額ということで、交付税がなかった場合は、そのまま入ってくると。その後は、1マイナス1ですので、同じ金額というふうに理解しております。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） ですから、今お話ししたとおり、1回は借金として入ってきます。それで、借金の返済として国からその分が入ってくる。それが2回ということで、前担当者はお話ししたことと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、前の課長と同じで、全く理解、2回入って1回、そんな有利な財源あるんですか。まして国が金がない中で。もう少し課長、それは勉強してもらいたいと思いますよ。

じゃ、借金の穴埋めはどういうふうにするんですか。借金は、結局、臨時財政対策債は借金でしょう。借金の科目はどうなるんですか。そんな中で、あの借金の残高というのはなく

なるんですか、2回入って1回ということは。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 先ほど申し上げたとおりだと思いますけれども、借金の部分につきましては返済を市でしまして、その分については国からの補填があるということです。ですから借金の返済は市でします。それで、それについては補填があるという考えでございます。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 今の説明、もうちょっと分かりやすく説明できるか分かりませんが、まず臨時財政対策債というのは地方交付税の身がわり分だと。一番最初は、国が丸々借金をして地方に配っていたお金。ですから、もうそのお金自体は、まず地方公共団体のもともとの交付税の一部であるということなんです。ですから、それを代わりに借り入れる額を示して、そこまで借りていいですよ、その借りるという行為があつて、例えば100万円、臨時財政対策債借りていいですよと100万円借ります。そうすると、1回目、借りたお金ですけれども入りますよね。そのお金を、例えば20回に分けて返すと、1回5万円ずつです。5万円に利息をつけて払いますと、5万幾らか、その分、国のほうが算定してくれます。それが入ってくる。それが20年たつと、100万円借りたものは丸々入ってきて、もとの100万円ももう既に使って、自由に使えていたお金ということで2回入ると。返すのは、あくまでも1回ですよという、そういうことを前の担当者は言ったと思います。非常に縮めて小さくしてお話をしましたけれども、そういうことだと思います。

じゃ、その借りたお金を国のほうが交付してくれているけれども、じゃ、そのお金はどこから出てくるんだということがあるかと思いますが、もともと地方交付税というのは税、地方交付税財源として割り当てられた所得税だったり、酒税だったり、そういったものの集合であります。ただ、それだけで足りなくて、今国のほうから、一般会計からも回していますし、それらを補填して16兆幾らかという数字にして配っているという状況でありますので、それでもさらに足りない分を、地方の需要全体の中で足りない分を臨時財政対策債というので補っているということなんです。国の政策の中で、そういった形で地方がきちんとさまざまな政策を行って運営できるようにしていると、そういうことだと思います。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） あくまでも市で借りた借金になりますから、借金になります。ただ、その借金を返します。返すときにそのお金を補填されているので、最初に借りたお金、それはそのまま市で使っていいですよということになっているという、そういうことです。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） じゃ、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時54分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時 0分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、（2）の臨財債の関係で基金の関係でございますが、国が財政難の中で、この臨財債については、2回市に入って1回出ということに関して私は全く理解できないわけでございますが、そういう中で執行部の皆さん方には、やはり質問者、それから議員の皆さんが十分理解できるような答弁をお願いしたいと思います。

それで、これは幾らやっても堂々巡りでございますので、次に入ります。

時間の関係がありますので飛ばしまして、（5）ですか、税の徴収率の関係でございますが、税の徴収率の中で市民税と比べて固定資産税の徴収率が悪くなっているわけでございますが、この中に都市計画税が含まれています。都市計画税は目的税で、その用途は都市公園や下水道の整備事業のための財源とします。現在、都市計画税は旭地域全域に課税されているわけでございますが、そして税率は0.2%で、これは合併前から課税されています。都市

計画税を課税するときの条例制定時、当時市長は議員としてその課税するための条例案の賛否に議員としてかかわっていたと思います。課税区域を全域としての都市計画税のメリットを受けない地区などに対して、どのような考えを持っていたのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 20年くらい前ですので、あまり記憶は確かではありませんけれども、旧旭市全域で都市計画税を敷くということにつきまして、私どももよく理解していなかった部分がありまして、全部農地も一般の土地も全部都市計画税がかかってしまうのではないかとというようなことの中で、かなり最初は理解に苦しみまして反対というような部分もあったんですけども、執行部とのよく説明、そういったものも聞きながら、そういった用途地域の部分に対して都市計画税を敷くということの中で納得したと、そんなような記憶がございますのでよろしくをお願いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、それは市長はこの都市計画税は、これは指定した地域全域にかける、もしくはその地域だけという方法があるわけですが、受益区域だけじゃなく全域にかけてもいいということで理解したわけなんですか、その辺をお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 農地は対象外だということの中で了解をしました。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは農地は当然かからないわけなんですよ。その中で農地がかかればいけないということで自分、市長は全く受益者の区域外ですけども、全域にかけてもいいということで了解したということですね。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） ただそれだけではなくて、目的税でありますので、市がどういうことをやるのかという部分はちゃんと理解、説明を受けて理解をしたところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。公共下水道やら都市計画道路、そういった部分を説明を受けましたので理解をしました。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 片 桐 文 夫

○議長（向後悦世） 続いて、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（1番 片桐文夫 登壇）

○1番（片桐文夫） 議席番号1番、片桐文夫です。

向後議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

本市の平成29年の農業産出額は581億9,000万円になり、愛知県田原市、宮崎県都城市、茨城県銚田市、北海道別海町に次ぎ、全国5位という順位を上げました。生産者をはじめ、関係者の皆様のたゆまぬ努力の結果と大変うれしく感じております。

時代は平成から令和と移りましたが、今後も行政を含め地道な努力を積み重ねていただきたいと願っています。

そこで本市の基幹産業である農業について大変気がかりな点がありますので、質問させていただきます。

昨年の6月定例会において、鳥獣被害について質問させていただきました。いろいろと努力はしていただいていると承知しておりますが、被害は拡大しているように感じられます。

そこで、対策の進捗とその後の状況について1項目3点の質問をいたします。

1点目、被害の現状について。昨年の回答では、被害が少額であることから被害の報告をしない農家もあるようだ、今後は被害状況を把握するために、県や関係機関と連携し情報収集の仕組みを構築するよう努めたいとの回答でした。この情報収集の仕組みの構築についての進捗状況と、平成30年度の被害状況について、イノシシ、ハクビシン、鳥類等、それぞれ件数と被害額を伺います。

また、イノシシについては人的被害も心配され、生息域が広がっていないのか大変気がかりになります。昨年の回答では、平成29年度の見撃情報は43件という回答でしたが、平成30年度の見撃情報件数と見撃された場所について、行動範囲の拡大があるのかどうか分かるように回答願います。

2点目に対策について伺います。昨年の私の質問に対し、イノシシは箱わなやくくりわな、ハクビシンは小型捕獲機などを使った捕獲を進めていくという回答でした。これらの効果はどうであったのか、また、防護柵の設置や追い払いなど、これらの補助制度を含めて捕獲以外の対策を行う予定がないのか伺います。

3点目ですが、近隣との連携について。昨年、銚子市、東庄町と連絡会議を実施するとい

う回答をいただきました。その後、この会議がどういう形で何回開かれ、どのような話し合いがあったのか、連携してどういう対策を進めていくのか伺います。具体的な成果があればぜひ詳しく教えていただきたいと思います。

以上で1回目の質問は終わります。再質問につきましては、自席で行わせていただきます

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは鳥獣被害の現状と対策について、それで農作物の被害の現状についてということで、まず1点目が情報収集についてになります。

旭市鳥獣被害防止対策協議会を開催いたしまして、関係機関と情報交換を行っております。また、住環境被害を担当する環境課と情報共有化を図っているところでございます。さらなる被害防止を行う上で、行政をまたいだ広域的な連携が図られるよう、県などの関係機関のほうに要望しているところでございます。

次に、被害状況になりますが、国と県のほうへ報告をしております本市の野生鳥獣による農作物の被害状況調査では、件数の取りまとめがないので被害額だけの報告になりますが、平成30年度はカラスやハトなどの鳥類被害が1,380万6,000円、イノシシによる獣類被害が59万7,000円で、被害額の合計は1,440万3,000円でした。

あと、目撃情報のほうですが、平成30年度のイノシシの目撃件数は19件で、以前と同様に海上、飯岡の高台地区で、銚子市との行政界周辺での目撃情報が多くなっております。行動範囲はおおむね変わっていないと思いますが、ただいま申し上げました銚子市との行政界周辺での目撃が多くなってきているところでございます。

次に、（2）の対策につきましてですが、効果のほうは、昨年度の旭市の捕獲実績はイノシシが14頭、ハクビシンが25頭あり、一定の効果は得られているものと判断しております。捕獲以外の対策では有害鳥獣駆除を地元猟友会に委託しておりまして、巡回、見回りなどをお願いしているところでございます。

補助制度につきましては、わな免許を取得し猟友会に加入して捕獲事業に参加いただける場合には適用になりますが、それ以外の方には現在行っていないところでございます。あと、防護柵の設置という点では、現在設置等の希望等ございませんので、そういったものが要望により、支援策のほうを今後考えていきたいと思っております。

次に、（3）の近隣市町との地域連携についてになります。

本市の主催で昨年6月に銚子市、東庄町と連絡会議を開き、情報交換を行ったところでご

ございます。また、本年3月には会議の参集範囲を拡大いたしまして、海匠農業事務所のほか、香取市、匝瑳市にも参加していただき、2回目の情報交換を行ったところでございます。

会議の内容につきましては、主にイノシシ関連で、お互いの目撃情報の交換、捕獲状況などの情報の共有化を図ったところでございます。どの自治体も箱わなとくくりわなによる捕獲が主となっており、今後はさまざまな対策を模索していきたいというような意見でございました。また、銚子市では電気柵の補助を行っている等、新たな情報も得たところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 大変よく分かりました。

目撃情報は去年、29年度より30年度は減っているというような状況がうかがえました。

また再質問といたしまして、1点目の農作物被害の現状についての中で、旭市鳥獣被害防止対策協議会とはどのような構成で行っているのか、また、イノシシの行動範囲の調査は実施しないのか、お伺いいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、再質問にお答えいたします。

旭市鳥獣被害防止対策協議会の構成についてということでございますが、構成メンバーのほうは、市の農業委員会、銚海猟友会の旭支部、ちばみどり農業協同組合、海匠農業共済組合、地域の代表として当該地域の区長と市で構成しているところであります。構成ではありませんが、アドバイザーとして、海匠農業事務所の被害担当、または海匠地域振興事務所の自然保護担当の方々にも出席をいただいているところでございます。

行動範囲の調査は実施しないのかというようなことでございますが、調査につきましては、現在、県などの広域連携を要望していく中で、広域的なものを行わなければならないのかなということで今後協議していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それで、その1点目の中で、高台での目撃情報ですか、高台での目撃が主だというような話でしたが、高台だけではなく下場にもおりているという話を私も聞くん

ですけれども、そういった対策についてはどう考えているんでしょう。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 高台以外の目撃情報があり、下のほうにもイノシシが出ているというようなことで、実際に何件か国道126号線の飯岡地先のほうにも目撃したというような情報等もいただいております。そういった場合には当然、業務を委託しております銚海猟友会のほうにお願いをいたしまして見回り、または現地の確認等をしていただいているところでございまして、必要に応じて箱わな等を設置するようなことで調整を行っているところであります。

あと、出没状況がただ単に通過したものであったりとか、いろいろ状況が違いますので、その辺はそういう内容に精通しました猟友会の方に判断をお任せして対応しているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 2点目の対策について再質問を行います。

近年の捕獲実績はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、近年の捕獲実績はということでございますので、30年度は先ほど申し上げましたが、平成28年度になります。平成28年度はまだイノシシのほう、有害鳥獣駆除の捕獲許可はとっておりませんのでゼロでございます。ハクビシンにつきましては、28頭の捕獲をしております。平成29年度はイノシシが3頭、ハクビシンが24頭でございます。平成30年度、再度申し上げますとイノシシが14頭でハクビシンが25頭となっているところでございます。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 3点目の近隣市町との地域連携についての再質問を行います。

会議はこの先継続していくのかどうなのか、ちょっと伺います。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 今後会議のほうは継続していくのかというようなご質問でございますが、どの地域に出没しているか、捕獲されているか、それぞれの状況等を把握する上で、

各自治体等の取り組み状況を把握したりというようなもので、継続することが大変有意義であると考えておりますので、本年度も継続して行えるよう関係する自治体のほうに呼びかけていくつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それで、3点目の近隣市町との地域連携について再々質問ですか、行います。

近隣市町との地域連携についてなんですけれども、連絡会議の中で銚子市が電気柵設置の補助を行っているとのことで、市でも要望があれば検討したいそうだが、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、電気柵の補助のほうはどうかというようなご質問でございます。

農地のほうを防護柵等で覆うのは有害鳥獣対策の手段の一つでありまして、大変効果が考えられるものであります。市の対策事業では現在、防護柵等の設置の補助は行っておりませんが、農家が購入し設置した場合に市のほうが補助ができるのかどうか、そういった点につきましてはいろいろな意見があろうかと思いますが、今後ちょっと検討して、そういったものが進んで鳥獣被害のほうが防止できるのであれば検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 今の話の中で電気柵についてなんですけれども、この千葉県下で5市町村ですか、現在補助を行っているという現状を私は聞きました。本市でもぜひ有害鳥獣対策の手段の一つ、今課長のお話にもありましたように、有害鳥獣対策の手段の一つということですから、本市でも取り上げていただければなと思います。また、その電気柵につきましてハクビシン等、結構効果があるというような話も農家のほうから聞いていますので、ぜひそういったあれが農作物の被害拡大、人的被害が出る前に、早目の対策をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長（向後悦世） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（12番 伊藤 保 登壇）

○12番（伊藤 保） 議員番号12番、公明党、伊藤保、議長より発言の許可がおりましたので、通告に従い質問をいたします。

時は平成から令和に変わり、新しい時代を迎えました。今の世界情勢を見ますと、ヨーロッパなど海外では保守主義やポピュリズムなどが台頭して、政治が不安定になりつつある中で、日本は政治が安定することで経済などさまざまな分野でも、また、国際社会からも信頼が増してきております。旭市も合併から間もなく14年になり、災害に強いまち、安心して暮らせるまち、生涯を通して住みよいまちになるように努めなければならないと考えている一人です。

早速質問に入ります。

国はこの10月より消費税率を10%にする中で、軽減税率導入や社会保障の充実といった対策を打ち出すようですが、この10月より幼児教育・保育無償化になりますが、幼保無償化について2点ほど伺います。

現行の内容について。旭市では第3子以降無料化、また、この4月より市の単独事業で主食部分を無料化する予算案595万円が当初予算に反映されていますが、現行の内容を伺います。

2点目に10月からの変更内容について詳しく伺います。

続いて2項目めですけれども、高齢化社会について。今後、人口減少とともに大きな問題が高齢化に伴う現象であります。現在、各地域で問題になるだろうと思われる3点を質問いたします。

1点目に、側溝清掃について。合併前から各地域では住民が日曜になると総出で側溝の清掃をしてきました。当時はまだU字溝が主流であったと思います。現在の市道は側溝にふたがされており、年齢を重ねてきてふたを持ち上げることが困難な地域もあり、また、交通量が増えて地域住民には危険を伴うこととなります。現状どのような側溝清掃などを行っているのか伺います。

2点目に、ごみ出しについて。広域ごみ処理施設が完成する予定となっていますが、高齢者世帯が増える傾向にある中で、手押し車などで地域のごみ収集場にごみを持っていく高齢者の姿が見られます。現在の状況、そして収集場の申請の仕方、方法などを伺います。

3点目、コミュニティバスなど公共交通機関に頼る高齢者が増えていく中で、コミュニテ

ィバスの本数が少なく、正月など運行が休みであります。タクシーで往復した場合は1万円近くになって治療費より多くかかってしまう、こういう声も聞かれております。限られた生活費の中で厳しいとの声も耳にします。また、買い物をしたくても行けないとの声もありますが、現在、社会的ニュースになっている高齢者ドライバーの事故を防止するためにも、よりよい公共交通サービスが必要と考えますが、現在どのような交通手段のサービスがあるか、買い物や通院について伺います。

3点目、風疹ワクチン接種について。風疹ワクチン接種が予算化されましたが、一緒に住む夫が風疹にかかると、感染した妊婦のおなかの中の赤ちゃんが後遺症などで重篤な症状になる確率が高いと言われております。そこでこの公費負担の風疹ワクチン接種の内容について伺います。

以上、1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席で行いますので、明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） ただいまの質問のうち、1番の幼保無償化について、（1）現在の内容について、（2）変更内容について、お答えいたします。

初めに、（1）について回答します。

現在、旭市に住所を有し保育の支給決定を受けた児童が保育所及び認定こども園などを利用した場合、保育料を徴収しております。保育料の額は、国の基準を参考に最高金額を月額4万3,000円としており、世帯の所得区分に応じて保育料を設定しております。

本市では、保護者の経済的負担を軽減するため、国基準より低く設定し、差額については、旭市が負担しております。生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯のうち、ひとり親世帯や障害児者がいる世帯につきましては、保育料が免除されております。そして、国の多子軽減制度や市町村民税所得割合算額に応じて、第2子は2分の1、第3子以降を無料に軽減されております。

また、旭市独自の制度で、市町村民税所得税割にかかわらず、18歳に達した以後の最初の3月31日までの児童が3人以上いる世帯の第3子以降の児童の保育料を無料としております。

続きまして、給食費でございますが、給食の取り扱いにつきましては、教育に係る認定の児童、俗に言う1号認定の児童につきましては、給食費、主食及び副食が実費負担となって

おります。そして保育に係る認定のうち、3歳から5歳の児童、俗に言う2号認定の児童につきましては、保育料の中に副食費が含まれておりますので、主食費について実費徴収となっております。

旭市においては、この4月から公設公営保育所において、週5日の主食提供を実施しております。そして、ゼロ歳から2歳の児童、俗に言う3号認定の児童につきましては、保育料の中に給食費、主食及び副食分が含まれております。

続きまして、(2)の変更内容について回答いたします。

この10月から幼保無償化ということで、無償化の対象範囲につきましては、各施設を利用する3歳から5歳までの全児童が保育料無償化の対象となります。ゼロ歳から2歳までの児童につきましては、引き続き生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の児童が無償化の対象となります。また、認可外保育所につきましては、無償の上限額を設定するなど条件付きの無償化となります。

なお、この無償化制度におきまして、これまで保育料の中に含まれていた給食費主食分及び副食分は原則対象外となるため、通園送迎費や行事費等と併せて各施設において実費を徴収することとなっております。しかし年収360万円相当の階層世帯まで、副食分については免除の対象となる予定でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、2項目めの高齢化社会についての、初めに1点目、側溝清掃についての現状についてお答えさせていただきます。

側溝清掃につきましては、市が管理しております側溝等へ生活排水が流入している部分について、地元から事前に提出していただいております道路側溝清掃計画書に基づき、回収の日程が重複しないよう調整を図りながら、地元との共同作業を実施しております。

作業方法につきましては、地元の方々に泥上げを実施していただき、上げていただいた汚泥につきましては、市が委託している収集運搬業者及び環境課において回収をしております。

委託業者につきましては、汚泥量の多い箇所の回収と地元の方々では難しい大型水路の清掃を実施しております。

続きまして、2点目のごみ出しについての現在の状況及び集積所の申請方法についてお答えさせていただきます。

現在の状況についてですが、旭市内にはごみステーションが約1,300か所あり、設置、管

理については、地元の区や自治会等が行っております。

次に、集積所の申請方法についてお答えします。

ごみステーションを設置する場合には、管理者を決めていただきまして、地元の区や自治会などから申請をしていただくことになり、おおむね10世帯以上が利用することを原則としております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 高齢者福祉課からは、大きい2番の高齢化社会についてのうち、（3）の買い物や通院について現在高齢者向けにどのような交通サービスがあるのかにつきまして、買い物や通院など本市で行っております支援事業についてお答えいたします。

まず、買い物支援についてでございますが、介護保険給付サービスのうち、在宅サービスといたしまして、要介護1から5の方への自宅での日常生活の手助けといたしまして、訪問介護サービスがございます。これは、ホームヘルパーなどが居宅を訪問いたしまして、買い物などの生活援助を行うサービスとなります。

また、要支援1、2、そして生活機能低下が見られる要支援状態となるおそれのある高齢者、いわゆる事業対象者の方に対しましても、介護予防、訪問型サービスによりまして、要介護の方と同様に買い物援助などのサービスを受けることができます、

次に、通院などの支援につきまして申し上げます。

移動方法としまして、車椅子やストレッチャーを利用しなければならない、一般の交通機関であるバスやタクシーなどを利用することが困難な、おおむね65歳以上の高齢者及び下肢不自由な40歳以上の障害者の方に対しまして、医療機関への受診や入退院または介護予防事業所等へ専用車で送迎を行う高齢者等外出支援サービス事業がございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは私からは、大項目3の成人に対する風疹予防接種実施内容についてお答えいたします。

現在、成人の風疹対策として行われている予防接種は、予防接種法に基づく定期接種としまして、昭和37年度から昭和53年度までに生まれた男性が追加対象者となりまして、風疹抗体検査と予防接種が公費で受けられるようになりました。

これは今年度から令和3年度まで、3年間の時限実施となります。初年度に当たる今年度

は、クーポン券を昭和47年度から昭和53年度までに生まれた男性に既に送付しております。

もう一つは、平成30年の風疹流行状況を踏まえまして、妊婦への感染を防止する観点から、市町村が実施する任意接種助成に対しまして、千葉県助成制度が平成30年12月25日に制定されたため、それに伴いまして旭市も助成をするものです。

対象者といましては、千葉県等の風疹抗体検査をまず実施し、抗体価が低いと判定された方で妊娠を希望する女性及びそのパートナー、または妊婦のパートナーとなります。

助成額は風疹の単独ワクチンが4,000円、麻疹風疹混合ワクチンが6,000円となっております。

私からは以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 旭市のこの子どもの手当のほう、非常によくできていると思うんですけども、今のは公立の保育所でございますけれども、現在の保育所、それから幼稚園は公立保育所と違いがあると思いますが、民間保育所、幼稚園は、これはどのようなことになっているのか。また、今後公立保育所と同じようになるのかお聞きします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、再質問につきましてお答えいたします。

まず、民間の保育所についてということでございますが、まず保育料の徴収について、民間と公立も含めて、徴収の仕方についてご説明いたします。

保育所における保育につきましては、児童福祉法に基づき市町村が実施することとされております。そのようなことから、施設が徴収する法定代理受領でなく、保育料につきましては市町村が徴収することになっております。こちらは保育所部分です。したがって、公設公営保育所12施設、公設民営保育所1施設、民間認可保育所5施設分の保育料は市が徴収しております。

また、認定こども園3施設につきましては、確実に教育、保育に要する費用に充てることとされているため、施設が市町村から法定代理受領する仕組みとなっておりますので、直接施設が保育料を徴収しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課からは、私立幼稚園に関する補助金等についてご説明いたし

ます。

現在、保護者に対する子育て支援策としては、私立幼稚園就園奨励費補助金という制度がございます。

私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、保護者が負担する入園料、保育料に対する補助でありまして、世帯所得や子どもの数、兄弟の年齢等さまざまな区分ごとに細かく補助限度額が設定されております。年間の補助限度額の最大は30万8,000円、最小は6万2,200円となっており、国が3分の1、市が3分の2を負担している補助事業でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 明智市長が打ち出した子ども子育て支援策として現在、第3子以降無償になっておりますけれども、この第3子以降無償になっているということでございますけれども、食費などはこの第3子以降はかかっているのでしょうか。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 旭市独自の制度で第3子以降の保育料を免除している方、その場合、給食費が副食分になります。副食分を含めて免除の対象となっております。

また、3歳以上の児童につきましては保育料の中に副食費が含まれているため、主食分のみの徴収となっております。民間保育所及び認定こども園につきましては、主食の取り扱いが施設によってさまざまでございます。主食分を徴収している施設、こちらは2施設、主食を持参していただく施設、こちらも2施設、また、主食を園が提供している施設が4施設となっております。

○議長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 私立幼稚園についてご説明いたします。

第3子以降につきましては、私立幼稚園第3子以降就園補助金の制度により、入園料、保育料及び給食費を無償となるよう補助しておりますので、食費はかかっておりません。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 旭市が今現在負担している経費というのは、どのぐらいになるのか教えていただきたいのですが。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 現在旭市が負担している経費につきましては、主なものとして、民間保育施設への運営費の給付、俗に言う施設型給付費がございます。平成30年度の決算見込額、概算でございますが、民間保育所分が市内5施設で約6億750万円、管外分を含めると約6億3,100万円でございます。

認定こども園につきましては、市内3施設で約2億5,000万円、管外分を含めると約2億5,500万円でございます。

なお、給付費につきましては、保育所分については、国基準の保育料を含めた給付費額で認定こども園につきましては、市の保育料を差し引いた額を給付費として支払っております。

財源につきましては、国が2分の1、県及び市がおのおの4分の1となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課から、私立幼稚園についてご説明いたします。

今年度の予算ベースで試算しますと、園児90人に対し911万3,000円が市の負担となっております。財源の負担率に関しましては国が3分の1、市が3分の2を負担している補助事業となっております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） では、2番目の質問ですけれども、この施行後の旭市の負担額は幾らぐらいになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 今回の無償化制度の施行に伴いまして、市の負担の影響が一番多くなるのは、事業費名で申し上げますと、まず歳入では保育所運営費の負担金、民間の保育所の保育料でございます、及び公立保育施設費保育料、干潟保育所を含む公立保育所の保育料でございます。その収入が約1億200万円ほど減額となります。

また、歳出で申し上げますと、認定こども園施設型給付費給付事業、こちらは約2,245万円の支出の増額となります。

それらを含めて、市が今年度無償化移行に伴う影響額、負担額というのは総額約1億1,400万円となります。今年度につきましては、子ども子育て支援臨時交付金の中で全額、

国の負担とされております。

以上です。

○議長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課から私立幼稚園についてのご説明をいたします。

現在、国から示されております幼児教育無償化の件につきましては、私立幼稚園につきましては月額2万5,700円を上限に、満3歳から5歳の全園児が無償化となる予定でございます。年額にしますと30万8,400円でございます。現在の私立幼稚園就園奨励費の最大の補助限度額が30万8,000円と、ほぼ同額となっております。

これで新制度に移行しまして、私立幼稚園の財源の負担率が先ほどの率と違いまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1でございます。上限額、月額上限額の2万5,700円で試算した場合は、園児90人に対して693万9,000円が市の負担となりまして、現在で考えているものよりも約200万円くらいが下がるというふうな試算になっております。

なお、無償化となった本年度の半年分、後半の半年分の利用者負担額分の市町村負担額4分の1についても、本年度に限り国において措置されるというふうな制度になっているということです。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 無償化というと、これは全部無料というふうに考えてしまう方もおります。実は私も全部無料になるというふうに思っていたんですけども、先ほど主食部分だけは旭市が単独でやっているということでございますが、この主食部分、そのままこれから残してもらえるのかどうか、この辺をお聞きします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 今年度から事業を拡大した主食提供につきましては、保護者の負担軽減及び主食の統一というところを図るために、継続して提供してまいりたいと考えております。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これは副食代、4,500円ぐらいヒアリングのときにかかるということなんですけれども、4,500円はどうしても負担することとなると思うんですけれども、この法律というのは恐らくずっとこのまま続くと思うんですけれども、その辺の見方というのか、

そういったものはどのように考えておられるのか、ちょっと伺いたと思いますけれども。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 本来、保育料が無償になったことに伴いまして給食費主食分と副食分を実費負担ということになっておりますが、今までは保育料の中に副食分とか3歳未満児につきましては両方が含まれておりましたので、この制度になったからといって、いきなり給食費だけを徴収するという事ではないということ、国のほうも対象外ということになった次第でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） じゃ、2項目めに入ります。

この告知方法、今の告知方法、これをしっかりやっていただきたいと思います。勘違いして全部無料というふうに思われてもしょうがないので。確かに4,500円は負担はいたし方ないのかなという気がしますけれども、やはりこれは4,500円というのは全部にかかってきますので、これも試算してみなければ分かりませんが、できれば少しでも安くしていただきたいというふうに思います。

次の質問ですけれども、私道の側溝については、どのようになっているのかお伺いたします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、私道の側溝清掃についてお答えさせていただきます。

地域住民による清掃作業により上げていただいた汚泥は、私道に付随する側溝の汚泥であっても市で回収をしております。

なお、清掃作業自体につきましては、側溝が個人等の所有物であるため、行政としては実施しておりません。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 側溝が所有物ということで、泥そのものは上げて持っていってもらえるということですが、現在の規定ができたというのは合併前に施行されていると思うんですが、それが合併して一つになったというふうには考えられますが、いつごろこ

れを施行されたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、現在の規定ができたのはいつごろかのご質問にお答えをさせていただきます。

現在のシステムについて、至った経緯と時期については、側溝清掃の効率化及び汚泥を適正に処理するために、平成17年7月の合併時から実施していると聞いております。

なお、具体的な規定についてはございませんが、地域の実情に合わせた対応をしております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これは、なぜ聞くかという、海上や飯岡では、かなり前からやっているんですね。それを役場のほうで1か所に集めて今まで捨てていたという、そういう状況があるわけですがけれども、これは今後、古い条例、改正をしながら、どうしたらいいのか、やっぱり対応策を検討しなければならないという時期に来ているのではないかというふうに思うわけです。

というのは、高齢化になりまして、また、空き家も増えております。そういった中で1人や2人の方が側溝を掃除しようということはちょっと、だんだん不可能になってくるのではないかなというふうに思います。衛生面でも、非常に私道とか、そういったところは、かなり難しいのかなというふうにあります。悪影響を及ぼしてくる気配になってきておりますので、この辺のところはぜひ見直しの検討というのはどのように考えておられるのか、また、これからしていきたくらうと思っておりますけれども、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） 今後の対応策についてお答えさせていただきます。

高齢化に伴い、ふたの開け閉めや泥上げが困難で、側溝清掃の実施が難しい地区につきましては、原則として住民の方々と協働作業を実施させていただいております。

住民の方々には、清掃作業中の交通整理など、ふたのあけ閉めや泥上げ以外の作業にご協力をいただき、地域の実情に合わせた対応をしてみたいと考えております。

なお、今後の対応策としまして、高齢者の援助をできるようなボランティアの募集について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これはぜひ、近々恐らく近い時期に、そういう時代が来ると思います。ですので、よりよいそういったサービスを提供していかなくちゃならないのかなというふうに思います。特に私道とか、そのままになっているところが非常に多いので、その辺のところをよく現地を見て、状況を確認しながらやっていただきたいな、考えていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

高齢者のごみ出しですけれども、非常に大変になりつつあるわけですね。1,300か所ですか、集積所があるということですが、この1,300か所の集積所に持っていくその範囲がだいたい500メートルぐらい、それ以上またあると思いますけれども、そこを高齢者の方が持っていくというのは非常に難しいのかなというふうに思えてきているんですね。

そういう中で、今後そういったごみ出しの部分も先ほどと一緒に検討の課題にはなるのではないかなというふうに思いますが、今後検討していきだろうと思っておりますけれども、そういった部分はしっかりと対応していただけるのでしょうか。お願いします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、高齢者のごみ出しについて、今後の対応についてお答えをさせていただきます。

高齢者により、ごみ出しに困っている市民の対策としては、環境課としましては、戸別収集の実施や、ごみステーションの移設や増設をすることにより、困っている市民の近くに設置することなどが考えられますが、戸別収集につきましては費用の面から実施することが難しいと考えております。

今後、先進事例を調査、研究をしまして、今後の対応策といたしますか、検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） ぜひ、これも検討課題の一つとなってくるであります。現実に手

押し車で一生懸命運んでいる方を実際に見ておりますので、そういった形ではこれから高齢者が非常に増えてくるということですので、よろしくをお願いします。

今後、クリーンセンターが中継施設になると思います。新しく広域ごみ処理センターができましたよね。そうすると、現在でも個人搬入があって市道の交通に影響を及ぼしているという事実があるわけですので、この中継施設になった場合、個人搬入というのは、これはそのまま可能なかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、今後クリーンセンターが中継施設となると思うが、個人搬入は可能かについてお答えをさせていただきたいと思います。

今後の中継施設として、ごみの搬入をできるよう考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤議員。

○12番（伊藤 保） 今後できるということですが、ぜひ市道の交通の妨げにならないような、そういった対策も必要ではないかなというふうに思いますので、その辺の対策のほうも考えていただいて、次の質問に移ります。

3点目の再質問ですが、これ、試験的にデマンド交通システムを導入するというところでございますけれども、このデマンド交通システムは1人でも乗車は可能なかどうか伺います。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時15分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） ご質問のデマンド交通の導入につきましては、来年1月の運行開始を目標として、現在、準備を進めているものでございます。

このデマンド交通の導入の目的ですけれども、市内に点在する交通空白地域の解消、またバス停まで歩くことが難しい高齢者等のために実施するためのものですので、お一方での利用も当然可能としております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 今、1人でも使用可能というふうに伺っておりますけれども、何台ぐらいこのデマンドタクシーとしてキープするのか、その辺をちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 台数のご質問でございます。

現在のところ3台を予定しております。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 3台だと空いているタクシーもあると思いますので、分かりました。

この1人使用でも、利用料金というのは変わるんですかね、変わらないんですかね。例えば3人乗せたとしても同じなのか、それとも1人でも同じなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 一応1人でも、3人乗っても、金額的には1人当たりの金額は変わらない。ただ、今検討しているのは、多くの人数が乗った場合、乗り合わせのような形で自分たちで集まって、その場合には何か割引ができるかできないかというようなことは今検討しております。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 私も前期高齢者になりましたので、使ってみようかなというふうにも考えておりますけれども。

次に、3点目の風疹ワクチンの接種について伺います。

この風疹ワクチンが予算化されたんですけれども、この告知方法というのは既に行っておりますでしょうか。対象者には郵便物で知らせていると思いますが、その郵便物とかそういったものも全部、国からの補助が出ているのかどうかもお聞きしたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、お答えいたします。

議員言われるように、今年度定期接種の該当者、約3,000人に対しましては、既にクーポン券を発送しております。

ご質問の、郵送料などの経費に対する補助金はあるのかということでございますが、結論を申し上げますと、定期接種に関しましては、郵送料やクーポン券の印刷代などの諸費用につきましては国から2分の1の補助があります。

一方、任意接種につきましては、先ほど申し上げましたけれども、妊娠を希望する女性等の予防接種の費用に対しまして、市は単独ワクチンで4,000円、混合ワクチンで6,000円を助成しますが、その助成費用の2分の1を県が補助してくれるような形になっております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これは3年間の時限立法というお話でございました。ぜひ漏れのないようにこの3年間で終わらせていただきたいなというふうに思います。

私の質問は以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 米 本 弥 一 郎

○議長（向後悦世） 続いて、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（6番 米本弥一郎 登壇）

○6番（米本弥一郎） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、米本弥一郎です。

向後悦世議長より発言の許可をいただきましたので、令和元年第2回定例会にて、一般質問をいたします。

開会日の政務報告にもありましたように、今月1日東京2020オリンピック聖火リレーのルートが発表され、本市では来年7月3日金曜日、いいおかみなと公園からいいおかユートピアセンターまでがルートに選定されました。新聞には、地域の復興に向け、被災者を勇気づけるこれ以上ないよい知らせとの市民の声が掲載されました。本市の進める心の復旧、復興に大いに資するものと考えます。

また、自分の目で聖火リレーを見た市民、特に子どもたちには夢と希望を育むレガシーとなることを期待いたします。ルートに選ばれるために長期間さまざまな活動をしていただい

た関係の皆さんに心から敬意と感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い2項目3点の質問をいたします。

初めに、全国第5位、582億円の農業産出額をさらに押し上げる方策をお伺いします。

今回は、施設園芸の振興策について。現在、施設園芸に対する支援はどのようなものがあるかお伺いします。

2点目は、農業者がかなり苦慮されている作物残渣の処理についてお伺いします。栽培を終了した園芸作物の茎葉を野焼きしていて、警察や消防に通報されるケースがあるようです。この野焼きはどのような規則で禁止されているのか、罰則等はあるのかお伺いします。

3点目は、外国人住民についてお伺いします。私の家の近所で、自転車に乗っている外国人と思われる方を多数見かけます。この方々は、市内に居住されていると思いますが、共生社会を築くには、この方々のことを知ることが第一歩であると考えます。そこで外国人の在留資格別の人数、その推移、また国籍別の人数をお伺いします。

1回目の質問は以上です。再質問以降は自席で行わせていただきます。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農業振興のうち、（1）の施設園芸の振興策につきまして、どのようなものがあるのかということで、お答えさせていただきます。

本市の基幹産業の農業におきましては施設園芸を含めた園芸農業は重要な部門であり、ハード、ソフト両面から支援を行っているところでございます。

施設などのハード面については、県の補助事業であります「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業に対して、市が上乘せの補助を行っております。具体的には認定農業者が行います園芸生産施設の整備や改修、省力エネルギー型機械・装置の導入等について、支援を行っているところであります。

経営などソフト面については、関係機関で構成しております旭市担い手育成総合支援協議会による認定農業者になるための農業経営改善計画の作成の支援を中心として、農業の持続的発展のため、担い手である認定農業者等の確保、育成を進めているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、（2）作物残渣の処理の禁止、罰則等についてお答えをさせていただきます。

野焼きの禁止については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の焼却禁止に該当します。

罰則としては、第25条で5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、または両方を科せられる場合がございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 大きい項目2番、外国人住民との共生ということで、ともに生きる地域社会を目指してということで、外国人の在留資格別の状況、また国籍別の状況という質問でした。5年前と比較してお答えいたします。

外国人登録されている方の在留資格についてですが、平成31年4月1日現在の状況で人数の多い主なものを申し上げます。外国人登録者数全体で1,436人のうち、技能実習が693人、永住者が304人、定住者が124人です。このうち、技能実習につきましては、在留資格として入国1年目の技能実習1号、入国2から3年目の2号、入国4から5年目の3号に区分されていますが、技能実習1号から3号の合計で申し上げました。5年前の平成26年4月1日現在と比べますと、外国人登録者全体では469人増加しており、そのうち技能実習で315人、永住者で28人、定住者で36人、それぞれ増加しております。

また、国籍別の状況ですが、平成31年4月1日現在の状況で人数の多い国がタイ400人、中国367人、ベトナム184人です。5年前の平成26年4月1日現在と比べますと、タイが121人、ベトナムが165人増加し、中国は14人減少しております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございました。

それでは、再質問をいたします。

ハード事業の「輝け！ちばの園芸」事業への昨年度の市への要望件数、県の採択、不採択の件数、また、今年度の状況をお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、「輝け！ちば」の平成30年度の要望件数等の状況についてご回答申し上げます。

事業の実施要望については、次年度の事業実施に向け、6月末までに要望を受け付け、次

年度の市の当初予算に全て計上しておりますが、県では県内産地の強化、優良かつ積極的な担い手を支援するため、ポイントによる優先採択を行っております。市から要望した案件全てが採択されるとは限らない状況になっておりますが、昨年度は、平成30年度については、県へ申請した27件のうち27件全てが採択となり、事業を実施することができたところであります。

本年度につきましては、県へ申請いたしました17件のうち14件が現在のところ採択となり、3件のほうは不採択となっております。また、不採択となった農業者につきましては、申請内容を精査し、次年度の採択に向け支援を行っていく予定で考えているところであります。

以上です。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） 引き続き、全員が採択されるよう、ご支援をお願いいたします。

近隣の若手農業者から、施設を建てるために水田を埋め立てたいが、そのための助成をしてほしいとの要望をいただきます。かつては水田埋め立てに助成があったようですが、今はないようです。そのため、平成29年第1回定例会で市長は、埋め立てに対する助成事業を研究していきたい旨の発言をされています。この研究はその後どうなったのか、お伺いいたします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、埋め立ての関係で以前の答弁で市長のほうから前向きな研究というようなことございました。

内容的に農水産課のほうでお答えさせていただきたいと思いますが、米の生産調整の関係で補助事業のほうは過去に実施をされておりました。水田を埋め立てる国・県の補助事業は、平成12年度で終了しております。一般的には、水田の埋め立て工事を行うよりも、現在の畑等の単価がかなり安価で購入できるような状況でありますので、経営的には畑の購入あるいは借用するほうが有利であると考えられております。

なお、畑を購入する場合には、農業経営基盤強化促進法の農地利用集積計画等を活用いただきまして、また、借用する場合は千葉県農地中間管理機構等を活用することで、より有利な方策で実施が可能ではないのかなというふうに考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） 水田を埋め立てるよりも畑を購入するほうが安価にできるということですが、畑を売買する場合の支援はあるのか、また、畑を借用する場合の貸し手と借り手のマッチングはどのように進めているのか、お伺いいたします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、お答えいたします。

例えばなんですけれども、農業経営基盤強化促進法の農地利用集積計画等により農地を買った場合には、一定の要件を満たしていれば、買い手に対しまして市が嘱託登記を行う、またその際に発生します登録免許税のほうが減額される等のメリットがあります。

売り手側のほうにつきましては、農業経営基盤強化促進法により、所得税や住民税の譲渡所得の特別控除が受けられることになっております。

借り入れる場合には、千葉県農地中間管理機構を利用しますと、農地を貸したい方、借りた方の両方にメリットがあるよう、その中間管理機構のほうでいろんな調整を行ってまして、また、専門の職員のほうが千葉県海匠農業事務所のほうに配置されておまして、この制度を有効的に活用できるような支援を現在いただいているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

必要な情報が必要な人に届くよう、アウトリーチという手法も活用していただくようお願いして、2点目の再質問をいたします。

この廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的、目指すものは何か、お伺いいたします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、お答えさせていただきます。

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るためには、廃棄物の排出を抑制し、適正に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うことが必要であり、このため廃棄物の処理及び清掃に関する法律が定められています。

野焼きを行うと通常、焼却温度が200度から300度程度にしかならないため、毒性の強いダイオキシンの発生原因になるとも言われております。焼却によって大量の煙が発生すれば、周辺の生活環境が悪化するものでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） この法律の施行令第14条4号は、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を焼却禁止の例外としています。作物残渣の野焼きが、このやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却に当たるのか、お伺いいたします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、お答えさせていただきます。

農業者が排出する野菜残渣等が焼却禁止の例外になるかは、千葉県としても明確な回答ができず、個別の事案ごとに市が判断しているところでございます。農業は旭市の基盤産業であります。ちばみどり農業協同組合の旭所属部会より、農業用ハウス残渣焼却処理の廃棄物処理法例外についての要望書をいただいております。

市といたしましては、周辺的生活環境に与える影響が軽微なものの焼却について、千葉県と相談しながら、対策を検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 明智市長。

○市長（明智忠直） 私もキュウリづくりを長年やっています、やはり旭の農業を守るために永年にわたって病原菌が残る、そういったような残渣があるわけでありまして、そのまま放置しておきますとその病原菌はいつまでも残るというようなことの中で、やはり焼却処分する以外にはないというようなことが私自身もずっと思っていたところでありまして、そうしたことを国と県とよく相談をしながら、そのやむを得ない条項に対応してもらえればいなど、そのためにもやはりある程度の基準、病気の種類、あるいは場所、そして範囲、量、そういった部分の条件を整えながら、これから県とよく相談をしながら、なるべくそういったことができるような状況にしていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

先ほど伺ったように、この法律の目的は、生活環境と農業者を含めた市民の健康と命を守ることです。この目的と農業振興が両立するように、国・県また農業者と検討していただく

よう要望して、3点目の再質問をいたします。

最も人数が多く、増加も著しい技能実習生についてお伺いします。技能実習生が旭市に住むためにどのような手続きをするのかお伺いします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 技能実習生に限らず、外国人転入者に対しましては、法務省入国管理局から氏名等の基本的身分条項や在留資格、在留期間が記載され、顔写真が添付された在留カードが交付されます。この在留カードを持参の上、市役所で転入の手続きをすることで住民登録となります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） それでは、住民登録をした技能実習生の権利と義務はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） お答えいたします。

一般的な外国人住民の権利、義務について申し上げますと、権利につきましては、日本国籍がないので選挙権、被選挙権などは認められておりませんが、そのほかの公共サービスは日本人と同様に受ける権利があります。

また、義務につきましては、住民登録されておりますので日本人と同様に納税の義務や健康保険、年金、介護保険等の保険料を支払う義務が発生しております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございました。

平成30年12月に出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法が改正され、本年4月1日に施行されました。これにより特定技能という新たな在留資格が導入され、さらに外国人住民の増加が予測されます。外国人住民も地方交付税の算定にカウントされ、地域で働き、スーパーなどで買い物をするなど、市の財政や経済にプラスとなる生活者です。今後、外国人が増えていく中で、ともに生きる地域社会を築くために、市としてどのような対応をしていくのかお伺いします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 今後市としてどういう方針で外国人に対していくのかというご質問にお答えいたします。

現在、旭市におきましては、外国人向けのサービスとして、市のホームページを外国語、こちらは英語、中国語、韓国語での表記対応をしております。

また、ごみの分け方、出し方のパンフレットを英語、中国語、タイ語でそれぞれ配布し、ごみ袋にも外国語表記、こちらは英語と中国語でございますけれども、などの対応をしております。

また津波ハザードマップ等のパンフレットにも一部、外国語表記をとっております。

その他、市民生活課と税務課の窓口及び学校教育現場での自動翻訳機、ポータブルの自動翻訳機ですけれども、その活用について、今年度中の導入を検討しております。

今後、新たな在留資格制度などにより、外国人の増加が予想されます。引き続き旭市における外国人住民との共生につきまして、先進事例等を参考に取り組みでいきたいと考えております。

以上です。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（向後悦世） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回はあす定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時43分

令和元年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第4号）

令和元年6月13日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

追加日程第4 議案質疑

追加日程第5 常任委員会議案付託

出席議員（17名）

1番	片桐 文夫	2番	平山 清海
3番	遠藤 保明	4番	林 晴道
6番	米本 弥一郎	8番	宮内 保
9番	高木 寛	10番	飯嶋 正利
11番	宮澤 芳雄	12番	伊藤 保
13番	島田 和雄	15番	伊藤 房代
16番	向後 悦世	17番	景山 岩三郎
18番	木内 欽市	19番	佐久間 茂樹
20番	高橋 利彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	山崎剛成
行政改革推進課長	井上保巳	総務課長	伊藤憲治
企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	遠藤泰子
環境課長	木内正樹	保険年金課長	在田浩治
健康管理課長	遠藤茂樹	社会福祉課長	仲條義治
子育て支援課長	石橋方一	高齢者福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬博久	都市整備課長	加瀬宏之
下水道課長	丸山浩	会計管理者	多田英子
消防長	川口和昭	水道課長	宮負亨
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	加瀬政吉
生涯学習課長	八木幹夫	体育振興課長	花澤義広
監査委員局長	伊藤義一	農業委員会事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	高安一範	事務局次長	池田勝紀
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（向後悦世） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（向後悦世） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 皆さん、それにこの中継をご覧またはお聞きの方々、こんにちは。旭市議会の林晴道でございます。皆さんの貴重なお時間をいただき、僕自身、令和初の一般質問をここに行います。

初めに、皇室典範特例法の定めるところにより、本年5月1日をもちまして天皇陛下がご退位されました。平成の30年間、日本国及び日本国民統合の象徴として責務を果たしていただき、平和と繁栄を享受する一方で、相次ぐ大きな自然災害など幾多の困難にも直面いたしました。

謹んで申し上げます。東日本大震災の直後、上皇陛下は上皇后陛下とご一緒に本市の避難所を訪れ、市民に寄り添い、被災者の身近で励まされ、旭市民にあすへの勇気と希望を与えてくださいました。いかなるときも国民と苦楽をともにされた両陛下のお心に思いをいたし、深い敬愛と感謝の念をいま一度新たにする次第であります。

上皇陛下、上皇后陛下には末永くお健やかでありますことを願い、これまでの上皇陛下の

歩みを胸に刻みながら、希望に満ちあふれ、誇りある旭市の輝かしい未来をつくり上げていくため、さらに最善の努力を尽くします。

さて皆さん、平成は日本人の底力、我々のきずながどれほどまでにパワーを持つか、そのことを示した時代でもありました。昭和、平成と日本は幾度となく大きな困難に直面し、そのたび大きな底力を発揮し、人々が助け合い、そして力を合わせて乗り越えてきました。新元号の令和には、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つとの意味が込められています。急速に進む少子高齢化、激動する社会情勢に、今をともに生きる僕たちもともに立ち向かわなければなりません。令和とその先の時代に向かって、旭市の未来をともに切り開こうではありませんか。

僕は、責任ある世代として、これからの担い手となる子どもたちから、長年社会に貢献していただいた高齢者のため、過去にとらわれず、未来を悲観せず、ここで一生懸命活動します。僕は、この旭市をよくしたいと本気で思っています。皆さん、一致協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、1項、外国人への医療行政について質問をいたします。

政府は、生産年齢人口の減少を危惧し、人手不足解消のため、即効性のある外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理法の改正案を閣議決定し、昨年12月に成立しました。いわゆる改正入管法が本年4月に施行され、新たな外国人材受け入れのための在留資格が創設されています。このことから、本市においても新たな外国人材の在留が見込まれます。

それでは、(1)国民健康保険の加入について伺います。

外国人の国民健康保険への加入要件としては、3か月を超える在留資格がある、または在留資格が興行、技能研修、家族滞在、特定滞在の方で、客観的な資料等により3か月を超え日本に滞在することが認められるとされています。そこで、本市に住民登録をしている外国籍の方がそもそもどのくらいいるのか。それと、外国籍住民の被保険者数とその在留資格の内訳を10年前と比較してお尋ねします。

同じく、外国人への医療行政についての(2)国民健康保険の利用について伺います。

厚生労働省の調査によりますと、2018年10月1日から31日に外国人患者を受け入れた1,965病院のうち、18.9%で医療費未払いがあり、未払い件数は3,176件で、そのうち在留外国人が77%、総額は約9,400万円にもなっています。

それでは、まず診療患者数と医療費の総額、また高額療養費制度の利用者数とその支給額を、こちらも可能であれば10年前と比較してお尋ねいたします。

同じく、外国人への医療行政についての（3）医療機関の状況について伺います。

先日、新聞記事に、日本を旅行中に虚血性心不全で倒れた20代のタイ人女性が、手術代を含め約1,500万円の支払いに苦慮しているとの記事がありました。その女性は旅行保険に入っておらず、タイ大使館から800万円の立て替えがあり、帰国後支払いは続けているが完済のめどは立たないようで、未回収分は病院負担となり、同様の事例が続けば病院経営が圧迫されるとのものです。

それでは、まず本市における外国人患者の医療費総額と医療費未払いの総件数、また外国人患者の未収金額をお尋ねします。

続いて、2項、環境保全の充実について質問します。

我々は、生活や消費活動の結果、さまざまな廃棄物や排出物を生み出しています。その量がそれほど多くないときは自然浄化によって処理されていましたが、廃棄物などが多量になって自然処理能力を超えたり、自然浄化で処理できない廃棄物が生まれています。こうして環境汚染が進み、生態系が破壊され、人間の健康にも被害が生じ、公害問題が発生するようになりました。

それでは、（1）不法投棄の現状について伺います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とされており、この規則に反して廃棄物を投棄することを不法投棄といいます。廃棄物を埋めることができる施設は県の許可が必要で、たとえ自分の土地でも不法投棄ということになります。

そこで、環境省統計によると、本市に残存する廃棄物は平成27年60件であったのが、平成29年には50件に減っていましたので、その詳細について。それから、残存する廃棄物周辺の環境汚染調査の状況について。また、私有地に投棄されたごみは、市の条例によりその所有者が処理しなければなりません。近年本市の実施状況について具体的にお尋ねします。

続いて、3項、嚶鳴小学校区の排水施設について質問します。

近年、ヒートアイランド現象によるものと考えられる局地的な集中豪雨、またはゲリラ豪雨とも呼ばれますが、これらが頻繁に発生しています。短時間に極端に大量の雨が降り、その処理能力の限界を超えてしまうと、下水道から水があふれ出し、道路を洪水のように覆い尽くしてしまいます。冠水してしまった道路は、猛烈な風雨による視界不良とともに非常に危険な状態となります。

それでは、（1）排水施設の状況と水害について伺います。

この嚶鳴小学区ですが、近年急速に住宅化が進行しており、田畑等の住宅造成により従来の保水機能が低下し、生活雑排水が増加していることから、複数の箇所排水不良による水害が発生しています。

それでは、当地域の排水施設の状況と水害の詳細をお尋ねします。

同じく嚶鳴小学区の排水設備についての（２）排水路計画に対する市長の考えについて伺います。

この問題に対しては、明智市長にも調査と研究を重ねていただき感謝、お礼申し上げますが、しかし解決への道筋は見えていません。ご承知とは思いますが、この地域は全体的に北側に向かって地盤が下がっています。すなわち、県道銚子旭線から広域農道に排水勾配がとられていますが、途中の総堀線が高くなっていることにより、総堀線付近や、特に嚶鳴小学校の通学路では水害が多く生じています。さらに、その県道銚子旭線から国道126号線間の飯岡停車場線の道路冠水問題にも影響を及ぼしています。これは、先ほど排水施設の状況と水害について質問をしておりますので、排水路の流末、いわゆる水の流れていく方向がはっきり分かります。僕は、嚶鳴小学校付近には新たな排水路の整備、それから飯岡停車場線は企業所有の埋設排水路があります。費用対効果とそれらを鑑み、利用に向けた協議をすべきと考えます。

そこで、市長に申し上げます。この地域を排水不良地域として早急に広域排水計画を策定し、排水路等の整備事業計画を取りまとめていただきたいと提案いたしますが、明智市長の見識を求めます。

以上、3項目6点の質問を、市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて行いました。執行部においては、若者や高齢者が理解できるような簡潔明瞭な答弁に努められますよう、お願いいたします。

また、今定例会冒頭、議長より4月1日付での人事異動による課長人事の紹介がありました。僕も、少ない期間ではありましたが公務員をさせていただいた経緯があります。職員の皆さんの仕事は直接社会のためになり、民間企業ではなかなか感じる事ができない素晴らしい仕事です。ぜひ、この旭市をよりよい地域にしていくために、旭市の実情を捉えていただき、市民と一緒に新たなる取り組みにチャレンジしてもらいたい、そのように思います。よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) 林晴道議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、大きい3番目の(2)番目、排水路計画に対する市長の考え方ということで答弁をさせていただきます。

林晴道議員の嚶鳴地区の排水に対するいろんな調査研究、情熱、そういったものを改めて敬意を表したいと思います。それぞれがやはり地域の安全・安心、そういった部分でしっかりと行政も取り組んでいかなければと、そんなような思いをするところでもあります。

私もつい最近、後草地域の全体の排水をつぶさに見させていただきました。確かに滞留する、冠水をする箇所がかなりあるわけでありまして、総合的な排水のことにつきまして、年次計画そしてまた基本計画、そういったものも立てながら随時工事を着工していきたいと、そのような思いでいたるところであります。

今、建設課の中で、かなりあの地域の流末の排水の経路、そういったものをつぶさに把握しておりますので、その建設課のこれまでのいろんな部分での調査研究、そういったものを土台にしながら、あの地域の排水計画を立てていきたいと、そのように考えているところでもあります。

具体的に申しますと、やはりあの地域、総堀線を抜くということになりますと北側の集落の方々の了解、そういったものも大変必要な部分でありまして、大きな川が七間川に注いでいる部分がありませんということもありまして、今の既存の部分を中心にやっているわけです。ただ、後草の西側のほうの部分につきましては、中央病院のアクセス道に向けての流末を考えているところでありまして、後草の東側については大間手川への流末排水、そしてまた南側につきましては、広原地区のほうにつきましては蛇園の、今、地域の排水計画の中で詳細設計が進められているところでありまして、その辺の接続も考えなければならぬのではないかと。後草の南の西側のほうの地域につきましては仁玉川への流末。そういった部分で分散をさせながら、あの地域の排水総合計画を建設課に立てさせる、そんなような今の状況でいるわけです。

もう一つは、やはり駅前線、その部分については海匠土木ともしょっちゅういろんな意見の交換をしております。海匠土木も、旭市から与えられた宿題だというような観念の中で、今年度中には排水計画、しっかりと駅前線の排水計画はやっていこうと。ただ、県だけではできませんので、市も当然関係をしながらいい方法を考えていきたいと、今はそういった海匠土木からのお答えをもらっているところでもあります。

もう一つでありますけれども、駅前線を既存の、会社は日華化学の排水管利用でありますけれども、これも前回の質問の中でお答えをしましたように、その利用の問題についていろいろ庁内でも話しました。ただ、民間の企業の施設ということもありまして、調査をするというわけにはいきませんので、これまでの資料を総合的に集めまして、あの部分が果たしてこれから費用対効果の中でしっかりとした排水路になるのか、そんなような部分も検討を加えたところであります。庁内の結論としましては、埋設が48年ころであり、設置から50年以上たっております。そして長さも結構、3.何キロくらいもあるということの中で、利用するには少し老朽化が著しいのではないかということで、あの施設を利用するということは難しいのではないかという結論に達しているところであります。

そういった部分で、国道をまたいでの排水、このことは蛇園排水路等の流末排水路への接続とともに、これから海匠土木も含めながらしっかりと対応して、後草の排水につきましては年次計画の中で工事を進めていきたいと、そのように思っているところでありますので、ご理解をいただきたいと、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 私からは、大きい項目1番、外国人の医療行政について、（1）国民健康保険の加入についてのうち、旭市の外国籍の方の住民登録について申し上げます。

平成31年4月1日現在は、全体人口6万5,510人のうち外国人登録者数は1,436人、外国人の割合は2.19%です。また、10年前の平成21年4月1日現在では、全体人口7万376人のうち外国人登録者数は1,150人、外国人の割合は1.6%でした。比較いたしますと、全体人口は4,866人減少しておりますが、外国人登録者数は286人増加しております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） それでは、私のほうからは、1、外国人の医療行政について、国民健康保険の加入についてのうち、住民登録している外国人のうち国保被保険者数。2点目といたしまして、在留資格の内訳、（2）の国民健康保険の利用について、外国人被保険者の医療にかかった人数と医療費の総額。2点目といたしまして、高額医療費について利用者数と支給額についてお答えいたします。

初めに、住民登録している外国人のうち国保被保険者数でございますが、平成31年4月1

日現在国保に加入している外国人の人数は685人であり、旭市に住民登録している外国人1,436人のうち47.7%の方が国保に加入している状況です。また、平成21年4月1日現在の国保に加入している外国人の人数は573人となっております。平成31年4月1日現在と10年前を比較しますと、112人の増、19.5%の増加となっております。

続きまして、在留資格の内訳をお答えいたします。

初めに、平成31年4月1日現在の状況を申し上げます。国保に加入している外国人で旭市に一番多い在留資格の方は技能実習生であり、人数は入国1年目から3年目の方を合わせて301人です。次に、法務大臣が永住を認めた方、永住者が159人となっております。10年前の平成21年4月1日現在では永住者が198人、続いて法務大臣が個々の外国人に指定する活動、特定活動を行う方が147人でありました。なお、技能実習生という在留資格は平成22年7月に新設され、それまでは特定活動という在留資格で日本に滞在しておりましたので、国保に加入している外国人の方の在留資格の構成としては、10年前と比較して大きく変わっていないものと考えられます。

続きまして、(2)国民健康保険の利用について。外国人被保険者の医療にかかった人数と医療費の総額。次に、高額療養費の利用者数と支給額についてお答えいたします。

外国人の医療費については、旭市で保有する医療費の給付実績データに日本人と外国人の区分がないため、旭市では集計できませんが、昨年、県が国保連合会に調査を依頼し旭市に提供されたデータがございましたので、こちらで回答させていただきます。

平成29年3月から30年2月までの1年間では、国保被保険者全体の延べ件数は24万5,879件で、そのうち外国人被保険者分は2,658件であり、割合は1.08%です。総医療費は59億40万5,769円で、そのうち外国人被保険者分は3,587万4,050円であり、割合は0.61%となっております。

また、総件数のうち高額療養費該当件数は延べ6,086件で、そのうち外国人被保険者分は17件で、割合は0.28%です。高額療養費の支給額は6億642万9,788円で、そのうち外国人被保険者分は169万8,640円で、割合は0.28%となっております。なお、10年前のデータと比較とのことですが、国保連合会へ問い合わせましたところ、データが古いため提供はできないということでした。ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、(3)の医療機関の状況について

ということで申し上げます。

まず最初に、外国人の医療費総額というご質問でございました。申し訳ございませんが、こちらにつきましては把握する方法がございませんので、ご容赦願いたいと思います。

それと、外国人の医療費の未払いはどれくらいあるのかということでございました。こちらにつきましては、私ども旭市で把握し得るものは旭中央病院に限られてしまうんですけれども、旭中央病院の例で申し上げたいと思います。旭中央病院における平成30年度末における医療費の未収金額、これは全体では3億3,146万円ほどとなっております。人数にしますと3,367人です。そのうち外国人の未払いということに限っていいますと、全部で56人、人数にして1.7%に当たります。それと、金額にしますと約2,581万円、全体に占める割合は7.8%ほどとなっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、私のほうからは、2の環境保全の充実について、（1）不法投棄の現状についてお答えさせていただきます。

この数値でございますが、産業廃棄物について環境省で調査したのがあります。市は産業廃棄物を所管しておりませんので、詳細な状況については、申し訳ございませんが把握しておりません。環境課で実施している不法投棄の処理については、主に市道の路肩にあります一般廃棄物の散乱ごみ等を回収し処分しております。

平成30年度の回収件数は79件でありました。それ以外の市有地で不法投棄があった場合は、それぞれの部署で適正に処理をしていただく必要がありますけれども、件数等については、申し訳ございません、把握してございません。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） 建設課からは、大きい3、（1）の排水施設の現状と水害についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

最初に、広原地区の主な排水施設の現状をご説明いたします。

県道飯岡停車場線沿道は、道路側溝から天和川を經由し仁玉川へ排水されるものと、飯岡バイパスをボックスカルバートで横断し三川派線水路へ排水されるものがございます。海上中央公園付近に集水された排水は、埋設されたヒューム管にて高見台踏切を横断し、総堀線沿いにあります高生川上流に排水をされております。また、旧海上町役場西側付近へ集水さ

れた排水はJRを横断し、コンクリート水路にて、こちらも総堀線沿いにある高生川上流に排水されております。

次に、後草地区のご説明をいたします。中央部や東側地区など大半は道路側溝等で、こちらも総堀線沿いにある高生川へ排水されております。西側地区及び南側地区については道路側溝を利用し、仁玉川へ放流をされております。

続きまして、高生地区の主な排水現状です。地区の大半が道路側溝や農業用水路を利用し、高生川へ排出され、東部の一部が大間手川に排水されております。

最後に、琴田地区の現状は、ほぼ全域が道路側溝や農業用水路を利用し、嚶鳴新堀水路へ排水をされております。

続きまして、水路あるいはうちのほうで把握しております冠水状況についてご説明をいたします。

まず、広原地区については、中央部の県道飯岡停車場線の沿線や西側地域などの冠水を確認してございます。後草区では、総堀線沿いの区内と広原地域の排水が集水する付近及び嚶鳴小学校正門前、それと付近の通学路で確認をしてございます。高生区では、台風などで水田地域が冠水するほか、琴田地区付近では地元集会場付近で冠水を確認してございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、外国人への医療行政についてから再質問を行います。

（1）国民健康保険の加入について伺いますが、通常国保税は前年の収入によって算出されるものですが、外国籍住民の保険税の算出に当たっては、これも同じく所得調査を行うものだと思いますけれども、その詳細をお尋ねします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 外国人の国民健康保険税の算出方法ということなんですけれども、外国人につきましては、入国された方につきましては簡易申告ということで、市県民税のほうの申告をしていただいて、それで課税をするということになっております。あとは、ほかの外国人につきましては、研修生、実習生につきましては、給与支払報告書が市のほうに上がってきますので、それによって課税するということになります。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番(林 晴道) それでは、外国籍住民の国民健康保険税の滞納状況。それから、滞納者に対する具体的な徴収の取り組みを併せてお尋ねします。

○議長(向後悦世) 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長(石毛春夫) 外国人の滞納状況ということで、ちょっと資料としては去年の資料しか手元にございませぬので。人数といたしましては420人、金額といたしまして2,650万円ほどになっております。

あと、徴収方法につきましては、外国人につきましてもいろいろ財産調査等行いまして徴収をするんですけども、ただ、出国された方については法務省より通知が来ますので、それによって執行停止等の措置をとっております。

以上です。

○議長(向後悦世) 林晴道議員。

○4番(林 晴道) 改正入管法に伴いまして、外国人材の受け入れが拡大すると思われ、健康保険制度の不正使用などを懸念する声もあります。今後、国民皆保険を維持するためにはどのような取り組みが必要と考えているのか、担当課の見解を求めます。

○議長(向後悦世) 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
保険年金課長。

○保険年金課長(在田浩治) 外国人の不正利用についてということですが、まず、旭市では国保連合会によるレセプト審査のほか、市単独でレセプト点検業務に精通した事業者へ外部委託し、毎月、診療内容、請求点数、給付発生原因等の二次点検を実施しており、これまで不正が行われるような外国人の重複診療や頻回受診は見つかっておりませぬ。

今後の対応といたしまして、もしそういうことが見かけられるようであれば、国保連合会の開催する会議において県内の市町村と意見等を交換し、情報を共有しながらよりよい対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(向後悦世) 林晴道議員。

○4番(林 晴道) すみませぬ、今の4回目の質問なんですが、不正利用ではなくて、この国民皆保険を維持していくためには、担当課としてどのような取り組みが必要と考えられるのか、答弁のやり直しをお願いしたいと思います。

○議長(向後悦世) 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 健康保険を構成する人口構造が高齢化社会等により逆ピラミッドになってしまうと、仕組みそのものが成り立たなくなり、負担する人よりもらう人が増え、相互扶助が限界になると思います。

一つは、健康保険財政を支えてくれる若くて健康な働き手を増やしていくことが、健全な運営を行っていく上では必要ではないかと考えます。二つ目は、外国人労働者を積極的に受け入れ、消費者として経済の活性化を担っていただき、その上できちんと市税や保険税を負担してもらうことが必要ではないかと考えます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 市全体とか国の取り組みを代表して述べていただいたようで、ちょっと聞いているニュアンスが違うんですが、よく分かりました。

次の、同じく外国人への医療行政についての（2）です。国民健康保険の利用について伺います。

医療機関の窓口で限度額を超えた金額を支払わなくてもよい制度、いわゆる高額医療費の現物給付であります。現物給付を受けるためのその手続きと自己負担限度額、その詳細に関してお尋ねいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 限度額は年齢や所得によって異なります。前年度の所得に対しまして年収が約1,160万円からの方の上限枠といたしまして、世帯ごとの計算なのでございますが、25万2,600円掛ける1%が限度額となります。年収額が770万円から1,160万円の方に対しましては、16万7,400円掛ける1%が限度額となります。年収370万円から770万円の方に対しましては、8万100円掛ける1%が限度額となります。年収約370万円までの方に対しましては、限度額が5万7,600円となります。住民税非課税の方に対しましては、限度額は3万5,400円となっております。

以上です。

（発言する人あり）

○保険年金課長（在田浩治） 例えば、10割負担の方が医療機関にかかりまして、領収書を持って窓口へ来ていただいて、その場で申請していただくような形になるんですけれども、そこで提出されたものに対して、うちのほうで本人の負担を差し引いた7割とか8割を現物給

付として支給いたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 先に進みます。何かありましたら、後で教えていただければ結構です。

世界に誇れる日本の皆保険制度でありますけれども、3か月の在留資格で加入できる仕組みから、制度を悪用するとの報道が多くございます。そこで、外国人の国民健康保険の使い回しだとか、入国目的を偽って国民健康保険に加入し、少ない自己負担で高額な医療を受けるといような事例、これ、よく聞くんですけれども、本市の実態を伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 先ほどもちょっとお答えしたんですけれども、実態ということで、不正利用、受給の実態でございますが、旭市では、国保連合会によるレセプト審査のほか、市単独でレセプト点検等を実施しており、また事業者へ外部委託し、毎月、診療内容、請求点数、給付発生原因等の二次点検を実施しており、これまで不正が疑われるような外国人の重複受診や頻回受診は見つかっておりません。

以上です。

（発言する人あり）

○保険年金課長（在田浩治） 使い回しという件でございますが、保険証に顔写真がないことによりまして、借りて受診できてしまうのじゃないかと思いますが、議員のおっしゃるとおり、医療機関では顔写真のない保険証だけで本人であることを確認することは不可能で、不正受給がどこで行われていても分からない状況は事実であります。

しかしながら、本人確認が保険証だけで不十分であるのは外国人に限ったことじゃありません。国は令和3年3月をめぐりに、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認等システムをスタートさせようといたしております。このオンライン資格確認等システムは、顔写真付きのマイナンバーカードを保険証として利用できるシステムです。このシステムが浸透すれば、医療機関の窓口でマイナンバーカードによる本人確認が可能になります。

また、マイナンバーカードに記載されていない保険請求に必要な保険証番号や負担割合などの資格情報は、国の運用するポータルサイトにアクセスすることで最新の情報を取得することができるため、失効保険証の利用による保険請求誤りを防止する効果も期待できます。

マイナンバーカードが普及し、オンラインによる資格確認の基盤が整備されれば、不正受

給の防止につながるものと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 立派な予防策を今述べてもらいましたけれども、外国人個々の使い回しがないのか、それから入国目的を偽って国保に加入している人がいないのか、それだけを聞きました。両方ともないということによろしいですね。はい、いいです。結構です。ありがとうございました。

出入国の管理法の改正に伴い、従来は外国人の国保加入は1年の在留期間を満たす必要がありました。それが90日以上の上留資格を得れば加入できる。来日直後の外国人は前年度の日本国内での収入がないため、国保料は最低額です。また、外国人が治療後すぐに帰国するケースが増えれば赤字ばかり増えます。

では、被保険者の増加をどのように分析し、今後どのような対応を講じていくのか、本市の見解を求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 増加への対応でございますが、日本人と外国人の区別がありません。あと、税負担についても外国人も日本人も同等でございますので、負担増はないかと思われま。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 昨年度国が調査しました上留外国人の国保適用・給付に関する実態調査について、外国人に対する国内の診療実績の数値は、必ずしも被保険者に占める外国人の割合に比して大きいとは言えないとの判断をしております。

当市の29年度の医療費等を見ますと、外国人の占める割合は総医療費で0.61%、高額療養費の該当額では0.28%となっており、国内平均より低い数値となっていることから同様の判断をしており、影響は少ないものといえます。

また、外国人労働者の平均年齢は日本人労働者人口の平均より非常に若く、若い世代は統計上医療費がかからないため、影響は少ないものと考えます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） なかなか難しい問題をありがとうございました。

次に、同じく外国人医療行政についての（3）医療機関の状況について伺います。

まず、未収金の徴収に対する考え。また、来日外国人は増える傾向にありますので、医療費未払いが増えると病院経営が圧迫されます。被害医療機関に対する本市の対応を具体的にお尋ねします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 2点ご質問がございました。

まず、未収金の回収に対する考え方ということでございますけれども、これも旭中央病院でとっている対策に限ってお話しさせていただきます。旭中央病院におきましては、まずは未収金とならないよう、支払いが困難な者、外国人も含めまして、に対しては面談を実施し、身分証明や今後の支払い方法について確認を行うほか、親族や関係者等の情報収集を行っておるところでございます。これが仮に未収金となった場合には、電話や文書、訪問による督促や弁護士への委託、また在留資格のない外国人に対しましては大使館や入国管理局とも連携し、対応しておるところでございます。

それと、未収金による病院の経営悪化に関してどのように考えておるかということですが、例を申し上げますと、東京都内の病院に関しましては、こういった未払い金が発生した場合に、都が設立しました公益財団法人の東京都福祉保健財団というところが、外国人未払い医療費補填事務ということを行っております。東京都ですから、かなり外国人も多いということで、要するに経営に与える影響も大きいということで、都が措置したものだと思います。

じゃ、旭市においてはどうかといいますと、そのようなことはちょっとできないもので、その辺のところについては、現状、未払い金が発生しないように、各医療機関に努力をして

いただくということしかないのかなと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 観光庁ですか、その調査を見ますと、来日する外国人旅行者の3割が旅行保険の未加入であります。先ほどいい例を教えてください、そういうのを僕も勉強してみたいなと、そう思ういい例を教えてくださいましたが、今後、ラグビーのワールドカップだとか東京オリンピック・パラリンピックを控えて、国も市も来日外国人の増加と、それに伴う経済効果を期待していますが、分母が増えれば医療機関を受診する方も増え、現状のままでは医療費未払いの件数も増えると考えられます。このことに対する担当課の見解を求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

分母が増えると、当然医療機関を受診するケースも増えるということで、かつ旅行保険に入っていない方、先ほど例としてタイの方のお話もございました。これに関しましては、入国管理局等が、ぜひ旅行保険に入ってくださいよう勧奨していただくとか、そういったことしか手だてはないのかなというような気がします。旭市でどのような対応ができるかという、かなり限られたお話になってしまうのかなという感じがしますので、よろしくお願いたしたいと思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今のお答えですと、やはりちょっと他人事なんですよ。僕は市でできることがあると、いつもそのように思っているんですね。

まず、一番最初のご答弁で、把握はしていないということがあるんですが、これやっぱり調査すれば把握はできるわけですね。それから、目に見えて外国人観光客ですか、市に入ってくる外国人の方が増えるということが分かっている状況で、ここまでの答弁を聞きまして、この項目の最後として伺いますけれども、今後は、市内の医療機関の外国籍患者の国保加入状況、それから高額療養費の利用状況を把握する、そのことに努めてもらいたい。それから、被害医療機関に対応をしっかりとしていく必要が僕はあると考えますが、把握できていないということではなくて、しっかりと取り組んでもらいたいという旨の質問を最後に、本市の見解を求めたい、そのように思います。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） ご質問にお答えいたします。

先ほどより林議員の危惧するところは、例えば保険証の使い回しですとか、あるいは在留資格を偽ってきた方が医療だけを受けて帰ってしまうと、そういったことに対するご危惧だと思います。それに対して、市として何かできることがあるのではないかとということですが、

（発言する人あり）

○企画政策課長（小倉直志） はい。旭中央病院の例で、それらを防ぐために行っていることがあります。患者が外国人である場合には、初診時には保険証の有無と併せ、パスポート等の身分証明及び在留資格の確認を実際に今、行っております。それと、また引き続き通院する場合には毎月、私どもも病院へ通院する場合には、月に1回保険証の提示を求められますが、そのときにパスポート等の身分証明を確認して、パスポートには顔写真がありますので、使い回しということを防ぐため。それと、初診時の在留資格の確認については、在留資格を偽って入国したかどうかということを確認するというような作業を、旭中央病院では実際に行っております。

市といたしましては、市内の医療機関に対しまして、医師会等を通じてそのような取り組みを啓蒙していくような形でいければいいのかなと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 先ほどの高額現物支給の手続きについて、訂正させていただきたいと思います。現物支給につきましては、限度額適用申請書を市のほうへ申請していただければ、先ほど申し上げました限度額以上を病院で支払う必要はございません。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） どうぞよろしくお願ひしたいと、そのように思います。

次の、環境保全の充実についての1として、不法投棄の現状について伺います。

環境省だとか県が所管するということでなかなか、先ほどと同じような話を言いたいんですけども、市は所管していないので分からないということなんですけれども、それでは、前定例会で同僚議員の緊急質問において、建設中の広域最終処分場に廃棄物が埋まっていたことが分かりました。また以前、旭市土地開発公社が売却した土地に建設廃材が埋設されており、市が買い戻したということがありました。それらの埋設物の処理だとか費用の詳細を、分かる範囲でお答えください。

加えて、本市では不法投棄を見つけた場合、旭市役所や海匠地域振興事務所、それに旭警察署へ連絡してくださいと案内をしていますけれども、それらの連携状況についてお尋ねいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、お答えさせていただきます。

初めに、東総広域最終処分場の処理費用についてお答えさせていただきます。

銚子市森戸町において建設工事を進めている広域最終処分場建設計画地から見つかった不法投棄ごみは、農業用ビニールが約600立米、これはフレコンバッグ約600袋となります。それと、瓦やコンクリート片等を含む瓦れき類が約700立米とのことです。これらの処分にかかる費用としては、農業用ビニールのフレコンバッグ詰め作業費が約630万円と、最終処分物・フレコンバッグの運搬費で約二、三百万円を見込んでいるとのことです。

次に、土地開発公社の費用でございますが、こちらのほうは市が買い戻して管理しております。

次に、連携状況ということでございますが、市内の山林や海岸等への産業廃棄物の不法投棄を確認した場合は、速やかに県と連携して対応しております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 先ほどちょっと聞き漏らしたので、今、残存している廃棄物周辺の環境汚染調査の状況ですか、先ほど申しました土地開発公社が売却したところに建設廃材があったとかいう話の、その環境調査の状況も併せて聞きたいと思うんですが。

あと、廃棄された廃棄物を撤去してもとの状況に回復させるには、初めから適正に処理するよりも多額な費用と長期の時間を要します。その上、環境汚染による被害も危ぶまれますので、法にのっとり原状回復を期待しますが、本市のこれまでの原状回復に対する取り組みと、今後の見解を伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、お答えさせていただきます。

先ほどの土地開発公社の環境調査についてでございますが、こちらのほうで、私のほうで環境調査をしたということは確認してございません。

また、次に原状回復へのこれまでの取り組みでございますけれども、不法投棄につきましては、防止対策が主な取り組みとなっております。不法投棄の未然防止を目的として、不法投棄監視員26名、廃棄物減量化推進員162名を配置し、不法投棄の監視や市への通報等を依頼するとともに、不法投棄活動を官民一体で進めております。最近の原状回復の実施の状況でございますが、平成28年6月に環境課職員が県及び警察に通報したことで、砂浜に捨ててありました石こうボード等410キロを原因者に撤去させた事例がございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 廃棄物の不法投棄はさまざまな環境汚染を引き起こしますが、とりわけ産業廃棄物の不法投棄というのは、例えば廃棄物の山から有害物質が地中にしみ出し地下水を汚染する可能性があるなど、生活環境に大きな影響を与える問題です。今後、市内の埋設されている廃棄物の調査だとか、その廃棄物の場所を確定した上で、周辺の環境調査の実施、または廃棄物の排出者の追跡調査、これを行うべきと考えます。

また、先ほど警察署、それから海匠地域振興事務所ですか、それとのやりとり、要は連携に関して具体的な取り組みがないように感じました。もうちょっと定期的というか、しっかりとした目的を持って連携をする必要があるんじゃないのかと思いますけれども、その点に関して環境課の考えを求めたいと思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） 林議員のご質問で廃棄物の調査ということでございますが、先ほど回答したとおり、産業廃棄物は市の所管でございませんので、こちらのほうは県のほうへ依

頼ることになります。また、連携については、これからも県、海匝地域振興事務所でございますが、内容について、どういうものがよりよく廃棄物の発見また処理できるのか、話し合っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 次に、嚶鳴小学校区の排水施設についての（1）ですか。排水施設の現状と水害について伺います。

先ほどの嚶鳴小学校の排水施設の状況を答弁いただきますと、広原、中区、東区、西区、南区、それから後草区の排水の大半が、総堀方向の1か所に集中しているということが分かりました。建設課にいろいろと資料を作っていただいたものがこちらにあります。

僕もこの半年間、嚶鳴小学区、ずっと排水に関して、側溝だとかU字溝を、ずっと下を見て歩きました。それから、何よりも担当課の方にも同じようにしていただいて、これが全部嚶鳴小学区なんです、その大半ですね。今言った5区が1か所に排水が集約しちゃっているということがうかがえます。このことをしっかりと半年かけて担当課とやらせていただいた、取り組んだおかげで、市長にもよく分かっていただいた。この角度で、この嚶鳴小学区の近隣が苦勞しているということが分かっていただけたのかなと、そのように思っています。

この現状を見ますと、残念ながら排水設備の不備があり、この地域の水害が起こると考えられるのは当然だというふうに思われます。道路などが通常有すべき安全性を欠き、他人に被害を及ぼすと、管理責任が問われかねません。担当課との取り組みにより現状の課題が共有できた、そのことはよかったかなと、そのように思いますが。この状況をどのように今後つなげていけるのか、担当課の見解を求めたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。課題が見えてきた、今後の計画はというような内容かと思えます。

まず、うちのほうで把握しました流末、嚶鳴小学校付近の総堀線沿いに広原区の水が集まってくる、大量の水が集まってくるということで、その水を既存の排水路へ分散をさせたいと考えております。まず、東側の大間手川、高生、後草、中央部の水が排出される、高生川、あるいは西側地区にあります仁玉川等へ分散をさせたいと考えております。これもまだ調査を進める段階でございます。どの水をどのようにという詳細までは決定して

おりませんが、この3路線を主に置きまして改修を進めていきたいと思いを。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） よろしくお願ひしたいと、そのように思ひます。

最後になりますけれども、先週、当地域の排水が集中している現場ですね、ここ1か所なんですけれども、その現場に市長が来てくれたと、近隣の住民から連絡がありました。僕の質問に対して、貴重な時間を割いて視察をいただきましたことをありがたく、そのように思ひます。これで明智市長とも認識の共有ができたものと、うれしく思ひます。

水は重力に従い流れていきますので、3点であります。

1点目は、埋設排水管を含め1か所に集約している水の分散整備。2点目には、嚶鳴小学校区正門付近の通学路排水路の改修整備。それから3点目は、そのことにより多少改善が見込まれる飯岡停車場線ですが、海上中学校の跡地利用がありますので、近隣住民の理解を得るための排水路の新設・改修整備ですね。そのことに対して検証していただきたいと、そのように提案をいたしました。一部実施という答弁をいただきましたけれども、広域排水路整備計画の策定には至りませんでしたので、次回、担当課には排水施設に対する予算要求について、それから明智市長におかれては、予算編成の方針を確認させていただきます。

また、この取り組みに対し計画が策定されない以上、毎回質問をして確認いたしますので、対応のほうよろしくお願ひしたいと、そのように思ひます。また、この取り組みですね。近隣住民の方、先輩議員の方、いろんな方に教えていただいて、この水の流れる地域をこのように図面として作ることができました。議長の許可を得て、3階フロアの一部に置かせていただきたい。また、その後は議会事務局のほうに保管してもらいたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

皆さん、ぜひ共感していただいて、この問題の解決よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（向後悦世） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願ひます。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 18番、木内欽市です。

令和元年旭市議会第2回定例会において一般質問を行います。

まず最初に、環境保全、農地の保全について伺います。

田植えも終了し、田んぼは緑のじゅうたんを敷き詰めたような、大変見ているだけでいい景色になりました。農業農村には、食料を生産するだけではなく、景観を守るいろんな多面的機能がございまして。地域の共同活動に対し、国・県・市が支援している事業がありますが、現在どのように行われているのか伺います。農地保全対策については幾つかあると思いますが、今後どのような方針で農地を保全していくのか伺います。

質問の大きな2番目、ゲリラ豪雨対策について伺います。この名称は正式な気象用語ではありませんが、大気不安定により突発的で天気予報も正確な予測が困難な局地的大雨を軍事のゲリラに例え、非常に分かりやすい言葉ですので使わせていただきます。

ゲリラ豪雨により、土砂崩れで民家が丸ごと飲み込まれてしまわれたという災害が、毎年後を絶ちません。本市は危険箇所をどのくらい把握しているのか。また、これからの対応について併せて伺います。

質問の大きな3番目、農業問題について3点ほど伺います。

まず1点目として、耕作放棄地に対する対策について伺います。

耕作を続けて農地環境を守っていけば、害虫の発生や水害、土砂崩れ等も防げます。一旦荒れてしまいますと復元するのは大変です。これ以上増やさないように、事前の対策を考えるべきではないかお尋ねをいたします。

2点目として、耕作放棄地が増える要因の一つは、農家の高齢化、後継者不足が挙げられます。担い手農家の育成が大事であります。本市の見解を伺います。

農業問題の最後の質問、後継者対策について伺います。

担い手農家、認定農家以外の後継者に対する対策、前回は質問をいたしました。後継者を減らさないためにはこの対策が必要であります。市はどのように考えているのか伺います。

次に、ふるさと納税について伺います。

この制度ができて10年以上になるかと思いますが、最初に耳にしたときは、この言葉のとおり、生まれ育ったふるさとを離れた人が自分の生まれた故郷に納税をすることだと、こう思っておりましたが、どんどん拡大して、現在の状況とは違うようです。現在の状況をお知らせください。

最後に、入札制度について伺います。

昨年度の工事入札において、最低制限価格と同額の入札が18件ありました。このことは単なる偶然ではない、情報漏えいの疑いについて指摘するような内容の新聞報道がなされました。こういうことのないように、入札制度の見直し提言を行ってきたところでございます。どのような見直しを行ったのか伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農水産課から環境保全について、（1）の現状どのように行われているかにつきましてご回答申し上げます。

現在、今まで農村集落は農業者たちの共同作業によりそういった保全が行われておりましたけれども、そういった農家が少なくなってきたというようなことで、国のほうでは、農業農村に有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に対しまして国・県・市が支援し、地域資源の適切な保全管理を推進するため、多面的機能支払交付金という事業が行われてきたところでございます。

取り組みの内容は多岐にわたりますが、主な内容といたしまして、農地のり面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持、遊休農地を活用した景観形成などの活動があります。活動区域の農振農用地の農用地区域内の農地面積に対しまして、そういった活動をする団体に交付金が支払われているところでございます。

次に、（2）の今後の対策についてでございますが、農地として活用するため、担い手への農地利用集積や、地域の共同活動による多面的機能支払交付金を活用した事業のほうを推進していきたいというふうに考えております。また、生産基盤の強化のため、新たなほ場整備についても、要望等により検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、3番の農業問題についての（1）耕作放棄地の対策についてであります。耕作を継続するための方策として、水田の経営所得安定対策のほか、各種農業の補助事業のほうを実施しております。耕作放棄地を増やさないための農地の担い手への利用集積、また地域共同活動による事業の活用を推進しているところであります。

また、農業委員会の農地利用最適化推進委員による農地のパトロールや、担い手への集積・集約に係るあっせん等の活動のほうも実施しており、耕作放棄地対策の連携を図っているところでございます。

次に、（2）の担い手の育成についてでございますが、市では、効率的かつ安定的な農業

経営の育成を図るため、地域農業の担い手となる認定農家の確保・育成を進めております。あと、県、JA等関係機関で構成される旭市担い手育成総合支援協議会によりまして、認定農業者になるための農業経営改善計画の作成支援も行っているところであります。

あと、具体的には、農業経営の安定や生産性向上のために、県の補助事業であります「輝け！ちばの園芸」等、そういった補助事業のほうを活用し、また市では上乘せ補助を行い、経営の安定や生産性の向上につながるよういけばというふうを考えております。

次に、3の(3)のほうの後継者対策についてであります。後継者対策は市にとっても重要な課題の一つでありまして、国や市による支援を今後も行っていきたいというふうを考えております。まず国の支援としましては、農業次世代人材投資資金がありまして、新規就農される方への独立自営就農など、一定の要件を満たした方に助成を行っているようなものでございます。

あと、市独自では、市外から転入した方で新規農業を始める方に対しての、新規転入農業者支援事業というものを用意し、支援を行うようなことで予定しているところであります。

農水産課からは以上でございます。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな2番のゲリラ豪雨対策というところについて、ご回答申し上げます。

まず(1)のほうの危険箇所が何か所くらいあるかということでございますが、危険箇所につきまして、旭市として一般的な捉え方で申し上げます。千葉県では、崖崩れによる土砂災害の危険度が高い場所を、土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域として指定しております。これらの区域を危険箇所と考えておりまして、旭市においては、平成30年度まで89か所が指定されておりました、今年4月に15か所が追加されました。現在104か所が指定されているところでございます。

それと、(2)のほうのこれからの対応ということですが、なかなか難しい部分がございます。根本的には、その崖をどうするかということになってこようかと思いますが、民地もございますし、一長一短にいくものでもございませぬ。市民の命を守るということが一番大事なことかなとは考えておりまして、この危険箇所につきましてハザードマップを作っているのはご案内のとおりかと思っております。地域の方々に周知をしておりますし、ホームページにも掲載しておりますので、それを基に対処をそれぞれでしていただくことになってまいります。実際、大雨が降りまして土砂災害警戒情報が出た場合には、早目の避難を呼びかけ

る、避難所なども開設すると、こういったことを行っているというのが現状でございます。

私からは以上です。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、建設課からは大きな2番のゲリラ豪雨対策についての2点目、これからの対応についてということで、内容につきましては道路関係になってしまいますが、ゲリラ豪雨による道路被害への対応ということでご説明をしたいと思います。

建設課におきましては、ゲリラ豪雨や台風等の大雨が予想される際には、市道や赤道のパトロールの強化を図り、排水施設の点検、清掃等を事前に実施することとしております。しかしながら、ゲリラ豪雨等により一時的に排水施設の許容を超えた場合は、路肩の洗掘、道路のり面の崩落などの被害が予想され、仮に被害が発生した場合には建設課が復旧工事等で対応をいたしております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私からは4番目のふるさと納税について、現在の状況について申し上げます。

そもそもふるさと納税制度につきましては、生まれ育ったふるさとに貢献できる、または自分の意思で選んだ自治体を応援する制度として、平成20年に創設されたものでございます。寄附をしますと、寄附額のうち2,000円を超える部分について所得税と住民税から控除を受けられるほか、寄附金の使い道について指定できたり、寄附をした自治体からは地域の特産品や名産物などのお礼の品を受け取ることができる制度でございます。

現在どのように動いてきているかといいますと、こちらのお礼の品、広く返礼品というふうに呼ばれておりますけれども、本来の制度の趣旨から逸脱して、一部の団体による過度の返礼品の送付が指摘されたことを受けまして、地方税法等の一部が改正されまして、本年6月1日以降、返礼品の還元率を3割以内で地場産品に限るなど、一定の基準に適合した自治体のみをふるさと納税制度の対象とする指定制度が創設されたところでございます。

これを受けまして、旭市におきましては、制度の指定基準を満たしていることから、先月5月14日に対象団体に指定されているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから5番目の入札制度についてのうち、（1）どのような見直しを行ったか。この中で最低制限価格をどのような見直しを行ったかについてお答えいたします。

本年4月1日から、市の発注する建設工事において最低制限価格の算出方法を改定いたしました。従来、最低制限価格につきましては、予定価格に、土木工事におきましては100分の70、建設工事におきましては100分の80を乗じた額を最低制限価格として設定いたしておりました。改定後につきましては、県の算出方式に倣いまして、予定価格の100分の75から100分の92の範囲で、工事設計額の各費目である直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費にそれぞれ決まった率を乗じて得た額を合計し、消費税相当額を加えた額を最低制限価格として設定することといたしました。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、再質問を行います。

まず最初の環境保全についてですが、現在この事業をやっている団体はどのぐらいありますか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 市内では13団体がございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これはあれですか、よく農地・水等と聞きますけれども、例えば台地の畑なども対象になるのでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） これは多面的機能支払交付金というふうな、今事業名を言われていますが、以前は農地・水・環境保全というような名称でございました。その後、制度の改正等によりまして現在の名前が変わったようなものでありまして、あと、台地の畑のほうですけれども、これは対象となる地区は農振農用地区域の農用地であれば、支払交付金の対象面積としてカウントすることができますので、そういった面で団体を設立していただければ、または地区を拡大ということで既存の地区で拡大していただければ、実施することは可能だ

と思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） こういう事業は非常に環境がきれいになって、いい事業だと思います。こういうのはだいたい予算というのはずっと続くんですか。今後の対策、今後どのようになるのか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 今後こういった事業が続くのかということですが、この事業自体は開始から5年ごとで見直しが行われておりまして、まだ当分継続していけるのではないかなというふうに考えております。負担割合も、先ほど申し上げましたように国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということで、義務的な負担がありますので、国の制度が続けば今後も継続できるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、2番目のゲリラ豪雨対策について伺います。

これは、まず建設課のほうのあれでもいいですかね。道路のパトロール等をしているということですが、雨で地盤が緩んで崩れるというほかに、道路が川みたいになって、それで道路の隅に落ち葉等が堆積して、道路の脇からのり面のほうに水がどんどん流れると、そういうので崩れるのが大きいんですよ。ですから、そういった等の対策はどのようにお考えか伺います。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、建設課のほうからお答えをさせていただきます。

まず、道路の排水でのり面等が崩れてしまうというお話ですが、排水のない道路ということでご理解をしてよろしいでしょうか。例えば、このような道路につきましては、農地区域でございます。側溝等や排水施設が整備されていない場所と考えております。まず、道路自体が雨を受けますと、一帯が水路のような状態になってしまいまして、それでり面等が崩落してしまうということですが、これらを防止するためには、舗装の材料で盛り上げますアスファルトカーブというものがございます。それらを設置したり、あるいは

土のうなどを設置して対応してございます。

また、現在設置されている施設につきましては維持管理に努めておりますが、破損あるいは老朽化している箇所については、随時対応を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうですね、旧旭地区は山林とかありませんから、ところが飯岡、海上、干潟は山林や傾斜地があります。毎年毎年、合併前は台風の被害があると四、五百万円の復旧費がかかっておりました。ですから、ぜひ見回りをしていただけると、それを出さなくて済むんですよ。

前も申し上げましたが、これは国・県がやってくれたんでしょうが、岩井地区にお不動様があります。あの上の道路からあふれた水で大きな山崩れがおきました。あれ復旧費は1億円近くかかったんじゃないですか。あれは県がやってくれたからいいんですがね。そういった点もありますので、それを土のうとか積みばそれを未然に防げるので、ぜひ見回りのほうをよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、次の産業課のほうの担当になりますか。申し上げたいのは、耕作放棄地等があって、そういうのがやはり災害を発生していると。昔はそういうことはなかったんです。例えば、この干潟八万石という広大なところ。私も今、朝来たんですが、広域農道の突き当たりから大正道路まで約2.5キロの所に、もう既に作っていない田んぼが18枚もあるんですよ。こういったところを、やっぱり耕作放棄地を防いでいただくということが、このゲリラ豪雨対策にもなると思う、そのような質問なんです。

例えば、この干潟耕地が、よく言われますダムのような効果があるとね。大雨が降ったとき、ざっとですが計算したら、この保水能力というのは、水路を合わせると700万トンか800万トンになるんですよ、一時的に。これが一気に流れちゃったりすると、この辺の河川等が氾濫を起こしますので、そういった意味での対策も農水産課のほうとしてはお考えであろうかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農水産課のほうでのそういったゲリラ豪雨等、農地の調整機能についての対応ということでお答えをさせていただきます。

当然、今議員がおっしゃったとおり、水田の保水調整機能というのは災害対策の一つの役

割を担っていることは、当然私どもも認識をしております。そういった面で、農地の防災、減災力の強化につきましては、水田やため池の雨水調整貯留機能のほうを活用するため、当然、農業関係者のほうにおきましても、水路の見回りや点検、水門等の開閉操作などを施設管理者が実施し、災害の発生防止に努めているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） いろいろ申し上げてきましたが、次は大きい3に移ります。

これがみんな関連があって、問題はここなんです。ここが一番、私、今回質問したいところなんです。例えば耕作放棄地の対策、これは大規模農家の方々が今やってくれていますが、小さい1反ぐらいの田んぼ、昔は1反だったら大きな田んぼだったんですが、そのぐらいの田んぼは今、なかなか採算性が合わないんでしょう、大規模農家の方はやってくれないんですよ。それがどんどん耕作放棄地になっていくということなんです。こういった面の対策は何かお考えでしょうか。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時0分

○副議長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を努めますので、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

引き続き、木内欽市議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、3の（1）の耕作放棄地の対策についてのうちの条件の悪い水田等について、何か対策はというようなことでございます。

現在、考えられるのが、耕作条件が悪く水田では採算がとれない水田を耕作されている所については、園芸作物など高収益作物に取り組むことで、水稻以上の収益が期待できることから、そういった意欲のある農家の方が希望すれば、そういったところにつなげていって、耕作を続けていただければというふうに考えております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ここに5月31日の日経新聞の記事があるので、ちょっと参考までに述べさせていただきます。

県内の自治体や農業生産者の間で、耕作放棄地などを使ってオリーブを栽培する動きが広がっている。農業6次産業に高度化する効果も期待でき、地元自治体も地域活性化につながると、積極的に支援している。具体的にどこがやっているかといいますと、睦沢町では耕作放棄地3万8,000平方メートルの農地に1,900本のオリーブを植えた。温暖な気候と土壌で、耕作放棄地が多い同町を栽培の最適地と選んだと、こういうことであります。それと、ここでは道の駅で、今年の秋からは、オリーブオイルの加工品を製造・販売する予定だということでもあります。

同じくいすみ市では、4月から市が主導で市に寄贈された苗木108本を地域おこし協力隊が管理、市の農林課では遊休農地の再利用に加え、農業所得の向上や6次産業化への展開を期待しているということでもあります。

お隣の銚子市では、18年4月に千葉黒潮オリーブネットワーク本部を設立、苗木のオーナー制度を導入し、耕作放棄地などで栽培をします。オリーブを使った料理を紹介するセミナーを3か月置きに開催、将来は市内の水産加工業者と共同で特産加工品を開発する計画があると。同団体の代表は、銚子市を代表する次世代の産業として根づかせたいと、こういうことであります。ですから、本市の場合にも条件は同じでございますので、そういった耕作放棄地にオリーブ等の栽培等はお考えいただけないでしょうか、提案申し上げます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） ただいま先進地の事例をご提案いただきまして、本市でも、先ほど銚子市で活動されている方のグループかと思うんですけれども、植えているというような情報は把握しているところでありますが、これを農業のほうで継続的に続けていけるような仕組みというのは、現在ありませんので、そういったものは、またちょっとそういった要望等に基づきまして検討していきたいなというふうに考えております。

また、市でも特産品を開発するための補助事業とか、そういった制度もありますので、そういったものを活用していただくような計画をお持ちになれば、こちらのほうでも関係機関と連携して進めるような形をとりたいと、そんなように考えておりますので、よろしくお願

いたします。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 県内にそういった自治体があるわけですので、ぜひ視察なり研究をしていただきたいと、このように思います。

次に、担い手農家の育成について。

いろいろ、大きな1番目から環境保全等、あるいはゲリラ豪雨対策を申し上げてまいりましたが、全部これ関連しているんです。ですから、最終的には担い手農家の育成、こういうのをして守っていただきたいと。この後の（3）にもありますが、あと後継者対策、ここがメインでございますので、重複する質問もあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

いろいろシステムがあると言いましたが、先ほどの回答では、県の補助事業である旭市担い手育成協議会とか、「輝け！千葉の園芸」云々とありましたが、利用者がどのくらいあるんでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 「輝け！千葉の園芸」に関しましては、昨年度は27件、要望がありまして、全て採択されたというようなことでございます。それで、今年度の「輝け！千葉の園芸」のほうは17件の希望がありまして、14件が採択ということでございます。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） こういうのは、いろいろな制約等はあると思いますが、こういった事業に市独自の単独での補助というのはできないんでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再々質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 「輝け！千葉の園芸」等、そういったものに対する市独自の補助はということでございますが、実際、「輝け！千葉の園芸」に関しましては、個人認定農家の場合ですと、県が4分の1、それに対しまして市のほうが20分の1の補助を行いまして、3分の1の補助になるような形で、上乘せ補助を行っているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ありがとうございます。

それでは、質問の小さな3、後継者対策ですが、これ前回は質問したんですが、農業後継者、安定するまでの間、年間150万円支給されるとありますね。夫婦だと200万円ぐらいなのかな。これは非常にいいシステムだと思ったんですが、これは就農して親と同じ作物では駄目だと。全く別の作物でないと駄目ということなんです、そうなるとなかなか、これをする人は少ないと思うんです。だいたい親がやっていたのをやりますからね。親がハウスでキュウリを作っていればキュウリやるし、花を作っていれば花をやるし、イチゴをやればイチゴをやるんですよ、ノウハウがありますから。これを、全く別のものでないと出ないという、いろいろ制約があると思うんですが、どうしてこれ、別のものでないと駄目なんだろうか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） ただいま議員がおっしゃったのは、国の支援で農業次世代人材投資資金という補助金でございます。これは、新規に就農された方が独立・自営就農時など、一定の要件を満たした場合に、農業経営のほうを始めてから安定するまでの5年間、150万円を交付するというようなもので、要は農業が安定するまで生活できなければいけないということですので、最低限、そういった生活ができるようにということで、そういった目的で交付がされているものでございます。

親元就農して、親御さんと同じ経営ですと、そういったものの必要性というものが薄れてしまうというようなことで、同じ経営では対象になっていないのが現状であります。なる場合もあるんですけども、後々で一応そういったものがどうであったかという国の検査を受けますと、対象にならなくなるケースが多いということで、独自の経営に取り組んでいただいた方が中心になって、対象になっているという状況でございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） あと、先ほどありました、市外から転入して新規に農業を始めた方に対して、新規転入農業者支援事業というのがあるそうですが、これは対象者はありましたか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再々質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） こちらのほう、平成28年からだと思うんですが、制度を作ったん

ですけれども、まだ今のところ受けられた方はいらっしゃらないと。ゼロという状況でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ですから、せっかくこういう市外から転入しても、実際はないということなんですよ。ですから、あくまでも既存の市内の農家の方に頑張っていただかなければならないということで、ぜひ後継者に対しても、大きな認定農家でいろんな方にはいろんな補助金ありますが、例えば認定農家になっていない方には薄いように感じます。

私どもが地元、だいたい農家は農学校に行って、ほとんどの卒業生はそのまま農家を継ぎました。ですから、人口も減らないし、要するに働き場があるんですからね。今、大規模農家になって、大きい人は、先ほど聞いたらもう40町や50町ぐらいざらにできるといって、干潟耕地1,200ヘクタールぐらいあるんですかね。そうすると、30人ぐらいの農家でできちゃうんですよ。昔は、それだけあったら1,000人以上の農家がそれで食べていたんですが、今、米価の下落等々で、そうすると二、三十人の農家でできちゃうといって、やっぱりどうしたって働き口がないんですから、人口も減りますよね。

ですから、私は何を言いたいかというと、大規模農家の育成も当然大事ですが、大規模でない農家の育成、後継者の対策も必要ではないかと思うんですよ。結局、その人たちがいなければ、私、きょうも来たんですが、先ほども言いましたけれども、減反の使っていない田んぼが18枚ぐらいあるんですよ。これがだんだん広がっていつちゃうということになると、さまざまな面で弊害が出ますので、後継者に対する市独自の援助とか、そういったものをお願いできないかと思うんですが。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 農業後継者に対する支援ということの中で、ずっと私もそういうことについては考えているところでありますけれども、個人に支援するという部分は、行政としてはなかなか難しい部分もありますし、後継者育成対策事業というようなことの中で、何かできないものかなという部分で、今、農水産課に指示しております、新たな旭市独自の、全国で5位の農業産出額を誇っている旭市だからこそやれる何かを見つけてほしいということ、私もそういうアイデアは長年考えていたんですけれども、なかなかいい政策がありませんので、議員の皆さん方、そしてまたいろんな方々の知恵をかりながら、新たな旭市にふさわしい農業後継者対策推進事業という部分でやっていきたいと、そのように思っております。

ますので、よろしく申し上げます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ありがとうございます。ぜひ、よろしく申し上げます。

前後しますが、先ほど言った例えば休耕地にオリーブだとか、こういうのは大規模農家、40ヘクタール、50ヘクタールやっている人はなかなかできないと思うんですよ。こういうのができるのは、やっぱりそれより下の農家の方ならできますので、併せて両方の支援をお願いしたいということで、次の質問に移ります。

ふるさと納税でございますが、先ほども申し上げましたが、ふるさと納税の本来の意味は、小さいころに市や町に世話になって、教育であるとか病院であるとか、いろいろ税金の恩恵を受けて育ちますね。それが、成人して都会へ出てしまって、そうすると今度、納税は都会でするわけですよ。地方の自治体にとっては、子どもたちが小さいうちは税金でいろいろサービスをやるんですが、大きくなったら都会へ行ってしまう。そういったためのふるさと納税、これが最初の出発だと思うんですね。それが、いつの間にか返礼品ということで、返礼品が大きいほうにどうしても納税が行っちゃう。そうすると、先ほどもちょっと聞いたんですが、住民税や所得税が軽減されるわけですから、よそにふるさと納税をされちゃうと、旭市の税収が落ちるわけですよ、それでいいんですよ。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 例えば、旭市民がほかの市町村へふるさと納税、これは寄附金の制度なんですけれども、正確には納税ということではないんですが、した場合には、それだけ税控除されますので、交付税のほうで、全額ではないですけれども、見ていただいているのが現況でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 交付税で減った分の何割かは返ってくるということですが、基本的には、よそへ納税されちゃうと旭市の税収は落ちるということで間違いないでしょう。ですから、そういった意味であるならば、旭市にどんどんふるさと納税をしてもらわないと、ちょっと割に合いませんよね。返礼品が多いところへ寄附しちゃって、旭市の住民税が減るんですから。ですから、旭市内で逆に人気のある返礼品というのはどのようなものがあるんでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再々質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 現在のところ、旭市で人気のある返礼品ですけれども、梨やイチゴ、トマトなどの農産物や水産加工品、それからコショウラン及び市内の縫製工場で製造しているバッグなど、このバッグはかなり人気があります。そのような物が返礼品として好まれているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ですから、例えば旭市にすばらしい返礼品があると。我々が旭市に、地元にもふるさと納税やっても、我々には返礼品は来ないんですよね。ここがちょっと、さっき聞いたら市長が、銚子市はそういうのがあると言うんですが、銚子市みたいに市民がやっても市民に返礼品をいただけるようには、これは市独自でできるんでしょう。できないんですか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 先ほど市長が申し上げておりましたけれども、確かに銚子市は今まで、よそに流出を防ぐという意味で、市民からの寄附についても返礼品を送っておりました。そういった自治体、ほかにもございました。ただし、この6月1日からの制度改正によりまして、同一自治体へ、自分の住んでいる自治体へ寄附した場合には、返礼品を返してはならないということに制度改正されましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） じゃ、やはり、よそからいっぱいふるさと納税するようにぜひアピールをお願いしたいと、このように思います。

それでは、最後の入札制度についてですが、これはマニュアルとかありますよね、入札の。何でしたっけ、そのときに匿名の通報では何もしないとか、何とかあったんですが、もう一度その辺について、詳しくマニュアルを教えてくださいませんか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再質問に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 申し訳ございません。今、ちょっとマニュアルを持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思ひます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） たしか、前回そのような答弁があったと思うんですが、それから考えて、あれ何でだろうなと思うんですよ。だいたい談合情報とか寄せるのは、ほとんどが匿名だと思うんですよ。なかなか実名でそういうのをやる人はいないと思いますので、匿名でも談合を一応聞き取りをすとか、中止をすとか、例えば新聞社なんかから通報があった場合は、新聞社は匿名ではありませんよね。ですから、そういったふうなことはできないんでしょうかね。せっかくというより、通報があったやつが、匿名の場合には何もしないのでは、ちょっと片手落ちのような気がするんですが、その辺、再度お尋ねいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再々質問に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 匿名の際には調査をしないかということでございますけれども、匿名ということで、ある程度いたずらだとか、そういったものも考えられるということで、今までは対象にしないといったマニュアルがございました。マニュアルにつきましては、これからも常に見直していかなければならないというふうに思っております。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ですから、失職された議員が言っていた、その言葉は今でも思い出しますよ。18件も最低価格と同じで、おかしいと思わない、あなた方がおかしいよ。これ、的を射た言葉だと思いますよ。皆さんは不正がないと、当然ないでしょうけれども、一応そういう報道があった場合には、一般の人たちは不正があったという目で見るとですよ。皆さん、見られるだけで嫌でしょう。ですから、そういうのを防ぐために、入札の制度改革をどのようにしたのかというお尋ねなんです。

私がちょっと今見たら、どこでしたっけ、長野県の田中知事、あの人がすばらしい功績を上げたのは、長野県で一切談合とかそういうのがなくなったというんですよ、何をやったか分かりませんが。

あと、横浜市では人口300万人以上ある大きな市、当然そうですが、職員にアンケートをやったそうですよ。一番多かったのは、やっぱり議員からのそういう、圧力ではないけれども、議員からのそういう無理な要望。次が、市会議員が一番、次が国会議員、県会議員、いろいろあって、役所のOBとかがずっと下なんです。そうすると、5,500人ぐらいアンケートをしたら、2,300人ぐらいがそういうことを受けたことがあると答えているんですよ。ですから、防止するために、そういった先進地の事例もあるので、旭市としてもそこら辺を検討して、もうそういった目で見られないような入札方法の見直しというのをお願いしてい

ただければという提言なんですが、ぜひ前向きな答弁をお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 入札の際のいろいろ情報漏えいとか談合とか、いろいろ投書とか、そういった部分あります。私も建設課もいろんな部分での工事が多いわけでありまして、その都度都度、いろんなうわさも立てられるということは、職員にとって非常にかわいそうな部分があると。そういったことの中で、しっかりとそういった疑義が持たれないような、そんな入札の仕方、そういうものを研究してくださいというようなことで、今、進めておりますので、見直しも含め、入札制度の全体は見直しましたけれども、まだそれでもいろいろな部分であると思いますので、そういった市民にも、市外の方々にも、業者にも、そういった問題が生じないような入札制度をしっかりと作っていきたくと、そんなふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 先ほどのご質問の中で、談合等が入った場合にどういった基準で調査を行うか、談合マニュアルということで、今ちょっと手元にございますので、回答させていただきます。

調査委員会は、落札者決定前に情報を把握した場合、当該情報が次の基準のいずれかに該当するか否かを判断し、該当する場合には情報聴取等、必要な調査を行う。情報提供者の氏名及び連絡先並びに対象工事等名及び落札決定業者が明らかである場合、情報提供者が匿名である場合は、旭市に直接通報する者の氏名及び連絡先並びに対象工事名及び落札予定業者が明らかであり、さらに下記に示す情報のいずれかが含まれているという場合ということで、その場合につきましては、談合に関与した業者名、談合が行われた日時及び場所並びに具体的な談合の方法、落札予定金額、特定の業者から入札金額を指示されている、その他云々とございます。それに基づいて、対処したということでございます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

◇ 高 木 寛

○副議長（宮澤芳雄） 続いて、高木寛議員、ご登壇願ひます。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） 議席番号9番、日本共産党、高木寛です。

今回の一般質問ですが、四つの質問事項を取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第1点目です。各種基金、積立金について伺います。

決算カードで確認しますと、積立金現在高として表示されています財政調整基金、減債基金、特定目的基金の3種類がありますが、旭市ではどのような種類の基金がありますか。それらの現在高について答弁を求めます。そして、その利用、使途についてはどのようなものですか、伺います。

次に、第2点目です。農業問題についての質問です。

家族農業・小規模農業の役割を重視し、各国が支援しようと国連が提唱した家族農業10年、これをどのように考えますか、伺います。

安倍政権は家族農業の10年、これに賛成していますが、現実に推進しているのは、それとは真逆の農業と家族経営の切り捨てです。日本の農業経営の98%は大小多様な家族経営です。それが今、歴代政権の農業つぶしによって急速な減少と高齢化が進み、深刻な危機にあります。旭市の農地減少と働き手、農業後継者の状況はどのようなものですか、伺います。

農業に関する病害虫に対する施策は、どのようなものですか。特に、豚コレラ・ケブカトラカミキリ・ジャンボタニシについて伺います。

次に、第3点目です。国民健康保険税についてです。

安倍政権が2018年4月から開始した国保の都道府県化で国保税が引き上げられています。旭市での滞納状況と差し押さえについて伺います。

滞納状況によって、資格証や短期証の発行になりますが、その発行状況はどのようなものですか。

現在、徴収している均等割・平等割をなくしてはどうかという要望をします。均等割は世帯の人数に応じて保険税がかかり、平等割は各世帯に定額でかかる人頭税です。家族が多いほど保険税が高くなる仕組みです。所得にかかわらず、人間の頭数に応じて課税する人頭税は人類史上最も原始的で過酷な税であり、時代錯誤で極めて逆進的な負担であると指摘します。

次に、第4点目です。広域ごみ処理、最終処分場予定地についてです。

3月議会で緊急質問をさせていただいた銚子市森戸地先の最終処分場から大量の不法投棄ごみが見つかり、その後の状況を伺います。不法投棄のごみの数量はどのような状況ですか。また、そのごみの処分方法はどうされますか。そして、処分にかかる費用はどのくらいです

か。処分場用地についての調査はどのようなものでしたか。業者とその結果はどのようなものですか。これらのことについて答弁を求めます。

これで、第1回目の質問を終わります。あとは、自席での質問といたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の一般質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから1番目、各種基金、積立金について、（1）種類とその現在高について、（2）その利用、使途について、これらにつきましては関連いたしますので、一括してお答えさせていただきたいと思えます。

平成30年度末時点での基金の状況について申し上げます。

基金につきましては、一般会計が12種類、現在高は約174億6,600万円、特別会計が5種類、現在高は11億6,300万円、計17種類、約186億2,900万円でございます。

一般会計の基金のうち、主なものの金額・目的について申し上げます。

はじめに、一般財政調整基金につきましては、3月末時点での現在高は約95億1,700万円、目的につきましては、年度間の財源の不均衡に備えるため、余剰金などを積み立て、計画的な財政運営を行うことを目的として設置しております。

減債基金につきましては、3月末時点での現在高は約5億7,600万円で、内容につきましては、将来にわたる財政の健全運営のため、市債の繰上償還を行う場合や、公債費の増加に対処するための財源の確保を目的として設置しております。

公共施設等整備基金につきましては、3月末時点での現在高は約10億200万円で、市が所有または管理する施設等の整備や保全のために必要な財源を確保し、公共施設等を適切に維持管理することを目的として設置しております。

庁舎整備基金につきましては、3月末時点での現在高は約19億1,990万円で、現在、建設が進んでおります新庁舎の整備に要する経費の財源に充てるため設置しております。

地域振興基金につきましては、3月末時点での現在高は約28億6,000万円で、市民の連帯の強化及び地域振興を図ることを目的として設置しております。

主な基金の現在高と目的については以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、2の農業問題につきまして回答申し上げます。

初めに、国連が提唱した家族農業10年についてでございますが、新聞報道等を見ますと、

この提唱は世界的な問題として、食料安全保障の確保、貧困・飢餓撲滅や地域の形成などに大きな役割を果たしている家族農業の価値や知見を見詰め直し、発信していく国連の考えであると理解しております。

国や県や関係機関との連携のもと、消費者ニーズに対応した計画的な生産を支援し、流通・販売体制の確立を図るとともに、必要な施設整備を推進し、市の農業の生産的な向上に取り組んでまいり予定でございます。

次に、(2)の農地の減少はというようなことですが、現在、市が把握している農地の面積につきましては、これは固定資産税の概要等のデータによりますと、平成30年度と31年度では、約10ヘクタールが比較して減っているような状況でございます。

次に、働き手につきましては、農林業センサスという統計がありまして、そちらの農業従事者数によりますと、平成22年度と27年度のデータがありまして、そちらを比較いたしますと、5年間で1,248人が減少しているようなところでございます。

次に、農業後継者の状況といたしましては、こちらも農林業センサスのデータによりますけれども、平成22年と平成27年を比較いたしまして、後継者は238人が減少している状況でございます。

次に、(3)の病害虫に対する施策等につきましては、まず豚コレラは家畜伝染病に指定されておりまして、強い感染力と高い致死率が特徴で、畜産業の盛んな本市では、このような病気が発生しますと大きな被害が出てまいります。感染対策といたしましては、病原体を農場に入れないことが重要であります。各農場における日ごろの適切な飼養衛生管理、防疫対策が徹底されるよう、関係機関と連携しながら働きかけを行っているところでございます。

次に、ケブカトラカミキリでございますが、こちらの被害対策につきましては、広報、市のホームページに掲載するとともに、区長を通じ、啓発チラシを回覧し、周知を図っているところでございます。

また、特に被害が大きい地域につきましては、啓発チラシのほうを各戸へ配布し、被害が拡大しないよう呼びかけを行っているところでございます。

次に、俗名ジャンボタニシでございますが、こちらの被害拡大防止のためには、冬の間の耕起をはじめ、水田の取水口に進入防止のためのネットや金網の設置、食害防止のための田植え後の適切な水管理を行うとよいということですので、このような情報のほうをホームページや広報あさひなどで公表するとともに、水稻農家のほうへ配布する文書等には、啓発チラシ等も併せて送付を行いまして、注意喚起を行っているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 大きな3番の国保税の状況についての（1）滞納と差し押さえについてということで、国民健康保険税の滞納世帯数でございますが、令和元年5月末現在で2,349世帯となっております。主な滞納理由といたしましては、納税意識の欠如815世帯、生活困窮が336世帯ということになってございます。

あと、差し押さえの状況等について、お答えいたします。経営不振が98世帯、低収入が95世帯、私債権の返済が55世帯、その他が950世帯で、合計2,349世帯となっております。

また、国民健康保険税につきましては、差し押さえ件数が352件、給与差し押さえが216件、生命保険が56件、預貯金が49件、年金が13件、国保税の還付金が12件、その他が6件で、合計352件となっております。

続きまして、（3）の国保税の均等割・平等割をなくしてはどうかということなんですけれども、これにつきましては、地方税法第703条の4項の4の規定において、国民健康保険税の標準基礎課税額の算出方法につきましては、所得割・資産割・均等割及び平等割の4方式と、所得割・均等割及び平等割の合計3方式、所得割及び均等割の2方式のいずれかによることとされております。本市においては、平成30年4月に資産割を廃止いたしまして、現在は所得割・均等割・平等割の合計3方式の課税としております。したがって、現行法において、均等割・平等割の双方を廃止することはできません。ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 3番、国保税の状況について、（2）保険証の発行状況について申し上げます。

平成30年度末の国保世帯数は1万1,134世帯です。そのうち、一般証が1万319世帯、資格証が147世帯、短期証が668世帯となっております。短期証の内訳といたしましては、3か月短期証が444世帯、6か月短期証が224世帯となっております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、4、広域ごみの最終処分場をめぐる問題について、お答えさせていただきます。

銚子市森戸町において建設工事を進めている広域最終処分場建設計画地から見つかった不法投棄ごみは、農業用ビニールが約600立米、これはフレコンバッグ600袋となります。それと瓦やコンクリート片等を含む瓦れき類が700立米とのことです。これらの処分方法としては、農業用ビニールについては、旭市が管理する市有地に仮置きし、広域ごみ処理施設稼働後に焼却処理をします。また、農業用ビニールの運搬は建設工事の請負事業者が実施したとのことです。瓦れき類については、銚子市の最終処分場に埋立処分させていただき、その際の処理手数料については、無料にさせていただくことになりました。また、瓦れき類の運搬は建設工事の請負業者が実施するとのことです。

これらの処分に係る費用としましては、農業用ビニールのフレコンバッグ詰め作業費約630万円と、最終処分物フレコンバッグの運搬費に300万円が見込まれます。広域最終処分場建設計画地の調査業務としては、施設を建設する上で必要な地質の性状や厚さ、硬さなどを調査するため、平成27年度、平成29年度に広域最終処分場建設計画地地質調査業務を協和地下開発株式会社に委託して実施したとのことです。

委託業務の目的は、不法投棄ごみの調査ではありませんが、業務において組合職員も同行し、計画地内に立ち入りましたが、草木が生い茂っており、不法投棄ごみは確認できなかったとのことです。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、自席で質問させていただきます。

まず、1項めの基金積立金の種類とその現在高については、今、伺いました。特に財政調整基金について伺います。

先ほどの答弁では、およそ95億円以上あります。この財政調整基金ですが、これはどのようにして基金が積み上がっていくのか。6月5日の市長の政務報告の決算概要では、10億7,000万円の黒字が見込まれると報告されました。この黒字額から何割かが積み上がるのですか。このことをお伺いします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、質問2点あったかと思います。どのようにして基金が積み上がるのか、この黒字額から何割かが積み上がるのですかということでございます。

財政調整基金につきましては、合併以降、定員適正化計画の着実な実行による人件費の抑

制や、行財政改革の推進、交付税算入のある有利な起債の活用など、さまざまな取り組みの結果として、約95億円の基金が積み上がってきているというふうに認識しております。

余剰金につきましては、地方財政法第7条の規定によりまして、余剰金の2分の1を下らない額を基金への積み立て、または地方債の償還財源に充てることとされております。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 旭市では、この10億円の半分が積み立てになると。これというのは、予算を使わずに余剰金を意図的に作り出しているのではないかというふうに思うんですね。余剰金というのは予算と決算の差し引きの結果ですが、予算をもっと正確に作成すべきであれば、10億円以上の差、余剰金が出ないというふうに考えます。答弁の中に、何かのときにとっておきたいとか、今後ますます人口減少が進むための備えですとか、そういう答弁をいただいておりますが、余剰金はやるべき行政需要を削った結果だと私は思っています。その辺はいかがでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 予算を使わずに余剰金を意図的に作り出しているのではないかと
いうことでございますけれども、予算につきましては、毎年の必要な事業を見込んだ上で予算
編成をしております。その上で行財政改革に取り組みまして、それで無駄遣いをせず節減し
て、その結果が約10億円というふうに思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 今の答弁で、なるべく使わないようにというお話がありましたけれども、
予算を作るときに、それに見合った予算計上されると思うんですね。最初から、使わない
ために無駄遣いはやめる、それは分かりますけれども、予算そのものの成り立ちというのが、
違うんじゃないかというふうに思うんですね。

この財政調整基金は、特定目的基金と違って何にでも使えますよね。旭市は、先ほど答弁
されましたけれども、29年度決算で95億幾らということで、これの残高比率というのは、旭
市は56.2%あると報告されています。ちなみに、50%以上残高比率の自治体は、旭市のほかに
神崎町、南房総市、山武市、睦沢町の五つの地方自治体があります。こう報告されていま
す。ちなみに、銚子市は2億1,500万円で、残高比率は5%未満です。ですから、これらを
どう見ますか。旭市は、50%以上の残高があるというのはあまりにもため過ぎといたしますか、

何かその辺で意図的なことを感じるんですよね。その辺のお答えをお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 財政調整基金につきましては、例えば庁舎整備基金のように、特定の事業以外には使えないというような基金ではありませんが、この基金の趣旨につきましては、年度間の財源の不均衡に備えるということだと認識しております。確かに現在高は約95億円、残高比率50%以上ということで、県内各自治体と比較しても多くの基金を積み立てておりますけれども、これは市が行財政改革の推進や経費抑制を図りつつ、必要な施策に取り組んできた結果というふうに考えております。ご理解いただきたいと思います。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、2項目めです。その他の利用、使途についてということ伺います。

先ほどから言っていますけれども、財政調整基金は市町村では10%程度あれば十分と言われています。旭市では、市民の要望である学校給食の完全無料化や国保税の引き下げに使うべきではないでしょうか。また、今、話題になっている加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度として利用すべきだと提案しますが、これへの回答を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 事業の実施に当たりましては、それぞれの事業の必要性だとか有効性、そういったもので判断していくべきだということふうに考えております。今後の財政運営につきましては、一般財源の縮減や支出の増加が見込まれる状況です。財政調整基金につきましては、ある特定の事業のための原資ということではなくて、年度間の財源の不均衡に備えるという、この基金の趣旨を踏まえまして、今後、必要とされる市の行政需要に対応するため、有効に活用していきたいというふうに考えております。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） この項目では、市長にお答えをいただきたいと思います。

まさに50%以上の積立金があるんですよね。ですから、あくまでも有効的に使う。無駄遣いをせよということではなくて、有効的な使い方、95億円もあるんですから、私、前回も一般質問で取り上げましたが、学校給食の完全無料化、これに2億8,000万円、年間かかるという答弁をいただいておりますが、95億円の中のこれだけ使っても、まだまだ引き続いて長

年にわたって完全無料化も実施できると。先ほども言った国保税の引き下げにもつながると、そういう95億円をため込む財政調整基金でなく、10%あれば十分だという報告もされていますので、その辺、市長はどう考えますか、回答をお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど財政課長のほうからお話ししましたように、財政調整基金が95億円、今現実あるわけですが、この財政調整基金、今、合併の算定替えもありますし、人口も減っています。人口が減れば、公共施設等の統廃合、これも必要でありますし、縮減もしなければなりません。それと、また人口が減れば個人消費が減ります。そういった部分で、これから多くの財源の不足が考えられるわけでありまして、この財政調整基金、1年、2年で使うというようなことは、全然考えられませんので、10年、15年の旭市の安定した行財政運営をやっていく上にとって必要な部分ではなかろうかなと、そんなような思いでこれまで財政調整基金を上積みしてきたところでありまして、そのような方向で今後ともいきたいと、そのように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） いろんなところからの指標として、市町村では10%程度あれば十分と言われているんですよ。旭市、千葉県では5自治体がある中の一つなんですけれども、50%以上なんです。旭市は56.3%、10%あれば十分だと言われている中で、なぜこんなにため込んでおくのかというのが私の意見です。ぜひ、使い道は確かに自由かもしれませんが、10年、20年先まで見越してとっておくんじゃなくて、今ある財源で市民の生活を安定させる、豊かにさせる、そういうことにぜひお使いをお願いしたいと思います。

○副議長（宮澤芳雄） 高木議員、これで4回目になりますけれども、いいですか。

高木寛議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 財政調整基金10%もあれば十分だといった話ですが、いろんな説があると思います。そういった話も聞いたことございますけれども、それはそれぞれの自治体だとか、置かれた状況で変化するというふうに思っております。今、財政調整基金というのは、かなり積み上がっている状況でありますけれども、これから少子高齢化だとか、あるいは社会保障費の増大、こういったものがありますので、それに備えて、これ以上積み上がってくるかどうか分かりませんが、しっかりとした財政調整基金を基にした財政

運営をしてまいりたいというふうを考えております。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次の2項目め、農業問題についてです。

これの1項目め、国連の家族農業の10年についてどう考えますかという質問ですが、国連は今年、2019年から28年を家族農業10年とするとともに、2018年11月20日に農民の権利宣言を採択し、農地、水、種子に対する農民の権利と食糧主権をうたい上げた宣言をしました。

この提唱の中心は、家族農業を尊重することにほかなりません。市長と担当課は、このことをどのように考えますか、回答を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 家族農業10年、どのように考えるかということでありますけれども、先ほど課長のほうからも答弁がありましたように、家族農業と専業農家、そういった部分の市の支援といいましょうか、そういった部分は両方バランスのとれた形でやっていかなければ農業は伸びないと、そのような思いでいるところであります。

先ほど木内議員からもお話がありましたように、小規模農家、家族農業、そのことをしっかりとこれからも支援をしていく、いい支援策を考えていきたいと、そのように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、市長の答弁されましたように、いい考え、いい政策を期待いたします。

次の2項目めに移ります。

農地減少と後継者の状況についてですが、市長の政務報告では、旭市は農業の産出額は約582億円で、全国トップクラスの産出額と報告されていますが、産業基盤である旭市の農地の減少も進んでいます。先ほど課長の答弁もありました。木内議員にも答弁されていますが、農地が減少、農業後継者も減少している。こういう状況が続いている旭市の現状なんですけれども、これをどう考えていますか。どのような施策でこの農地減少、また後継者不足を捉えているのか、政策的にこういう目玉があるとか、こういう方策があるということがあれば、お答えをお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、まず農地減少と働き手の関係でということ、まず耕作放棄地への対応につきましては、耕作放棄地の防止策として、先ほど木内議員のご質問の中で回答したんですけれども、担い手への農地利用集積、あと地域の共同活動による多面的機能支払交付金等の事業を活用しまして、そういったものを防止していくということがございます。

また、農業委員会では、平成29年7月に任命いたしました農地利用最適化推進委員によりまして、農地パトロールや担い手への集積、集約化に係るあっせん等の活動を実施しており、耕作放棄地の解消、またはそういったものの防止に向けた連携を図っているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 一般質問の途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時15分

○副議長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高木寛議員の一般質問を行います。

高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、2項目のところの再々質問、企業の農業への参入や規模拡大を促す農地中間管理機構、農地集積バンクといいますか、この関連法、改定法が5月17日に可決、成立されました。家族経営農業の振興や農村の再生よりも、企業によるアグリビジネスを重視するものです。問題点が噴出していると思います。

働き手である農業後継者の大きな支えとなってきた青年就農寄附金が、2017年度から農業次世代人材投資事業と改称され、返還要件や支給打ち切り要件が導入され、国家予算も昨年度から約20億円も減額されました。旭市ではこの状況をどのように考えますか、回答を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、後継者対策のうち農業次世代人材投資事業につきます

て、お答えいたします。

この事業は、新規就農される方で独立、自営、就農等、いろいろな要件を満たした方に支給されるものであります。本市の状況では、現在、平成25年から現在まで、10経営体の方がこの制度を受けられております。そのうち4件の方は、5年間という期間が終了し、今年度は6経営体、8名の方が交付を受ける予定となっております。市といたしましても、今後もこういった新しい支援の方法とか、いろんなものを取り入れながら、農業後継者の育成のほうに努めていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、3項目めの病害虫に対する施策はどのようなものかということで、具体的に豚コレラについて伺います。

岐阜県で昨年9月に豚コレラの感染が確認され、愛知、滋賀、大阪、長野の5県が発生しました。あれから9か月経過していますが、いまだに収束が見通せない現状が続いています。感染ルートも解明されていません。また、中国では昨年8月にアフリカ豚コレラの感染が確認されました。この豚コレラですが、一度は撲滅したはずの日本で、海外からの感染が明確な形の豚コレラを再発させた国の責任があると思いますが、旭市は養豚業が盛んな地域であり、成田空港も近い地域でもあるので、感染が心配されます。再発は国の責任ですが、市長の政務報告では、家畜伝染病の豚流行性下痢の項で、防疫活動を支援するとされていますが、旭市では発生し得ない豚コレラですが、どのような対策を考えておられますか、回答を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、豚コレラの市の対策等についてお答え申し上げます。

市では養豚推進協議会なるものを設立しておりまして、防疫に関する各種勉強会の開催、またはそういった情報の共有、各農家の防疫意識の向上、農場の防疫対策の強化を図っているところであります。防疫部会では3回、防疫全体勉強会を3回、豚コレラ対策勉強会などを、平成30年度は開催しているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、ケブカトラカミキリについて伺います。

平成28年のこの旭市議会で、当時の農水産課長が、イヌマキの木にケブカトラカミキリに

よる被害が発生している。最終的には枯れて木が死んでしまうというような状況であると。そして、被害の拡大を防止するため、樹木の所有者に適切な対処や防除等をお願いすると報告しています。

また、平成28年9月の第3回定例議会では、一般質問で取り上げられています。当時の農場の農水産課長の答弁は、県の対策として被害拡大防止事業という補助事業が創設され、市町村が主体事業となり、樹木への薬剤散布などの事業費に対して2分の1の補助をすると回答し、旭市では調査の結果、市の北西部で被害木が集中していると確認しました。市の対策として、区長を通じて防除方法等の啓発チラシ、これを回覧したり、市の広報などで被害拡大防止のため周知を行う。補助金については個人、個人で対応をお願いしているので、補助事業の実施は考えておりません。こう回答しております。

しかし、いまだに一向に収束は見られていません。反対に、被害がますます拡大されているとの報告もあります。旭市としては、このカミキリムシについてどのように対応する計画ですか、このことを伺います。そして、この被害を住民に知っていただくために、地域住民の代表である区長などに呼びかけて、周知する機会を提供してはどうかと提案します。旭市として具体的な方策などありましたら、回答をお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、ケブカトラカミキリによりますマキの木の被害ということでご質問がありましたので、回答させていただきます。市として、どういう対策をということでしょうか。

このケブカトラカミキリによるマキの木の被害は、市の北西部で多く確認されておりました。庭の立ち木、またはマキ塀、そういったもの、昨年度は被害木が新たに100本程度見つかる場所がございます。市内では、マキの木を栽培して市場のほうへ流通している農家がありませんので、農業被害としての報告がされていないのが現状でございます。

それで、県の補助事業につきましては、植木生産者の経済的な被害を最小限に食い止める目的で実施されているものでございまして、市の被害への対策については、引き続き広報、市のホームページでの周知文の掲載、または啓発チラシ等の回覧によりまして、周知を図っていきたいというふうに考えております。

また、そういった新たな対策をご希望する方等もあるようですので、そういった方とまた連携を図りながら、新たな対応ができれば、行政としてできることを検討していきたいと、

このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、この問題の最後になります。

きょうの千葉日報の記事によりますと、お隣の匝瑳市でイヌマキを2018年度の出荷額が35億円を超えたと、そう報道されています。千葉県のイヌマキは平均1,000万円取引されていると。これは中国に輸出するんですけども、中国では本来、土のついた農作物を国外から輸入することはできません。しかし、この中国ではイヌマキだけは特別に許可している、そうきょうの新聞で報道されています。匝瑳市は、お隣でマキの生産農家、かなり多いと聞いています。

旭市も海岸の、ちょっと地域は私も特定できませんので、個人所有のマキ堀とかじゃなくて、生産している生産者もいると、そういうふうに聞いていますので、個人所有だから補助金が出ないとかじゃなくて、旭市にかなり発生している状況が見られる。それが、匝瑳市では補助金が出て薬剤散布の半額を持つとかということは言われています。旭市で発生して、全然、発生がとまらない、増えている状況なので、当然、お隣の匝瑳市にもまたカミキリムシが飛びますので、移る可能性がある。35億円も売上げを出している匝瑳市に、旭市から飛んだカミキリが、また迷惑といいますか、そういう状況が生まれたら、旭市の責任もあると思うんですね。ですから、ぜひ旭市として、このイヌマキに対する農薬散布の補助金を、匝瑳市が出しているような2分の1ですか、そういうのもぜひ活用すべきだというふうに思います。

それで、課長の答弁では、チラシを配布して周知徹底というようなお話も、回答もありました。しかし、文書で知らせるといのはなかなか浸透していかない。一つは、私、提案なんですけれども、今、防災無線というのがありまして、そこで今の時期なら農薬散布、一番このケブカトラカミキリに適した農薬散布の時期ですよというのを、放送等で流して周知してもらおうというのも一つの方法かなと思うんですよ。先ほど言いましたように、区長なんか呼びかけて、ぜひ集まって勉強会といいますか、そういうのも催して、ぜひ旭市でできる対応を考えていただきたいと思います。それへの回答を期待します。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 今、議員のほうから匝瑳市のほうへということで、旭市から影響が出るんじゃないかという話でありました。それで、市でも匝瑳市と同じように補助をやっ

てはどうかということであります。

それと、あとは文書等で浸透しないで防災無線、または区長を集めての勉強会というようなお話でございました。そういったものが、本市において実施することが可能かどうかということは、ちょっとこの場ですぐ返事等できませんので、また庁内で議論をして対応について検討していきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、3項目の国保税の状況について伺います。

旭市では、滞納になった状況を納税者から聞き取りなどされていますか。あれば伺いたいです。どのような状況でしたか、よろしく願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 国保税の滞納世帯についての、どのような対応かということについて、お答えします。

滞納世帯には、さまざまな機会を設けて納税相談を行っております。具体的には、通常業務に加え、夜間・休日に行う納税窓口相談、また保険証の資格証や短期証の発行時にも、保険年金課と連携しまして納税相談に応じ、その際には現在の生活状況などの聞き取り調査も行っております。

以上です。

（発言する人あり）

○税務課長（石毛春夫） 調査の内容というのは、やっぱり生活状況でございますので、その方の収入とか家族構成、あるいは債権等に応じて、そういった不良債権がないか等についても個人的な面談をしまして、個々細かく調査をしているような状況でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 私のほうでつかんだ事例を紹介したいと思います。

高齢者の声なんですけれども、生活に必要なものは安いときにまとめて買って、食費はできるだけ切り詰め、膝が痛くても我慢します。電気やガスもなるべく使わず早く寝ると、こう高齢者の皆さんは答えています。先ほども回答されましたが、国保の加入者は無職の高齢者や非正規の若者など、低所得の方が多くいます。税の徴収は自治体の大事な仕事だと理解していますが、住民の生活を破壊する過酷な徴収や滞納処分は全国で目立っています。地方税や国保税の滞納処分も国税徴収法に準拠しますが、住民の生活を破壊してまで何でもでき

る、こういうわけではありません。

旭市では過酷な取り立てや差し押さえはないですね。これを確認します。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 市において過酷な取り立てや差し押さえがないかという、そういうご指摘でございます。

滞納世帯につきましては、まず督促状、催告書により文書催告や電話催告などを実施しております。それによって自主納付を促してございます。差し押さえなどの滞納処分ですが、納期限を経過した税金等につきましては、まず督促状を発送し、その後、電話催告や文書催告を行い、それでも納付がない場合については、納税相談等がない場合についてのみ、財産調査を行った上、差し押さえ等の滞納処分を行っております。

なお、滞納者の生活状況の把握及び財産調査の結果、担税力を超えた納税額については、執行停止処分などを行っております。本市では、給与や生命保険、預貯金等の差し押さえ等を優先して滞納処分を行っておりますが、国税徴収法では生活困窮に至る差し押さえは禁止されております。また、差し押さえできない財産も定めておりますので、滞納者の実情も考慮しつつ、より効果的な滞納処分方法を選択して対応しております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 旭市の対応を、ぜひ過酷なという姿勢は全くとらないでいただきたい。

次の2項目め、保険証の発行について伺います。

ここでも事例を紹介します。旭市ではありませんが、50代の母親が体調を崩しましたが、保険証がなく医者にかかれず、市販薬で我慢しました。しかし、ついに座ることも話することもできなくなり、中学生の娘さんが、保険証がなくても診てくれる病院、これを今のネットで探して、無料低額診療事業、これを実施している民医連の診療所を見つけて連絡して、診療所の職員が急いで訪問し、重症でしたが、病院へ搬送して救命につなげることができました。

ここで触れた無料低額診療事業なんですけど、これは旭市でも市民に知らせる必要があると思います。この事業というのは、社会福祉法第2条第3項第9号に基づいて、生活困難、それから経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会を制限することのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業ですが、保険証がなくてかかれない、遠慮している、こう

いう国保証の皆さん、住民もおりますので、これへの対応を、ぜひ無料低額診療所、診療事業というのがあるんですよということを知らせてほしいというふうに思います。この点はいかがでしょう。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 無料診療事業を市民に知らせてください、対応はということについてお答えいたします。

無料低額診療施設、医療機関は低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者等の生活困窮者を支援するため、無料低額診療を行っております。

なお、県内には同様の医療行為を行う医療機関が23か所ございます。今後は、このような医療機関の情報も収集し、施設の有効性について関係各課と連携をとりながら対処していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） よろしく願いいたします。

それでは、3項目めの均等割・平等割をなくしてはどうか、そのところで質問します。

国保は、協会けんぽなどの保険料と比べ、国保税は非常に重い負担です。国保には事業主負担がありません。そのため、国庫負担で国保制度を支えてきましたが、自民党政権は1984年の法改定で国庫負担率を引き下げ、その後も抑制し続けています。高過ぎる国保税を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するためには、公費を投入する以外には道はありません。全国知事会、全国市長会、全国町村会なども国庫負担の増額を政府に要望し続けています。そして、全国知事会は2014年に公費を1兆円投入して、協会けんぽ並みの負担率に改善することを政府に求めています。これらの動きを旭市はどのように思いますか、伺います。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 公費負担の要望について市はどう思うかということにお答えいたします。

平成30年度から県が保険給付費を支払い、市が県に納付金を納めるように制度改正されております。平成31年度税率は、県の指定する納付金を納付するため必要な金額を、人口及び所得の推計を基に決定いたしました。今後も納付金、人口、所得推計に十分注意しながら検

討してまいります。

なお、旭市もいろいろな機会を通じて、公費負担の増額を要望していきたいと思えます。
以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ということで、ぜひ頑張ってくださいというふうに思いますが、公費1兆円が投入され、旭市の先ほど言いました財政調整基金を取り崩して、均等割・平等割をなくせる状況にぜひ努力してほしい。この実現の方向で担当課には奮闘していただきたい。その考えを求めて、この項目での質問は終わりますけれども、よろしくお願ひします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 先ほども申しましたが、いろいろな機会を捉えまして、公費負担の増額を要望していきたいと思えます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、最後の4項目めになります。広域ごみ問題について伺います。

私は3月の議会で緊急質問させていただきました。その後の状況ということで、今回、質問させていただきます。

まず、不法投棄ごみの数量、それから農業用のビニール、瓦れき類の報告は環境課長よりありましたけれども、このフレコンバッグへの袋詰め作業費が630万円、それから運搬費が二、三百万円かかると答弁されました。この袋詰め作業でかなり高い金額が計上されているというふうに思えます。これはいろんな数値の積み上げで、フレコンバッグ1袋当たり1万円程度になると思うんですね。600袋あって630万円、二、三百万円の運搬がかかる。これ、あまりにも高いというふうに素人ながら思いますがけれども、その辺の数値というか、予定額は妥当でしょうか。そのことをまずお聞きします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それではお答えさせていただきます。

フレコンバッグ詰めにかかる作業費は、集積や分別に係る手間代、仮置き場までの運搬費等も含んだ金額とのこと。また、農業用ビニールは旭市の岩井に一時仮置きし、ごみ処理施設稼働後に焼却処理をするため、それに係る運搬費として約200万円を見込んでいると

のことです。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次の項目というか、質問で、用地を取得した費用は幾らですかという質問をしますけれども、地目はどのような内容ですか。山林、畑、水田、雑種地、その他というふうに分類されると思いますが、それぞれの面積と、それぞれの価格は幾らですか。そして、それぞれの地権者は何名ぐらいおりますかということですね。取りあえずそこをお聞きします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、お答えさせていただきます。

広域最終処分場建設計画地の取得については、山林が約1万7,000平米、価格は約4,600万円、地権者は10名で、また畑が約3,000平米、価格は約1,400万円、地権者は3名とのことです。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 3月の緊急質問の答弁で、県の不法投棄マップで確認したが、計画地には不法投棄はないと回答されましたが、不法投棄マップは東広や旭市の環境課に保存されていますか。そのことを伺います。

それと併せて、ごみの最終処分地になる森戸町では、不法投棄がされていることは知っていたと緊急質問のときに答弁がされましたが、地権者は誰も知らなかった、このような答弁でしたが、不思議なような状況だと思うんですが、これへの回答を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） 3月の議会において、不法投棄マップとお伝えしましたが、これは県がパトロールなどで把握している不法投棄に係る情報のことで、組合が県に確認し、その情報については保存しているとのことです。

あと、次、森戸町でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○環境課長（木内正樹） 次に、3月議会で答弁した内容は、広域最終処分場建設計画地への

不法投棄ではなく、森戸町地区全体で見ると、そのような例があると回答したものと思われます。組合で元地権者に確認したところ、ごみを不法投棄されていたことについては知らなかったとのことです。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（宮澤芳雄） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） 議席番号15番、伊藤房代です。

令和元年第2回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて3点の質問をさせていただきます。1点目、通学路の安全対策について。2点目、防災について。3点目、いじめ対策について質問いたします。

まず1点目、通学路の安全対策について。

（1）道路の路面標示・標識等について質問いたします。

現在、旭市の横断歩道の路線標示は、何年に一度ペイントの塗り替えはされているのでしょうか。標識の道路標識が破損している所もあるようですが、その都度、直されているのでしょうか。

また、「速度落とせ」「学童注意」「徐行」「止まれ」等の路面標示がされている所等、何か所されているのでしょうか。もう少し増やすことができないか質問いたします。

（2）見守り隊について質問いたします。

現在、学童の事故が増えています。学童の登下校の見守りは、どのようになっているのでしょうか。例えば、PTAなのか、地域交通係なのか、防災係なのか、皆で見守り隊として協力を願って事故ゼロを目指していくことができないか、質問いたします。

また、見守り隊が稼働している所はどこか、何か所くらいなのか、質問いたします。

（3）信号機について質問いたします。

旭中央小学校の正門に入る一方通行のある交差点に信号機を設置することはできないか、質問いたします。

また、昨年の第1回定例会でも質問しましたが、国道126号線沿いのドン・キホーテの前

に横断歩道があります。車の交通量が多く、なかなか横断することができません。ドン・キホーテの前はY字路になっていて大変危険な箇所です。旭市としても、信号機の設置は考えているのでしょうか。

また、小見川県道線沿い、新町地先の一本松の所の信号機ですが、大変に朝夕の交通が渋滞しています。信号機を時差式にできないか、青信号の時間をもう少し長くすることはできないか、質問いたします。

2点目、防災について。

(1) 非常用として液体ミルクは備蓄されているのでしょうか、質問いたします。

災害に備える母乳があげられないときのために、いつ起こるか分からない災害に向けて、赤ちゃんとその家族を全力でサポートするために、赤ちゃんのための備蓄リストの中に粉ミルク、キューブタイプのミルクなら個包装なのでふたのあけ閉め、計量の心配がなく災害時には便利だとありますが、哺乳瓶に注ぐだけの液体タイプ、安心と安全を考えて缶に詰めましたとありますが、乳児にとって最良の栄養である母乳を徹底的に研究し、ナンバー1の液体タイプとあります。哺乳瓶に注いで、そのまま母乳の代わりとして液体タイプのミルクは備蓄されているのでしょうか、質問いたします。

3点目、いじめ対策について。

(1) LINEなどSNSを活用したいじめ相談について、質問いたします。

現在、LINEなど、いじめ・自殺相談が試験的に行われると、わずか2週間で電話の2年分を超える件数の相談が寄せられました。利用者からは、電話より相談しやすい、気持ちが軽くなった、すっきりしたといった声が続々と続いていますとあります。旭市として、いじめ相談を、どのくらい相談があるのでしょうか。また、その対策として相談員を任命されているのでしょうか、質問いたします。

君津市では、スクールソーシャルワーカーを1名配置、学校や家庭、児童相談所などと連携し、子どもや保護者、教員の支援につながっているとあります。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員の一般質問に対して答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、建設課からは大きい1の通学路の安全対策について、(1)及び(3)について、お答えいたします。

まず、(1)の通学路の路面標示・標識等についてですが、横断歩道の路面標示は所轄の

旭警察署で管理しており、不鮮明な標示の具体的な塗り直しの頻度は決まっていないということを知っています。ただし、現場調査や市などからの要望により、旭警察署が優先箇所を決定し、塗り直しを行っております。

道路標識は大きく分けて二つの種類がございます。「止まれ」や「駐車禁止」などの規制標識については警察署が管理しているため、破損した標識については旭警察署が対応しております。また、「交差点あり」や「踏切あり」などの警戒標識につきましては道路管理者が管理しており、市道に設置しているものは、市の管理物として建設課で随時補修を行っております。

次に、路面標示の箇所数ですが、旭警察署へ確認したところ、市内には「止まれ」が848か所、横断歩道が310か所と伺っております。このほか、「学童注意」や「速度落とせ」など市が管理する路面標示につきましては、全体の設置箇所数は把握しておりませんが、直近3年の設置状況について申し上げますと、平成28年度は21か所、平成29年度は26か所、平成30年度は22か所について設置及び補修をいたしました。

次に、路面標示をもう少し増やすことはできないかのご質問ですが、現地の状況や必要性、安全への効果を考慮しながら、「止まれ」「横断歩道」などの路面標示の設置は今後も旭警察署へ要望し、市が管理するものについては、現地を精査しながら設置を進めてまいりたいと思います。

次に、(3)の信号機について、お答えします。

まず、旭中央小学校正門北側の交差点ですが、児童・生徒が通学路として多く利用しており、車両についても朝夕の通勤時間帯など、日中も抜け道として数多く利用されている場所と市でも把握してございます。信号機の設置につきましては、市から所管の旭警察署へ要望をしたいと思います。

次に、国道126号、鎌数ドン・キホーテ前の信号機の設置要望であります。当該箇所につきましては横断歩道は設置されているものの、歩行者が横断しようとしても通行車両が停止しないなど、危険な箇所であると承知しております。信号機の設置要望につきましては、国道であることから、道路管理者である千葉県海匠土木事務所から所管の旭警察署へ要望していただくよう、昨年5月と本年5月にもお願いしております。

なお、旭市からも昨年6月に旭警察署へ設置の要望を行っておりますが、再度、要望してまいりたいと考えております。

次に、新町地区の主要地方道、旭小見川線と総堀線との交差点、通称、一本松の交差点だ

と思います。議員ご指摘のとおり、朝夕などの通勤や帰宅時間帯などにはかなりの渋滞となっていることは承知しております。建設課といたしましても、信号機の時間サイクルなどの調整により渋滞が緩和されるような対応をしていただくよう、昨年7月に旭警察署へ要望を行っておりますが、再度、要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課からは、1番、通学路の安全対策について、（2）見守り隊について、それから、3、いじめ対策について、（1）LINEなどSNSを活用したいじめ相談について申し上げます。

初めに、見守り隊についてです。

登下校の見守りはどのようなになっているのかということですが、登下校の見守り隊として組織され稼働している団体等は、現在、確認できておりませんが、PTAや各種団体等が自主的な活動として見守り活動を行っております。

まず、学校教育課では、青少年の非行防止、健全育成、安全確保のための臨時職員として、スクールガードリーダーを1名配置しております。主に平日の午後1時から午後6時の間、市内小・中学校周辺のパトロール及び児童・生徒の下校時間帯の見守り活動を実施しております。

また、登校時の安全対策として、学校教育課の指導主事が朝のパトロールを毎月5日、10日に実施しており、強化月間である年度初めの4月と春、秋の交通安全運動期間には、毎日実施しております。

市内各小・中学校でも、PTA活動の一つとして、保護者と教員で計画的に登下校時の見守り活動を実施しております。

さらに、旭市においても、市民の安全・安心の確保のため、防犯指導員とシルバー人材センターへの委託で、防犯パトロールを実施しておるところです。

ご指摘のように、現状ではそれぞれが別々に実施している見守り活動を、今後、関係各課、関係機関で連携をとり合い、組織的に機能させ、さらに児童・生徒が安心して登校できるようにしてまいります。

続きまして、3、いじめ対策（1）LINEなど、SNSを活用したいじめ相談についてです。

いじめ相談がどのくらいあるのかということですが、旭市におけるいじめ相談については、

主として電話での対応となっております。平成29年度は延べ20件、平成30年度は延べ26件であり、ここ数年大きな変動はございません。また、その内容については、学校と情報共有するとともに、学校と連携し、適切に対応しているところです。

次に、いじめ相談を受けての対策について、お答えいたします。

旭市では、現在、いじめや不登校、その他、さまざまな相談の対応として、市雇用のスクールカウンセラー及び県派遣スクールカウンセラーが11校へ計7名派遣されております。他の9校においても、必要に応じて市のスクールカウンセラーを派遣しております。さらに、今年度から嚶鳴小学校にスクールソーシャルワーカーが県から1名派遣され、各学校からの要請により、さまざまな事案について関係する機関と連携を図っております。

また、いじめ防止対策推進法に基づき、平成30年4月に旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例を制定し、いじめ防止等の対策の推進、関係機関及び団体の連携体制を整えており、今年度は第1回の連絡協議会を7月23日に開催する予定となっております。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな2番の防災についてお答えします。

ご質問は、非常用として液体ミルクを備蓄しているのかということでございます。

旭市では、災害時の備蓄品として、昨年度から粉ミルクを備蓄し始めましたが、液体ミルクは残念ながら、まだ備蓄しておりません。液体ミルクではなく、粉ミルクを備蓄している理由としましては、液体ミルクに比べて保存期間が長いこと、価格面において安価なことが主な理由でございます。また、災害時は精神的に不安定な状態になりますので、食欲がなくなる人が多くなりまして、ふだんから食べなれているものを備蓄したほうがよいと言われております。こうしたことから、ミルクに関しても、一般的に普及している粉ミルクを備蓄しております。

なお、ご質問の中にありましたキュービック云々というものもございましたけれども、現在、備蓄している粉ミルクにつきましてはスティックタイプのものでございまして、1本で100ミリリットルのミルクで調乳できる、計量は必要のないものを備蓄しているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは再質問させていただきます。

1点目の通学路の安全対策についての(1)の道路の路面標示・標識について、再質問させていただきます。

現在、旭中央小学校の正門の前の横断歩道や交差点と、その付近の路面標示が薄くなっています。また、ドン・キホーテ前、126号線沿いの横断歩道なども薄くなってきています。また、旭市役所東側の信号のある交差点の横断歩道なども薄くなっております。

また、126号線沿いのカインズホームの所の信号を北に曲がり、二つ目の交差点突き当たりを東に向かい、最初の交差点ですが、非常に危険な箇所です。交差点があるのが大変分かりにくく、飛び出しに注意が必要です。大変事故多発箇所です。「交差点に注意」「徐行」「止まれ」などの路面標示をする必要があると思います。

また、市役所通り、西野住宅から匝瑳方面に向かう最初の交差点も大変危険な箇所です。「速度を落とせ」「学童注意」「徐行」といった路面標示が必要と考えます。

また、路面標識ですが、袋公園とため池の間の道路ですが、交差点に「止まれ」の標識があるものの、交差点の近くまで行かないと分かりにくく、大変危険なので、もっと遠くから「止まれ」の道路標識が分かるように、もっと高い位置に「止まれ」の標識を立てることはできないか。例えば、共和農協から真っすぐに行き、交差点を北に曲がると、突き当たりに、小さい「止まれ」の標識と、大きい「止まれ」の道路標識が高く立っています。遠くからでも、大変よく見えます。

また、市役所東側の交差点の陸橋を渡ると、横断歩道の道路標識が立っていますが、標識が薄くなって見えない状況です。照明もつかなくなっていて、かなり古くなってきているようです。十五、六年は経過していると思います。新しくすることはできないか。

また、道路標識が、木の枝が伸びているため、標識が見えにくくなっている箇所もかなりあります。また、木が道路の真ん中まで伸びている箇所もあります。通行の妨げになっています。早急に対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○副議長(宮澤芳雄) 伊藤房代議員の再質問に対して答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(加瀬博久) では、伊藤議員の再質問に対しまして、お答えしたいと思います。

まず、路面標示について薄くなっているもの、あるいは新規でお願いしたいという場所もございました。標識のつけ替え等、小さくて見えない、これを大きく、あるいは高くという内容のものがございました。また、老朽化し、はげて見えないもの、不鮮明なものがあるということもございます。あと、道路にはみ出している木の枝がありますというような内容で

あったと思います。

先ほども申し上げましたとおり、まず規制に係るものは、やはり警察署へ依頼をするしかございません。あと、道路管理者が管理するもの、国道、県道は海匠土木事務所、あるいは市道に関しましては市で管理をしてございます。このような不具合等がある箇所につきましては、また早急に各担当部署、県、あるいは警察署へ再度要望を進めていきたいと思っております。

また、木の枝の関係でございますが、基本的にはその木の持ち主あるいは所有者にお願いするしかございません。このような要望があった場合は、所有者に通知を出して、伐採のお願いをしているのが現状でございます。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、再々質問をさせていただきます。

通学路の総点検が早急に必要と考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員の再々質問に対して答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、通学路の総点検というお話でございます。

まず、現在、通学路の点検につきましては、合同点検というものを実施してございます。教育委員会が窓口になりまして、旭警察署、海匠土木事務所、あるいは学校関係者等が各学校ごとに集まりまして、点検を行っているものでございます。毎年5校ずつ、小学校ですが5校ずつ、3年に1回のサイクルで実施されてございます。

一応、夏休みの期間中にこれを実施するのですが、15校合同、あるいは別々でもやるとなれば、1校にかかる時間が約半日程度、今までは必要になっておりました。これが15校になれば、やはり日数も増えてきますので、あと関係機関との調整なども必要になりますので、現在は15校合同でという、あるいは総点検ということは、私どもでも考えておりませんでしたので、ちょっと難しいかなということ、すみません、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。これからしっかりまた点検のほうもお願いしたいと思います。

次に、（2）の見守り隊ですけれども、これは本当に地域が一体となって事故ゼロを目指していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の（３）の信号機について、再質問をさせていただきます。

先日、旭中央小学校正門の交差点ですが、私も朝７時から８時まで立たせていただきました。朝は高校へ通う生徒さんが自転車で東に向かい、中学へ通う生徒さんが西に向かい、駅に向かう高校生が自転車で北に向かい、通勤の車が大変に渋滞をしています。小学校へ通う子どもたちは大変に危険です。ぜひ信号機の設置を要望します。先ほど要望していただけるということですので、よろしくお願いいたします。

次に、（３）の信号機ですけれども、126号線沿いのドン・キホーテ前の信号機も再度お願いしていただけるということで、よろしくお願いいたします。

小見川県道線沿いの新町地先の一本松の所の信号機につきましても、またこれから警察とよく協議をしていただき、一日も早く改善できるようによろしくお願いいたします。

次に、２点目の防災について、（１）の非常用として液体ミルクは備蓄されているのでしょうかについて、再質問させていただきます。

先ほどの回答では、液体ミルクは考えていないということですが、液体ミルクには缶とパックがあります。ぜひ災害に備えて、いつ起こるか分からない災害に向けて、赤ちゃんとその家族を守るためにも必要と考えますので、再度、いかがでしょうか。今後、今は粉ミルクだと思うんですけれども、今後。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員の再質問に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 液体ミルクをぜひというご質問でございます。

液体ミルクは、確かに煮沸をしなくてもそのまま飲めるという手軽さもあるということは承知しております。ただ、まだ発売されて間もないという状況もございます。あるいは、保存期間がちょっと短いですとか、価格もまだ少し高価な部分というのもございます。しばらくその状況を見きわめた中で、今後導入できるかどうか検討を進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひ考えていただければと思います。

次に、３点目のいじめ対策について、（１）のLINEなどSNSを活用したいじめ相談について、再質問させていただきます。

現在は、LINEでの相談はされていないようですけれども、今後のお考えはいかがでし

ようか。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員の再質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 今後、SNSを活用したいじめ相談について、どうなのかというところでございますが、先ほども申し上げましたが、旭市では現在、SNSを活用したいじめ相談については行っておりません。ただ、本市といたしましても、電話相談やスクールカウンセラーの配置など、いじめ対策の充実に努めてはおるところです。ただ、いじめを早期に発見し、対応できるという点では、SNSなどを活用したいじめ相談は、児童・生徒にとって手軽で有効な手段の一つであると受け止めております。導入に当たっては、費用面はもとより、携帯、スマホについての生徒指導上の課題もありますので、引き続き先進事例の研究や課題を調査するとともに、国や県の今後の動向も含め、学校現場や保護者の意向等について、把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、現在スクールソーシャルワーカー、県から今年度から1名派遣されているということですが、今後は市でお考えはありますでしょうか。市としての配置は。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員の再々質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） スクールソーシャルワーカーの配置についてはどうなのかというところでございますが、スクールソーシャルワーカーの職務といたしますか、主な職務として、児童・生徒が置かれた環境への働きかけだとか、関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整が主な職務とされております。本市においては、スクールカウンセラーの増員をこのところずっと行ってございまして、スクールカウンセラーは児童・生徒と直接接し、また親御さんとの相談等にも乗れるということで、そちらのほうを重視していくように考えておるところです。現在、1名のスクールソーシャルワーカーで今年度活動してみて、どうしても手に余るということであれば、今後また視野に入れていきたいなと思っておるところです。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうもありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時30分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理しました。追加のありました議案は、議案第9号、議案第10号の工事請負契約の締結についての2議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 配付漏れないものと認めます。

ただいま、追加議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇）

○議会運営委員長（佐久間茂樹） ただいま議会運営委員会を開きまして、追記議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について、ご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第9号、議案第10号の工事請負契約の締結についての2議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和元年旭市議会第2回定例会議事日程その2、本日6月13日木曜日、この後、追加日程第1、議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、議案の補足説明、補足説明については財政課長を予定しております。追加日程第4、議案質疑、追加日程第5、常任委員会議案付託。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第9号、議案第10号の2議案を本日の日程に追加し、直ちに議

題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(向後悦世) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長(向後悦世) 追加日程第1、議案上程。

議案第9号、議案第10号の2議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長(向後悦世) 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) 本日、議案2件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第9号及び議案第10号は、工事請負契約の締結についてでありまして、議案第9号は社会教育施設大規模改造工事について、議案第10号は旭市立海上保育所園舎改築工事(建築)について、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、これらの契約について議会の議決を求めるものであります。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同くださいますよう、お願いいたします。

○議長(向後悦世) 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（向後悦世） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第9号、議案第10号について、財政課長登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） それでは、議案第9号及び議案第10号について、補足説明を申し上げます。

この2議案は、いずれも工事請負契約の締結についてであります。

初めに、議案第9号について申し上げます。

恐れ入りますが、議案の裏面をご覧ください。

契約の名称は、社会教育施設大規模改造工事であります。

契約方法は、総合評価方式一般競争入札により執行いたしました。

総合評価方式について、簡単に説明させていただきます。

その総合評価方式は、本年度より設計額1億円以上の建設工事に適用となるもので、入札参加者から提示された技術資料に基づき、企業の施工能力や技術者の能力、企業の社会性などの評価項目について、評価基準により技術評価点を算出し、入札価格と併せて評価し、落札者を決定するものです。

入札の経過を申し上げます。

平成31年4月17日に入札の公告を行い、5月9日まで入札参加資格申請及び技術資料の申請の受付を行ったところ、2者から申請及び技術資料の提出があり、2者とも資格要件を満たしておりました。この2者による入札書の受付を5月16日から6月3日まで行い、6月4日に開札し、入札価格と技術評価を総合的に評価した結果、評価値が最も高い旭市ニの1469番地、株式会社伊藤工務店、代表取締役伊藤晃を契約の相手方と決定いたしました。

契約金額は2億8,325万円であります。

予定価格は3億729万6,000円、最低制限価格に当たる調査基準価格は2億8,208万4,000円、落札率は92.17%でありました。

仮契約締結日は6月11日、工事の期限は令和2年3月13日であります。

続きまして、議案第10号について申し上げます。

同じく、議案裏面をご覧ください。

契約の名称は、旭市立海上保育所園舎改築工事（建築）であります。

契約方法は、総合評価方式一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

公告日から、開札日までは、議案第9号と同様であります。

入札参加資格申請及び技術資料の提出のあった2者ともに資格要件を満たしており、この2者から入札書の提出があり、開札の結果、評価値が最も高い旭市ニの1469番地、株式会社伊藤工務店、代表取締役伊藤晃を契約の相手方と決定いたしました。

契約金額は2億185万円であります。

予定価格は2億1,890万円、調査基準価格は2億138万8,000円、落札率は92.21%でありました。

仮契約締結日は6月11日、工事の期限は令和2年3月13日であります。

以上で、議案第9号及び議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 議案質疑

○議長（向後悦世） 追加日程第4、議案質疑。

これより議案の質疑を行います。

議案第9号について、質疑ありませんか。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第9号、工事請負契約の締結について質疑をさせていただきます。

今回、先ほど補足でありました契約方式が総合評価方式一般競争入札という取り組みになっておることです。この総合評価方式なんですが、工事の発注に当たり、競争参加者に技術提案等を求め、価格以外に競争参加者の能力を審査すると。その審査の結果を併せて契約の相手方を決定する方式であると、そのように認識しておりますので、契約金額以外に技術提案、それから能力の審査の状況について細かく伺いたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、技術の点ということで、まず評価項目について説明させていただきます。

評価項目につきましては、大きく四つございまして、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域精通度、地域貢献度、こういったものがございます。企業の施工能力としましては、過去10か年に引き渡しの済んだ同種工事の施工実績、これが満点が2点でございます。それで、旭市発注工事における過去2か年の同一工種での工事成績、これが4点でございます。それで、旭市発注工事における過去2年間の事故及び不誠実な行為というのがございまして、これはマイナス最高4点ということになります。あと、ISO9001、ISO14001の認証取得情報。それと、過去10か年の引き渡しの済んだ同種工事の施工実績が、これが2点です。旭市発注工事における過去5年間の本工事と同一工種の工事成績、これは旭市で工事成績を行ったもの、これが最高4点でございます。地域精通度といたしまして、過去10か年度に引き渡しの済んだ旭市内の公共工事の施工実績、旭市内がこれが2点でございます。地域貢献度としまして、旭市内に建設業法に基づく本店または支店の有無、これが2点でございます。災害協定締結の有無、これが3点でございます。

この結果、落札業者につきましては2者ございまして、伊藤工務店が合わせたものが11.25、島田建設が6.00、この評価の方法ですけれども、最高点のものを20点満点とするということでございます。

その次につきましては、案分に合わせて点数を上げると。例えば、最高20点で一番上が10点、2番目が5点でしたら、10点を20点に上げますので、2倍していますから、5点は10点になると、そういった評価の方式でございます。

その結果、伊藤工務店が120点、島田建設が110.66、入札価格が伊藤工務店が2億5,750万円、島田建設ですが2億6,330万円、この評価基準点を入札価格で割りまして、それが評価値というふうになりまして、それが高いほうということで、伊藤工務店が4.6601、島田建設が4.2030、これによりまして伊藤工務店を契約の相手方としたという次第でございます。

○議長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） この総合評価方式という判断は職員がするんですか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 総合評価方式につきましては、原則、1億円以上の工事が入札参加

者資格委員会において決定いたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 何ですか、その入札資格委員会というのは。ちょっと教えてください。詳しく。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質疑に対し答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 入札参加資格委員会につきましては、一般競争入札とかがある場合に、この入札の基準だとか制限をかけるというのがございます。例えば、地域だとか、あるいは幾ら以上の工事があったとか、そういったものの決定をする機関であります。それにつきましても、総合評価方式につきましても、この入札参加資格委員会で決定するというところでございます。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それはどこにあるの。県か国。よく分からない。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質疑に対し答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） これは庁内に設置しております。副市長が委員長ということになっております。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の質疑を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 総合評価方式だと、かなり旭市での実績ですか、それが重要視されると思うんですが、そうなりますと、よそからなかなか入れなくなっちゃうと思うんですが、その辺はどういうふうになっているのか、お尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 市内の業者がだいぶ有利ではないかということでございます。

実績というのは、企業の技術力ということがございまして、そのほかに地域貢献度、これは2点でございます。本店、支店の有無ということが2点ということになっておりまして、あと災害協定の締結が2点といったことになっております。こちら辺が市内で有利かなとい

うふうに思っております。ただ、普通の一般競争入札の条件といたしましても、点数を例えば市内であれば750点、市外であれば800点といった形で、差は付けてはおります。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 県であればともかく、旭市でそういう方式をとると。ですから、旭市で今まで実績のある業者がかなり有利になると思います。

その結果、こういう落札率ですか、今までと比較しますとかなり高くなっている。今までは最低制限価格ですか、それ1万円とか2万円上乗せであった。今回92.何%、この方式を取り入れることによってかなり落札率が、つまり金額が上がっちゃうと思うんですが、その辺どういうふうに考えているのか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 落札額が総合評価方式になって上がるということでございますけれども、確かに技術力の高いところ、点数の高いところにつきましては有利になります。そういった技術力を遵守した制度であるというふうに認識しております。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 技術力とか何とかじゃなく、先ほどの説明を聞いていますと、市内で今までの実績のあった業者ですか、これがかなり有利になって、よその地区から入れなくなっちゃうと思うんですよ。その辺お答えいただきます。

それと同時に、またこの方式をとった中で、この計算方式ですか、それらを後ほどいただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 市内が有利になるということでございますけれども、そういう部分もあるということです。全てではございませんで、その反映される部分につきましては全てで20点ということでございます。それに100点が上乗せされますので、その部分はさらに薄まるということがございます。計算方法につきましては、後ほどお持ちしたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 確かにそういった部分はあろうかと思えます。先ほど言いましたけれども、企業の信頼性だとか、社会性、この部分については6点ということが入っております。

す。それも、その点数に全て比例するわけではありません。先ほど申し上げましたけれども、100点という部分で薄められるということがございます。こういった部分については、ほかの市町村でもこういった形をとっているのではないかというふうに思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、質疑はありませんか。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第10号、こちらは市立海上保育所園舎改築工事の締結についてでありますけれども、この入札に参加した業者、それからその業者の入札参加金額について伺いたいと思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、入札金額を申し上げます。

入札は2者でございました。株式会社伊藤工務店、島田建設株式会社海上支店。株式会社伊藤工務店につきましては1億8,350万円、島田建設につきましては2億920万円でございました。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、先ほどと同じように能力審査、その評価の結果、それから計算方式によっての点数になるのでしょうか、その辺のところを、ちょっと早口なので、ゆっくり大きい声でお願いしたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、評価点、伊藤工務店が10.25です。それで島田建設が6.0。それで加算点として、伊藤工務店は10.25から20点に引き上げまして、島田建設は11.707、100点を合計しまして、伊藤工務店が120、それで島田建設が111.707、これを入札価格で割りまして、評価点が6.5395、島田建設が5.3397、これによりまして伊藤工務店を落札業者と決定いたしました。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番(林 晴道) 分かりました。結構大きな開きがあるものなんだというのが、僕、正直な感想でありまして、新たに総合評価方式、これは大きい自治体とか先進地がまず取り入れてきていたものというふうに思っているんですが、初めて本市に導入しまして、2本終わったわけですが、この委員会の委員長が副市長なんですね。今回、開札になってみて、今までと違う初の試み、単刀直入にどのようなことを感じていらっしゃるのか、お答えいただきたいと、そのように思います。

○議長(向後悦世) 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長(加瀬正彦) 今までと変わったところ、この実施に当たっての期間が若干延びた。それと、少なくとも入札に当たっては、自分のところの技術力とか、そういうところをきちんと出していただく必要がある。それと、今この評価をするに当たってこの評価基準でよろしいかどうか、それについては、外部の技術の専門的な知識を持っている方の意見を聞いて、その技術点の確認をする。やはりそういった手間がかかっています。それだけ時間はかかっていると。ただ、落札した結果については、それほど今までの入札自体と金額的には変わっていない。よその自治体を聞きますと、これが金額が僅差でありますと、逆転した例とか、県ではあるようでございますけれども、今回はそのまま順当に落札者が決定したということでした。

低価格調査という形で調査をするということになりますと、それはまた時間がかかりますけれども、そのところは今回発生しなかったということでございます。率直に言えば、時間がかかるということです。

○議長(向後悦世) 林晴道議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

木内欽市議員。

○18番(木内欽市) ちょっと教えてもらいたんですが、この事務量というのは相当増えちゃうんでしょう、これにすると皆さん方の。どのぐらい増えちゃうんですか。

○議長(向後悦世) 木内欽市議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(伊藤義隆) 通常の入札と多少は事務量は増えます。それは、学識経験者の意見聴取だとか、あるいは出された書類のチェックだとか、そういったものがございます。ただ、これが倍だとか3倍だとか、そんなに増えるわけではございません。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それで、よく分からんですが、これ割り返したり何とかで、ですから、場合によっては入札価格の低い人がとれないという場合もあり得るんでしょう。金額が安くても駄目という、そういう場合もあり得るんでしょう。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 金額が高い業者がとるという逆転現象は起こります。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） たまたまきょう入札のあれで、今、書類見ていたら、どこかよそではそれで、安いのに何でとれなかった、裁判になったところもあると聞いているんですが、そういう心配はないんでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） これは品確法の理念に基づいてやっているというものでございます。

それで、国が指導して積極的にというような話でやっておりますので、そこで裁判の結果がどうなるか分かりませんが、そういったところで推し進めているというところでございます。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 議案第10号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程第5 常任委員会議案付託

○議長（向後悦世） 追加日程第5、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第9号、議案第10号の2議案を、お手元に配付してあります付託議案分担表その2、議案表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、19日までに審査を終了されますよう、お願いいたします。

○議長（向後悦世） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

なお、次回は24日、定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時59分

令和元年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第5号）

令和元年6月24日（月曜日）午前10時14分開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長陳情報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 事務報告
- 第 8 閉会

本日の会議に付した事件

追加日程 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決

追加日程 陳情第4号の取り下げの件

- 日程第 5 常任委員長陳情報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決

追加日程第1 発議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 質疑、討論、採決

追加日程第4 議案上程

追加日程第5 提案理由の説明

追加日程第6 議案の補足説明

追加日程第7 質疑、討論、採決

日程第 7 事務報告

日程第 8 閉 会

出席議員（17名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行 政 改 革 推 進 課 長	井 上 保 巳	総 務 課 長	伊 藤 憲 治
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	遠 藤 泰 子
環 境 課 長	木 内 正 樹	保険年金課長	在 田 浩 治
健康管理課長	遠 藤 茂 樹	社会福祉課長	仲 條 義 治
子 育 て 支 援 課 長	石 橋 方 一	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農水産課長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 博 久	都市整備課長	加 瀬 宏 之
下 水 道 課 長	丸 山 浩	会 計 管 理 者	多 田 英 子
消 防 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	宮 負 亨

庶務課長	栗田 茂	学校教育課長	加瀬 政吉
生涯学習課長	八木 幹夫	体育振興課長	花澤 義広
監査委員 局長	伊藤 義一	農業委員会 事務局長	赤谷 浩巳

事務局職員出席者

事務局長	高安 一範	事務局次長	池田 勝紀
------	-------	-------	-------

開議 午前10時14分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（向後悦世） おはかりいたします。永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

◎追加日程 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈

○議長（向後悦世） 追加日程、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈。

これより、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として20年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました高橋利彦議員に、表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

高橋利彦議員、前のほうにお進みお願いいたします。

（議長より表彰状伝達並びに記念品の贈呈、拍手）

○議長（向後悦世） ここで、しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○副議長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

引き続き、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として15年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました向後悦世議員に、表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

向後悦世議員、前のほうにお進み願います。

（副議長より表彰状伝達並びに記念品の贈呈、拍手）

○副議長（宮澤芳雄） ここで、しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号から議案第10号までの10議案及び請願第2号、請願第3号の請願2件並びに陳情第4号の陳情1件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果はお手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（向後悦世） 日程第1、常任委員長報告。

これより、各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○文教福祉常任委員長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月10日及び13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、議案第9号、工事請負契約の締結について、議案第10号、工事請負契約の締結についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月18日の午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため、執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

プレミアム付商品券事業の周知方法はとの質疑では、広報紙によるPR、市のホームページへの掲載、ポスター、チラシなどによる啓発、相談窓口の開設などを予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第10号の主な質疑について申し上げます。

改築される園舎のトイレは洋式か、また、遊戯室へエアコンの設置を予定しているかとの質疑では、トイレは洋式となる。エアコンについては、遊戯室も含め全室に設置する予定との答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、3議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決するべきものと決しました。

以上、報告いたします。

令和元年6月24日、文教福祉常任委員長、飯嶋正利。

○議長（向後悦世） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 伊藤 保 登壇）

○総務常任委員長（伊藤 保） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第2号、旭市非常勤の職

員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第5号、財産の取得について、議案第6号、専決処分の承認について、議案第7号、専決処分の承認について、議案第8号、専決処分の承認についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月19日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため、執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第2号の主な質疑について申し上げます。

投票立会人について、勤務時間と報酬額を時給に換算すると幾らか、また、千葉県の最低賃金との関係はとの質疑では、勤務時間は投票時間と同じ午前7時から午後8時までとなっており、時給に換算すると830円になる。この金額は、国の法律で定められた基準によるため、千葉県の最低賃金895円とは別物になっているとの答弁がありました。

次に、議案第5号の主な質疑について申し上げます。

資機材搬送車について、具体的にどのような資機材を積むのか、また、県内の消防署での配備状況はとの質疑では、車両に積む資機材は後方支援物資のほか自分たちが通常活動する資機材として、ホース、食料品、現地に設置するテント、発電機等になる。また、同様の車両は県内に12台配備されているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和元年6月24日、総務常任委員長、伊藤保。

○議長（向後悦世） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（向後悦世） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第10号までの10議案について採決いたします。

議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり承認されました。

議案第7号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり承認されました。

議案第8号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり承認されました。

議案第9号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長(向後悦世) 日程第3、常任委員長請願報告。

文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を

求めます。

飯嶋委員長、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇)

○文教福祉常任委員長(飯嶋正利) 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月10日の本会議において、本委員会に付託されました請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号、「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の請願2件について、審査経過及び結果を申し上げます。

請願審査は、6月18日の付託議案の審査終了後、本請願について紹介議員より詳しく説明を受け、担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

審査では特に意見がなく、別紙報告書のとおり、請願2件とも全員賛成で、採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和元年6月24日、文教福祉常任委員長、飯嶋正利。

○議長(向後悦世) 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長(向後悦世) 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第2号、請願第3号の請願2件を一括議題といたします。

委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 討論なしと認めます。

これより請願第2号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

続いて、請願第3号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第3号、「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

おはかりいたします。陳情第4号について、取り下げしたい旨の申し出がありますので、この際、陳情第4号の取り下げの件を日程に追加し、直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号の取り下げの件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

◎追加日程 陳情第4号の取り下げの件

○議長(向後悦世) おはかりいたします。陳情第4号の取り下げを許可することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成少数。

よって、陳情第4号の取り下げを許可しないことに決しました。

◎日程第5 常任委員長陳情報告

○議長（向後悦世） 日程第5、常任委員長陳情報告。

文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○文教福祉常任委員長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る6月10日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第4号、旭市の子どもの貧困対策の更なる充実を求める陳情の陳情1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は6月18日の付託議案審査終了後、本陳情について担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

審査では特に意見がなく、別紙報告書のとおり、賛成少数で不採択と決しました。

以上のとおりご報告いたします。

令和元年6月24日、文教福祉常任委員長、飯嶋正利。

○議長（向後悦世） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（向後悦世） 日程第6、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第4号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

これより陳情第4号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 討論なしと認めます。

これより陳情第4号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第4号、旭市の子どもへの貧困対策の更なる充実を求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成少数。

よって、陳情第4号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前11時 0分

○議長(向後悦世) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における2020年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

また、本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第11号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての1議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 配付漏れないものと認めます。

ただいま、発議案と追加議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇)

○**議会運営委員長（佐久間茂樹）** ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案と追加議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における2020年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案と、追加議案については、市長より提案のありました議案第11号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和元年旭市議会第2回定例会議事日程その3、本日6月24日月曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決、追加日程第4、議案上程、追加日程第5、提案理由の説明、追加日程第6、議案の補足説明。補足説明については、総務課長を予定しております。追加日程第7、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしく願いいたします。

○**議長（向後悦世）** 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号、発議第2号の2発議案及び議案第11号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（向後悦世）** ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○**議長（向後悦世）** 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号、発議第2号の2発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（向後悦世） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号、発議第2号について、文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○文教福祉常任委員長（飯嶋正利） それでは、発議第1号、発議第2号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されている。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

続いて、発議第2号、国における2020年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における2020年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊

かに教え、育てるという重要な使命を負っている。

しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。

そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2020年度に向けての予算の拡充をしていただきたい。

1. 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
6. 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（向後悦世） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（向後悦世） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号の2発議案を順次議題といたします。

発議第1号、発議第2号について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について採決いたします。

発議第2号、国における2020年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 議案上程

○議長（向後悦世） 追加日程第4、議案上程。

議案第11号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第5 提案理由の説明

○議長（向後悦世） 追加日程第5、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第11号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が来る8月18日をもって満了となるため、後任の委員を任命するに当たり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。私は、島田恒氏が適任であると考え、提案するものであります。詳しくは、事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（向後悦世） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第6 議案の補足説明

○議長（向後悦世） 追加日程第6、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第11号の1議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） 議案第11号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、補足説明を申し上げます。

本議案は、現在の委員のうち、1名の任期が本年8月18日に満了となるため、後任の委員

を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

今回、教育委員に任命したい方は、旭市見広600番地にお住まいの島田恒氏、昭和33年2月1日生まれの方です。なお、島田氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法に規定されている欠格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第7 質疑、討論、採決

○議長（向後悦世） 追加日程第7、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第11号について、質疑はありませんか。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、何点かお尋ねします。

まず、教育委員の人数は何人なのか。

そして、その中で前の職、前職が教諭は何人か。そして、俗に言う一般人ですか、教育に携わったことのない人は何人なのか、お尋ねします。

それと同時に、一般人、教育に携わったことのない人の選出の地域はどういうふうになっているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お待たせしました。

私からは、まず、人数をお答えいたします。

教育委員は現在5人でございます。

それと、地域性というようなお話もございましたけれども、地域性については、旧1市3町のエリアというのを勘案しながらということで選んでいるというふうに理解はしております。

す。

それと、前職がどうであったかということですが、それにつきましては教育委員会のほうでお答えをお願いできればと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 教育委員会の中で、前職の人数というところで、教員職の方は3名でございます。

あと、地域、一般の方の地域でございます。旭地域1名の方、海上地域1名の方が、現在における教育委員の地域でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、5人の中で、前職が教員が3名、それから教育に携わったことのない、俗に言う一般人ですか、これが2名ということでございますが、これは何ら決まりがあってこういうふうになっているのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 教員以外の方、一般の方が保護者枠というところにいることが望ましいというところになってございまして、そういう意味で、現在は保護者枠ということで、一般の方が2名ということでお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 議案第11号の質疑を終わります。

議案第11号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第11号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第11号は同意することに決しました。

◎日程第7 事務報告

○議長（向後悦世） 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧くださいと思います。

1つ、金100万円を、鈴木茂昭様より、3月25日受納いたしました。

1つ、豚肉283.8キログラムを旭市養豚推進協議会様より、5月17日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（向後悦世） 事務報告は終わりました。

◎日程第8 閉 会

○議長（向後悦世） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて令和元年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 向 後 悦 世

副議長 宮 澤 芳 雄

議 員 島 田 和 雄

議 員 伊 藤 房 代